

平成 2 4 年美浦村告示第 1 3 0 号

平成 2 4 年第 3 回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 4 年 8 月 1 6 日

美浦村長 中 島 栄

記

1 . 期 日 平成 2 4 年 9 月 1 1 日

2 . 場 所 美浦村議会議場

平成24年美浦村議会第3回定例会会期日程

日次	月日	曜日	議事内容
1	9月11日	火	(開会) 本会議 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・一部議案質疑、討論、採決 ・報告、質疑 ・請願上程、趣旨説明、質疑、委員会付託 ・決算審査特別委員会の設置
2	9月12日	水	総務常任委員会 経済建設常任委員会 厚生文教常任委員会 議案調査
3	9月13日	木	本会議 ・一般質問
4	9月14日	金	議案調査
5	9月15日	土	議案調査
6	9月16日	日	議案調査
7	9月17日	月	議案調査
8	9月18日	火	決算審査特別委員会
9	9月19日	水	議案調査
10	9月20日	木	本会議 ・議案質疑、討論、採決
11	9月21日	金	本会議 ・委員長報告、討論、採決 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・議案質疑、討論、採決 ・委員長報告、質疑、討論、採決 ・意見書上程 ・提案理由説明 ・意見書質疑、討論、採決 (閉会)

平成24年第3回
美浦村議会定例会会議録 第1号

平成24年9月11日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(報告・質疑)

報告第1号 平成23年度美浦村水道事業会計継続費精算報告書について

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第1号 教育委員会委員の任命について

議案第2号 教育委員会委員の任命について

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

議案第4号 工事請負契約の締結について

議案第5号 財産の取得について

議案第6号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 美浦村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 美浦村スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

議案第10号 美浦村立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 平成24年度美浦村一般会計補正予算(第4号)

議案第12号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第13号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第14号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第15号 平成24年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第16号 平成24年度美浦村水道事業会計補正予算(第1号)

(議案一括上程・提案理由の説明・監査報告・質疑省略・付託)

議案第17号 平成23年度美浦村一般会計決算認定の件

議案第18号 平成23年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件

議案第19号 平成23年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件

議案第20号 平成23年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件

議案第21号 平成23年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件

議案第22号 平成23年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件

議案第23号 平成23年度美浦村水道事業会計決算認定の件

(請願上程・趣旨説明・質疑・委員会付託)

請願第1号 教育予算の拡充を求める請願

1. 出席議員

1番	塚本光司君	3番	飯田洋司君
4番	椎名利夫君	5番	山崎幸子君
6番	富田隆雄君	7番	山本一恵君
8番	林昌子君	9番	下村宏君
10番	坂本一夫君	11番	羽成邦夫君
12番	小泉輝忠君	13番	石川修君
14番	沼崎光芳君		

1. 欠席議員

2番 岡沢清君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	門脇厚司君
総務部長	岡田守君
保健福祉部長	浅野重人君
経済建設部長	沼崎武男君
教育次長兼学校教育課長	増尾嘉一君
総務課長	松葉博昭君
企画財政課長	増尾正己君
住民課長	大竹美佐子君
福祉介護課長	秦野一男君
国保年金課長	桑野正美君
児童館長	宮本きみ子君
上下水道課長	青野道生君
生涯学習課長	増尾利治君
監査委員	荒木昭雄君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 出 攻
書	記 浅 野 洋 子
書	記 糸 賀 一 欽

午前10時05分開会

議長（石川 修君） 皆さん、おはようございます。

第3回定例会へのご参集、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名です。岡沢 清君の1名が欠席となっております。

これより、平成24年第3回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議長（石川 修君） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりといたします。

議長（石川 修君） それでは、議事に入ります前に、村長のごあいさつをいただきたいと思います。

村長。

村長（中島 栄君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日、議員各位には平成24年度第3回美浦村議会定例会にご参集、大変ご苦労さまでございます。日ごろより議会活動を通して村政にかかわる住民の安全・安心を築いていただいております。感謝を申し上げますとともに、村執行部に対しましても、多方面にわたるご支援・ご協力をいただいていることに御礼を申し上げます。

ことしも、はや立秋を過ぎて35日がたちました。朝夕の気温も涼しくなり、秋を感じさせる時節となってまいりましたが、日中はまだ30度以上の暑さが続いております。

9月11日、本日は昨年の東日本大震災より1年半、アメリカの同時多発テロから11年になります。自然界の想定外の災害、人的に引き起こされる、はかり知れないテロや事件など、私たちの日常において無視できない各事象への対応策を考慮していかなければならない現社会でもあります。

美浦村の催事では、今月8日に、土曜日なのですが、中学校の体育祭が行われ、出席された皆様方より一生懸命競技をする中学生に声援を送っていただき、大変盛り上がりしました。生徒たちにとって、よい思い出ができたことと思います。このほかにも、9月は小学校や敬老会など多くの行事が予定されております。議員各位におかれましては、体調にご配慮の上、参加・活動をよろしく願いいたします。

ことしの夏は、作物に影響を与えるような悪天候もなく、稲の刈り取りも順調に進んでいるようであります。作況指数も前年よりもよいという話も聞かれています。放射線量

関連については、当然美浦村全域を対象に、測定ポイントを決めて放射性物質汚染の測定を実施しております。現在のところ汚染とされる数値は計測されておられませんので、安心して食していただきたいと思います。今年度も美浦特産米の販路の拡大・PRを実施してまいりたいと考えております。

国会も9月8日で閉会し、自民党、民主党も国民そっちのけでの党首選が当面の課題であります。決められない政治と言われる中で、決めたのは消費税増税のみで、他の議論は審議されない状況であります。東日本大震災の復旧・復興などの審議する課題は、まだ山積みであります。国民が安全で安心できるよう、また、地方自治体が迅速に対応できるよう、早目の制度改正や法整備を進めていただきたいものです。原子力の問題も含めてであります。

8月中に美浦村に報告のあった事案、また、決定された事案について述べさせていただきます。詳しくは全員協議会でも報告をさせていただきますが、かねてより要望のありました土屋地区、まきば病院の跡地利用については、当初、千葉県福祉会が運営する予定でありましたが、晴生会が引き継ぐこととなり、リフォームを終了し、8月24日に内覧会を開催。9月1日から介護老人保健施設「葵の園・美浦」がオープンいたしました。併設して診療所も開院する内容でありましたが、現在のところ、金曜日1日だけの診療という報告であります。椎名議員より一般質問も出ていますので、詳しくは、後日詳細について申し上げたいと思います。

次に、8月29日、茨城町において、災害時相互応援協定を、美浦村・茨城町・福島県大玉村と3町村で協定書の締結をいたしました。内容は、各町村の区域内において、地震・豪雨・暴風等により大規模災害が発生した場合における相互の応援に関し、生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供、被災者の応援・復旧に必要な資機材及び物資の提供、被災者の受け入れ、職員の派遣、ボランティアのあっせん、特に要請のあった事項を応援していただく内容であります。また、文化や経済においても交流を深め、地域の活性化につながる取り組みも行うよう、話し合いを持たれました。

続きまして、安中地区のメガソーラーについては、ウエストホールディングスはほぼ設置を完了しております。スカイ・ソーラー・ジャパンは、11月ごろより整備をしていきたいとの報告が入っております。

パプリカ栽培のリッチフィールド美浦については、9月15日に、関係者立ち会いのもと、起工式を行い、建設が始まる予定であります。

また、美浦特産のマッシュルーム生産については、今までの生産組合の事業継続が懸念されてきましたが、このたび、生産組合から千葉県の芳源ファームに事業が引き継がれ、9月3日にJAかすみ農協を入れての販売が契約されました。今までのとおり「美浦」の名前を入れての生産品となっています。皆さんにおかれましても、美浦村特産品のPRにご協力いただければ幸いです。

10月7日には、村民体育祭が予定されています。また、同月の28日には縄文ムラまつりが開催されますが、同日に日本大学理工学部航空宇宙工学科により、人力飛行機による霞ヶ浦周回飛行日本記録樹立への挑戦が予定をされています。議員各位には、予定を組んでいただき参加されることをお願いいたします。

今定例会に提出された案件は、報告が1件、諮問による人事案件が1件、教育委員会の人事案件が2件、広域連合規約の一部変更が1件、工事契約の締結が1件、財産の取得が1件、美浦村の条例の一部を改正する条例が5件、平成24年度美浦村一般会計から特別会計の補正予算が6件、平成23年度美浦村一般会計から特別会計の決算認定が7件の25案件であります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げ、冒頭でのごあいさつといたします。

議長（石川 修君） 村長のあいさつが済んだところで、直ちに議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、次の3名を指名をいたします。

12番議員 小 泉 輝 忠 君

14番議員 沼 崎 光 芳 君

1番議員 塚 本 光 司 君

以上の3名を指名いたしました。

議長（石川 修君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から21日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から21日までの11日間と決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第3、報告第1号 平成23年度美浦村水道事業会計継続費精算報告についてを議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

議長（石川 修君） 提出者より報告を求めます。

村長。

村長（中島 栄君） それでは、報告第1号 平成23年度美浦村水道事業会計継続費精算報告について、ご説明申し上げます。議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

す。

これは、平成22年度及び23年度の2カ年の継続事業として進めてまいりました美浦村簡易水道電気・機械設備更新事業が完了しましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するものであります。

美浦村配水場電気機計装・機械・自家発電設備更新工事につきましては、平成22年9月に工事に着手し、平成24年3月12日に完了いたしました。また、工区配水管の布設工事につきましては、延長約998メートルを3工区とし、平成23年9月に工事に着手し、平成24年2月29日に完了いたしました。

事業費につきましては、2カ年で5億7,844万4,000円となっており、財源内訳につきましては、企業債が5億5,000万、損益勘定留保資金等の自己資金が2,884万4,000円となっております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（石川 修君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、報告を終了いたします。

議長（石川 修君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第6、議案第2号 教育委員会委員の任命についてまでの3件を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

議長（石川 修君） 提案者の説明を求めます。

村長。

村長（中島 栄君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、ご説明申し上げます。この案件は、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員につきましては、村の推薦により3人の方が法務大臣の委嘱を受けまして、人権擁護の活動をされているわけでございますが、これまで委員の一人として人権思想の啓発や相談に当たってこられました石橋威雄氏が、平成24年12月31日をもって任期満了となるわけでございます。石橋威雄氏はこの間、人権擁護委員として職務に意欲的に取り組んでこられておりまして、児童生徒や地域住民に人権を大切にする心を説き、また、人権相談では、相談者の救済のために真摯にその解決に奔走するなど、相談者から厚い信頼を集めているところでございまして、これらの労を惜しまないご活躍を思いますとき、委員

として最適任であるとの考えから、引き続き、その候補者として推薦したいとご提案申し上げます。

既にご承知の方もおられると思いますが、石橋氏の経歴、人となりを中心に簡単に申し上げますと、美浦村大山にお住まいで、昭和21年2月27日生まれ、現在66歳でございます。昭和39年3月、茨城県立江戸崎高等学校を卒業され、現在は、氏の温厚にして誠実な人柄により推されて、平成16年から法務省所管の保護司、また、20年からは本村の心配事相談員、22年には人権擁護委員と、多くの要職につかれておりまして、本村の発展に貢献されている方でございます。

石橋氏は、ただいま経歴を申し上げましたように、本村の行政や地域活動にも精通し、経験も豊富で、人格・識見ともに豊かで、常に物事に当たる誠実な姿勢は、今後とも人権擁護に大きく貢献していただけるものと確信しているところでございまして、改めて国に推薦していきたいと考えておりますので、ご審議並びにご同意をお願い申し上げます。

続きまして、議案第1号並びに議案第2号につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第1号 教育委員会委員の任命についてでございます。

本村教育委員として平成20年11月から美浦村の教育振興にご尽力いただきました本多順一氏が、本年11月1日をもちまして任期満了となります。後任としまして、栗山秀樹氏を教育委員として任命いたしたく、規定に基づき、議会の同意を求めます。

平成20年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員の保護者の選任が義務化されております。この保護者枠として栗山秀樹氏を選任いたしました。

栗山秀樹氏の経歴等につきまして説明を申し上げます。栗山秀樹氏は、美浦村布佐にお住まいで、平成16年8月に地元企業であります栗山工業株式会社に入社、平成18年8月には、栗山工業株式会社の代表取締役社長に就任、現在に至っております。また、平成23年6月には美浦村商工会青年部部長に就任、美浦村商工の振興に尽力されております。また、茨城県より委嘱を受け、豊かで住みよい茨城づくりの推進のため、それぞれの地域を見直し、地域のあり方などを話し合い、茨城県に提言いただく「明日の茨城づくり検討委員会」委員としても活躍をされております。

栗山秀樹氏は、昭和49年生まれで、現在38歳でございます。人格・識見ともにすぐれ、地域の活性化のため、さまざまな活動をされており、若い世代の代表として積極的に本村教育の発展にご尽力いただけるものと確信をしております。

続いて、同じく教育委員会委員の任命についてでございますが、本村教育委員として平成20年11月から美浦村の教育振興にご尽力いただきました安岡正子氏が、本年11月1日をもちまして任期満了となります。後任としまして、浅野千晶氏を教育委員として任命いたしたく、議会の同意を求めます。

浅野千晶氏の経歴等につきまして説明を申し上げます。浅野千晶氏は、美浦村土浦にお

住まいで、昭和57年、私塾の学習塾を開設し、平成4年には学研教室として、美浦村大谷で学習塾を経営されており、現在に至っております。この間、多くの子どもたちの学力向上はもちろん、子どもたちの悩み事の相談相手となるなど、子どもたちと日々向き合ってきた。子どもの立場に立ち、子どもの目線で美浦村の教育を考え、ご意見をいただける方であると考えております。また一方では、図書ボランティアとして中央公民館の図書室の運営お手伝いなど、地域のボランティア活動も熱心な方でございます。

以上のようなことから、教育委員として適任であり、本村教育の発展のためにご尽力いただけると確信いたしております。

以上、諮問第1号、議案第1号並びに議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（石川 修君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本件を、原案のとおり適任と認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり適任と認め、更新することに決定いたしました。日程第5、議案第1号 教育委員会委員の任命についての質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6、議案第2号 教育委員会委員の任命についての質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第7、議案第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてから、日程第20、議案第16号 平成24年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）までの14議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

議長（石川 修君） 事務局、続いての朗読、大変ご苦労さまでございます。
会議の途中ではございますけれども、ここで暫時休憩といたします。
再開時間は、11時25分といたします。

午前11時15分休憩

午前11時28分開議

議長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

村長。

村長（中島 栄君） それでは、議案第3号から一括ご説明を申し上げます。議案第3号から16号までですね。

まず初めに、議案第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合規約を一部変更することについて関係市町村と協議する必要がある、その協議は地方自治法第291条の11の規定により、関係市町村の議会の議決を経なければならないことから、提案するも

のでございます。

続いて、議案第4号 工事請負契約の締結について、及び議案第5号 財産の取得について、この2案は関連案件となっておりますので、あわせてご説明申し上げます。

いずれも総務省の第3次補正により創設された被災地域情報化推進事業を活用した災害に強い情報連携システムの構築業務の委託契約に伴うものでございます。

議案第4号につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定、議案第5号につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもので、それぞれ災害に強い情報連携システム構築業務に伴う無線インフラ及び無線IP電話機設置工事として8,933万4,525円、ソフト及び機器購入として5,079万75円となっております。

なお、システム開発委託として9,654万5,400円を加えた合計2億3,667万円で、株式会社富士通マーケティング関越支社と、現在、仮契約中でございます。

続いて、議案第6号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

本件は、本年作成する美浦村地域福祉計画策定に伴う委員の報酬でございます。内容につきましては、別表第1中、「物産館建設委員会委員」の次に、「地域福祉計画策定委員会委員」を追加し、「委員長 5,500円」、「委員 5,000円」をそれぞれ追加するものであります。

続いて、議案第7号 美浦村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

条例第2条第2項では、社会教育委員の設置の見直しにより、条文の削除を行ったものでございます。第3条から第5条につきましては、社会教育委員の要件を新たに規定したものでございます。

これまでの社会教育委員の委嘱につきましては、公民館運営審議会の委員が当たることとされ、任期は2年、定数15名以内となっております。今回、より広く意見・要望等を取り入れたいとの考えから併職を廃止することとし、社会教育委員と公民館運営審議委員の定数をそれぞれ10名以内とするものでございます。

続いて、議案第8号 美浦村中央公民館設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。本件は、条例第4条第3項中の公民館運営審議会の委員の定数につきまして、議案第6号でご説明申し上げましたとおり、「15名」以内を「10名」以内としたものでございます。

続いて、議案第9号 美浦村スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例についてでございます。こちらにつきましても、議案第7号同様、審議会の設置は、公民館運営審議会の委員が当たることとされていることから、この条文の削除を行い、定数10名以内、任

期は1年としたものでございます。

ただいま申し上げました議案第7号から議案第9号までの条例の改正によりまして、各委員の兼職を廃止し、社会教育委員には社会教育行政について助言をするという職務、公民館審議会委員には、公民館における各種事業の企画・実施について調査・審議をするという職務、スポーツ推進審議会委員には、スポーツの推進に関する重要事項の調査・審議をするという職務を、それぞれに遂行していただこうと考えているところでございます。

続いて、議案第10号 美浦村立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

児童館運営につきましては、条例第5条に掲げる事業を行っているところでございますが、第4号中の児童福祉法第6条の2第12項は、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が平成22年12月10日、法律第71号で制定され、法第6条の3第2項に繰り下げて改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続いて、議案第11号 平成24年度美浦村一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。15ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算は、当初予算編成段階で不確定であり計上を見送っていたもの、及び緊急性を要する事業にかかわる補正が主なものとなっております。各項目の職員給与関係経費では、4月の人事異動及び5月末勸奨退職者分の職員給与費の調整を行うための補正をしております。これらの職員給与費の補正につきましては、47ページ以降の給与費明細書を後ほどごらんになっていただくこととし、詳細の説明は省略させていただきたいと存じます。

第1条の（歳入歳出予算の補正）の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,643万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を58億3,405万7,000円とするものでございます。

第2条の（債務負担行為の補正）では、19ページ第2表のとおり、本年9月以降に契約するもので、契約期間が次年度以降になるものにつきましては追加認定をお願いしております。なお、25年度に民間委託を行う予定であります児童館の指定管理者委託料、美浦中学校の給食調理業務委託料について、債務負担行為の追加設定をお願いしております。

第3条の（地方債の補正）では、19ページ第3表のとおり、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴い、限度額の変更をお願いしております。

それでは、特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき、説明申し上げます。最初に歳出予算から申し上げます。25ページをお開きいただきたいと思います。

総務費から申し上げます。総務管理費の企画費では、行政情報化推進事業費で被災地域情報化推進事業等を円滑に推進するための事務量等の増加により、時間外手当250万1,000

円の計上を行い、打ち合わせ等に要する普通旅費18万円の増額補正をお願いしております。
次のページをお開きいただきたいと思います。

6月議会定例会で新規計上をいたしました被災地域情報化推進事業費では、公募型プロポーザル方式による契約に基づき、予算組みかえ、契約差金の減額を行っております。また、自治体クラウド導入コンサルティング業務委託料1,050万円が新たに補助事業に採択されましたので、あわせて予算を計上しております。

続いて、民生費について申し上げます。29ページをお開きいただきたいと思います。

社会福祉費の社会福祉総務費では、社会福祉事務費で一般財源で行っていた災害時要援護者見守り推進事業及び美浦村社会福祉協議会で行うボランティアセンター創設に対する補助金が、補助率10分の10の県の地域支え合い体制づくり事業補助金の対象となったことにより予算の組みかえのため、減額補正を行っております。

次の国民健康保険特別会計繰出金で、人事異動等による職員給の調整として、281万円を減額補正しております。次のページをお開きください。

新規事業といたしまして、先ほど申し上げました地域支え合い体制づくり事業費599万6,000円を計上させていただきました。内訳としまして、災害時要援護者見守り推進事業に従事する一般職非常勤職員雇用関係費用としまして、一般事務職員報酬242万6,000円、臨時職員社会保険料35万8,000円、費用弁償8万5,000円、消耗品費34万5,000円となっております。

なお、当初予算では、一般職・非常勤職員1名体制で行うこととしておりましたが、県の補助事業になったことを受け、事業の推進を図るため、10月から2名体制で行うこととしております。

負担金、補助及び交付金では、美浦村社会福祉協議会に対するボランティアセンター創設補助金278万2,000円を計上しております。

老人福祉費では、介護保険特別会計繰出金で人事異動等による職員給の調整として、533万3,000円の増額補正をお願いしております。

社会福祉施設費では、新事業としまして老人福祉センター耐震改修事業費289万円を計上しております。美浦村地域防災計画で、福祉避難所に指定されている老人福祉センターは、現在の耐震基準以前の建築物であることから耐震診断を行うことが必要でありますので、老人福祉センター耐震診断業務委託料を計上しております。今後は、この耐震診断結果に基づき、耐震改修を行ってまいります。なお、この事業の財源は、3月の議会定例会において設置いたしました復興まちづくり基金からの繰入金となっております。

医療福祉費では、医療給付事業費で、こども医療費助成400万7,000円の増額補正をお願いしております。今回の補正は、平成23年度から中学生までの医療費の無料化を行っていますが、事業の開始から1年が経過し、事業の浸透等により予測を上回る申請があり、予算に不足が見込まれるため、増額補正をお願いしております。

児童福祉費の児童福祉総務費では、新規事業としまして、児童手当システム改修事業費で、児童手当システム改修委託料136万5,000円を計上しております。今回のシステム改修は、4月より子ども手当から児童手当への制度変更に伴うもので、この改修費に対して、補助率10分の10の県補助金の安心こども支援事業費補助金が交付されます。

次のページをお願いします。

保育所費では、大谷保育所管理費で、乳児室の空調設備が老朽化により修理不能となったため、空調設備交換工事246万9,000円を計上しております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。36ページをお開きいただきたいと思います。36ページです。

農業費の農地費では、農業集落排水事業特別会計繰出金で、4月の人事異動、5月末の勧奨退職者に伴う職員給与費の調整等により、1,128万4,000円を減額補正しております。

続いて、土木費について申し上げます。38ページをお開きいただきたいと思います。38ページです。

道路橋梁費の道路新設改良費では道路新設改良事業費で、東日本大震災による災害復旧とあわせて行う道路の拡張工事関係経費、土浦地区への園芸施設立地に伴う進入路整備工事関係経費及び土地購入費に不足が見込まれるため、総額1,490万3,000円の増額補正をお願いしております。なお、園芸施設立地に伴う工事関係経費のうち、排水工事分を含む道路拡張工事関係費用につきましては、実費分を企業負担分としております。

続いて、教育費について申し上げます。45ページをお開きいただきたいと思います。

保健体育費の体育施設費では、新規事業としまして、農林漁業者トレーニングセンター耐震改修事業費417万9,000円を計上しております。美浦村地域防災計画で、福祉避難所に指定されている農林漁業者トレーニングセンターにつきましても、現在の耐震基準以前の建築物であることから耐震診断を行うことが必要でありますので、耐震診断業務委託料を計上しております。なお、こちらの事業の財源につきましても、復興まちづくり基金からの繰入金となっております。

続いて、災害復旧費について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

公共公用施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費では、東日本大震災による村道2カ所分の災害復旧費560万円を計上しております。

公共施設災害復旧費では、東日本大震災による地区の防火水槽5カ所分の施設等修繕料85万円を計上しております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。前に戻って、21ページをお開きいただきたいと思います。21ページです。

初めに、地方特例交付金では、平成24年度の交付額の確定に伴い、254万6,000円を増額補正しております。

次に、地方交付税では、平成24年度の普通交付税算定作業が終了したことにより、本年度の普通交付税 5 億953万3,000円が交付されることが決定しましたので、当初予算計上額 4 億4,000万円との差額分6,953万3,000円を増額補正しております。震災復興特別交付税では、歳出の総務費でご説明いたしました被災地域情報化推進事業費の減額補正に伴い、183万9,000円の減額補正を行っております。

次に、国庫支出金について申し上げます。総務費国庫補助金におきましても、ただいま申し上げました被災地域情報化推進事業費の歳出の減額補正に伴い、92万円の減額補正を行っております。

次に、県支出金について申し上げます。民生費県補助金では、歳出の民生費でご説明いたしました補正に伴うもので、地域支え合い体制づくり事業費補助金597万8,000円及び安心こども支援事業費補助金136万5,000円を新規に計上しております。

次に、繰入金について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

特別会計繰入金では、前年度の精算分等の繰入金として、国民健康保険特別会計繰入金で164万1,000円、農業集落排水事業特別会計繰入金で158万4,000円、公共下水道事業特別会計繰入金で27万円を、それぞれ増額補正しております。

続いて、基金繰入金では、普通交付税前年度繰越金及び臨時財政対策債の歳入額が当初予算額を上回ったこと等により、歳入予算の剰余分を減災基金及び財政調整基金に戻し入れることとしております。減災基金繰入金では、1 億5,000万円を増額補正して全額戻し入れをいたしております。また、財政調整基金繰入金では1 億7,937万2,000円を増額することとし、9月補正後の繰入予算額を2 億5,549万円としております。

次の復興まちづくり基金繰入金では、美浦村地域防災計画により防災拠点に指定されている老人福祉センター及び農林漁業者トレーニングセンターの耐震改修事業費の財源として、706万9,000円の計上を行っております。

繰越金では、平成23年度の一般会計歳入歳出決算額が確定となり、前年度繰越金が2 億3,200万5,000円となりましたので、当初予算計上額との差額 1 億3,200万5,000円を増額補正をしております。

次に、諸収入について申し上げます。歳入では、歳出の土木費で説明申し上げました園芸施設の立地に伴う進入路整備工事経費に対する企業負担分の村道改良工事負担金186万9,000円を、新規に計上いたしております。

次に、昨年の東京電力株式会社原子力発電所事故により、昨年度一般会計で行ってまいりました水道水、農業集落排水処理施設及び公共下水道処理施設の脱水汚泥の放射能測定検査費用につきまして、賠償金額が確定しましたので、東京電力株式会社原子力発電所事故賠償金102万2,000円を新規に計上しております。

最後に、村債について申し上げます。臨時財政対策債では、平成24年度の地方交付税額の確定によりまして、特例債である臨時財政対策債発行可能額も確定しましたので、1 億

5,331万7,000円の増額補正をお願いしております。

続いて、議案第12号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。55ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,733万4,000円を追加し、補正後の予算総額を20億5,833万4,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出よりご説明を申し上げます。61ページをお開きいただきたいと思います。61ページ。

第1款、総務費の第1項総務管理費につきましては、職員給与関係経費で、人事異動による予算調整で281万円の減額補正をするものでございます。

第2款、保険給付費の第1項療養諸費では、財源としている歳入、前期高齢者交付金が当初積算額より少ない額で確定となったため、一般財源へ財源振りかえをしております。第4項出産育児諸費では、出産育児一時金にかかわる平成23年度国庫補助金精算分が見込まれることから、財源振りかえをしております。

第3款、後期高齢者支援金等につきましても、財源としている歳入、前期高齢者交付金の確定により財源振りかえをしております。

第11款、諸支出金の第1項償還金及び還付加算金につきましては、平成23年度歳入の国庫支出金、療養給付費等負担金の確定によりまして2,850万2,477円の返還となるため、2,850万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

同じ第11款、諸支出金第2項、繰入金につきましては、前年度歳入で一般会計から繰り入れられた額のうち、職員給与費等繰入金分、出産育児一時金分の歳出額確定に伴い、精算戻し入れ金として返還する繰入金164万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、59ページに戻っていただきたいと思います。歳入についてご説明申し上げます。59ページです。

第1款、国民健康保険税につきましては、8月の本算定で年税額が決定したため、それぞれの節において当初予算額との差額を補正し、一般被保険者国民健康保険税で、1,400万7,000円の減額、退職被保険者等国民健康保険税で145万5,000円の減額補正をするものでございます。

第3款、国庫支出金の第2項国庫補助金につきましては、平成23年度の出産育児一時金補助金の精算で、交付が見込まれることから1万円の補正をするものでございます。

第5款、前期高齢者交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金から交付される前期高齢者交付金の額の決定により、424万5,000円の減額補正をお願いするものであります。次のページを開いていただきたいと思います。

第9款、繰入金の第1項他会計繰入金につきましては、目、一般会計繰入金の第2節職員給与費等繰入金で、歳出の総務管理費の減額補正により、財源となっている一般会計繰

入金を281万円減額するものでございます。

第10款、繰越金につきましては、平成23年度の繰越額が確定しましたので、第1目療養給付費交付金繰越金で994万3,000円の増額。第2目その他繰越金で、3,989万8,000円の増額補正をするものでございます。

続いて、議案第13号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。71ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ45万6,000円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ2億2,955万6,000円としております。内容につきましては75ページをお開きいただきたいと思います。歳出のほうから申し上げます。75ページです。

まず、総務費の一般管理費につきましては、人事異動及び本年5月31日付で、職員1名が退職したことによりまして、給料では563万円、職員手当等では総額402万6,000円、共済費では167万円の減額補正をそれぞれ計上しております。次に旅費につきましては、臨時職員の費用弁償に不足が生じるため、4万2,000円の増額補正を計上しております。

積立金につきましては、使用料の前年度精算等により農業集落排水事業基金として積み立てられる776万2,000円の増額補正を計上しております。

公課費につきましては、前年度の消費税確定による納付金として、239万4,000円の増額補正を計上しております。

諸支出金の繰出金につきましては、前年度一般会計繰入金精算による残金等を一般会計へ繰り出すため、158万4,000円の増額補正を計上しております。

続きまして、歳入について申し上げます。74ページです。

まず、繰入金の一般会計繰入金につきましては、職員給与関係経費分として1,132万6,000円の減額、旅費の費用弁償分として4万2,000円の増額をいたしまして、総額1,128万4,000円の減額補正を計上しております。

次に、繰越金では、前年度の精算により、繰越金1,134万9,000円を計上しております。

諸収入の雑入につきましては、総額39万1,000円の増額補正を計上しております。内容につきましては、農業集落排水事業にかかわる東京電力賠償金のうち、試料採取場所及び検査場所まで移動した際に要した燃料費相当分3万1,000円、及び中継ポンプ施設の自動通報装置、通信方法変更に伴うキャッシュバック分、36万円でございます。

続いて、議案第14号、平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。85ページをお開きいただきたいと思います。85ページです。

今回の補正予算につきましては、初めに第1条では、歳入歳出それぞれ503万5,000円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ11億3,993万5,000円としております。

次に、第2条では、（債務負担行為）の設定を第2表のとおりお願いするものでございます。内容につきましては、87ページをお開き願いたいと思います。87ページです。

まず、債務負担行為につきましては、現在公共下水道事業の設計業務に使用しておりま

す大型コピー機が現行の積算システムに対応できないことから、新たに導入するため、債務負担行為の期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算について説明申し上げます。90ページを開いていただきたいと思います。

歳出のほうから申し上げます。まず、下水道費の一般管理費につきましては、職員給与関係経費のうち、職員手当等で総額20万4,000円の増額補正を計上しております。

次に、公共下水道事業及び農業集落排水事業の使用料金統一に向けて、供用開始後7年を経過していることや、次年度において整備区域内人口の割合が50%を超える見込みとなったことから、総体的に下水道使用料を見直すため、下水道事業審議会を開催することといたしまして、報酬の非常勤職員報酬8万1,000円、旅費の費用弁償で1万9,000円を計上しております。

積立金につきましては、使用料の前年度精算等により、公共下水道事業基金として積み立てるため、463万3,000円を計上しております。施設管理費の需用費につきましては、先に説明させていただきました下水道審議会の経費に充てるため、消耗品費10万円の減額補正を計上しております。

公共下水道事業費につきましては、受益者負担金納付にかかわる報償費に不足が見込まれることから、報償費で7万1,000円を増額し、報償費に充てる需用費の消耗品費より7万1,000円の減額補正を計上しております。

使用料及び賃借料につきましては、さきにご説明させていただきました債務負担行為にかかわる本年度分の賃借料として14万7,000円を増額し、勘定積算システム賃借の入札差金21万9,000円を減額しまして、総額7万2,000円の減額補正を計上しております。

諸支出金の一般会計繰入金につきましては、前年度一般会計繰入金精算による残高等を一般会計へ繰り出すため、27万円の増額補正を計上しております。

続きまして、歳入について申し上げます。89ページをお開きください。

まず、繰入金の一般会計繰入金につきましては、職員給与関係経費分として、20万4,000円の増額、下水道事業費分として7万2,000円を減額いたしまして、総額13万2,000円の増額補正を計上しております。

次に繰越金では、前年度の精算による繰越金478万7,000円を計上しております。

諸収入の雑入では、総額11万6,000円の増額補正を計上しております。内容につきましては、公共下水道事業にかかわる東京電力賠償金のうち、試料採取場所及び検査場所まで移動した際に要した燃料費相当分1万1,000円及び中継ポンプ施設の自動通報装置通信方法変更に伴うキャッシュバック分、10万5,000円でございます。

続きまして、議案第15号 平成24年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

今回の補正では、歳入歳出それぞれ779万6,000円を増額し、予算総額を8億6,709万

6,000円とするものでございます。それでは、保険事業勘定の歳出のほうから主なものについてご説明申し上げます。106ページです。106ページをお開きください。

まず、歳出の総務費、総務管理費の職員給与関係経費として、一般会計と同様に4月の人事異動に伴い、計529万6,000円を計上しております。

次の地域包括支援センター費では、職員給与関係経費として3万7,000円を計上しております。

諸支出金の償還金ですが、平成23年度分の国給付費等返還金として135万7,000円、地域支援事業にかかわる社会保険診療報酬支払基金からの交付金の返還金として52万9,000円、県給付費等返還金として57万7,000円の合計246万3,000円を計上しております。

続きまして、保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。105ページです。105ページをお開きください。

繰入金の一般会計繰入金につきましては、総務費の職員給与関係経費、介護保険事務費及び地域包括支援センター費の職員給与関係経費分として533万3,000円を計上しております。

繰越金につきましては、246万3,000円を計上し、前年度国庫支出金等返還金に充当しております。

最後に、平成24年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。117ページでございます。

今回の補正予算につきましては、（収益的収入及び支出）について、収入については29万2,000円、支出については45万2,000円を、それぞれ増額しております。内容につきましては、127ページをお開き願いたいと思います。127ページ。

歳出のほうから説明申し上げます。水道事業費用の営業費用につきましては、職員給与関係経費のうち配水及び給水費の給料で4万円の減額、手当で47万5,000円の増額、総係費では、給料で1万8,000円の増額、手当で1,000円の減額補正を計上しております。

続きまして、歳入について申し上げます。水道事業収益、営業外収益の雑収益につきましては、総額29万2,000円の増額補正を計上しております。内容につきましては、東京電力賠償金のうち、試料採取場所及び検査場所まで移動した際に要した燃料費相当分1万3,000円及び消費税還付加算金27万9,000円でございます。

以上、議案第3号から議案第16号まで、一括してご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（石川 修君） 村長、続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでございました。ここで、会議の途中ではございますけれども、昼食のため休憩といたします。

再開時間は、午後1時といたします。

午後零時09分休憩

午後 1 時 0 2 分開議

議長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（石川 修君） 日程第21、議案第17号 平成23年度美浦村一般会計決算認定の件から、日程第27、議案第23号 平成23年度美浦村水道事業会計決算認定の件まで、以上7議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

議長（石川 修君） 提案者の説明を求めます。

村長。

村長（中島 栄君） それでは、議案第17号から議案第23号までの提案理由説明に先立ちまして、本日大変お忙しいところ決算審査報告のために出席をいただいております荒木監査委員に、御礼を申し上げたいと思います。大変ご苦労さまでございます。

先般の決算審査では、地方自治における公正と効率の確保を図るため、財務に関する事務の執行や公営企業などの経営にかかわる事業の管理が、関係法令や村条例に基づき、適正に行われているか審査を実施していただきました。この席をお借りしまして、荒木監査委員・下村監査委員の日ごろのご尽力に対しまして、改めて感謝を申し上げます。

議案第17号から議案第23号は、平成23年度の美浦村一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算の認定にかかわる案件でございます。いずれの議案も、地方自治法第233条第1項の規定により会計管理者から提出があったもので、同条第2項の規定により本村監査委員の審査を得て、同条第3項の規定により、審査意見書を添えて議会の認定をお願いするべく、本日提案いたしました次第でございます。

なお、歳入歳出決算内容及び主要施策の効果につきましては、別冊の平成23年度美浦村歳入歳出決算書及び事業報告書をごらんいただくこととし、詳細の説明は省略させていただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

引き続きまして、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成23年度決算にかかわる健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、先般、監査委員の審査をいただきましたので、審査意見書を添えて報告いたします。

別添資料となっております「健全化判断比率の報告について」及び「資金不足比率の報告について」をごらんさせていただきたいと思います。各比率について申し上げます。

最初に、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実施赤字比率については、それぞれ黒字でございますので、赤字比率は出ておりません。また、実質公債費比率

は8.9%、将来負担比率は56.4%となっており、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計のいずれも、収支決算は黒字でございます。資金不足比率は出ておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご報告申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（石川 修君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

引き続き、監査委員より、監査結果の報告を求めます。

監査委員、荒木昭雄君。

監査委員（荒木昭雄君） 監査委員の荒木でございます。監査委員を代表して、監査のご報告をさせていただきます。

23年度決算審査、これにつきましては、先ほど担当官なり村長から説明が冒頭にあったわけでございますが、これから7会計ですか、一般会計から、特別会計が5件ですか、それから水道、7会計について監査した。7月30日、31日、8月2日。

議長（石川 修君） ちょっといいですか。声、もうちょっとマイクのほうに。

監査委員（荒木昭雄君） はい。3日間審査したというようなことございまして、その結果については、先ほど説明があったとおり、正当であったというようなことで、これは村長なり議長あてに、先般、決算審査意見書を付けて提出したというようなことございます。お手元に、23年度決算審査意見書があるかと思いますが、お開きいただきたいと思っております。

振り返ってみますと、平成23年度3月11日の東日本大震災や原発事故による被害に対応し、災害復旧や防災関連工事、福島県等からの避難者の受け入れ、放射線量の測定、除染工事などに追われた1年であったということが言えると思っております。その後、我が国の景気は依然として厳しい状況にあるものの、東日本大震災からの復興需要等を背景に、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。

しかし、2009年にギリシャに端を発した欧州ユーロ圏の債務危機は、イタリア、スペインなどユーロ圏各地に波及し、債務履行能力が危惧され、世界景気に減速感が広がっております。こうした海外経済の状況が、金融資本市場への影響や国内の電力供給の制約、デフレの影響等と相まって、我が国の景気を下押しするリスクとなっております。

こうした環境のもとで美浦村の財政状況もさらに厳しさを増しており、毎年減少を続ける村税収入、前年に比べて、法人村民税で2,500万円の増があったにもかかわらず、個人村民税や固定資産税の減収などにより、前年度に比べ1.1%減少し、また、国庫支出金も、地域活性化臨時交付金、あるいは人材育成・活用事業交付金の減などにより、34.1%も減少した。

ただ、東日本大震災による災害復旧費、災害救助費、防災・減災関連事業の歳出増加に伴う特別交付税や県支出金の増加等により、歳入全体としては、前年度に比べ3.4%（1億2,500万円）の増となりました。

しかしながら、これらの災害関連収入を除けば、前年度と同様に減収による財政不足分を地方交付税と臨時財政対策債で補うという状況は続いており、前年度審査意見でも危惧されていましたとおり、今後ともこの傾向は続いていくことになると考えられます。

以下、特に改善すべきと思われる事項について、6点ばかり意見を申し上げます。

一般会計・特別会計について。まず1点目、財政基盤の確立について。

本村の財政基盤は、経常収支比率から見ますと、前年度の84.6%から90.9%となり、財政の弾力性の標準であります70～75%を大きく超えており、実質収支比率が前年度の4.9から5.8になったものの、財政力指数が前年度に比べて3年平均でも、また単年度を見ても、いずれも前年度より低下しているというようなことが示すように、全体的には悪化の傾向にあります。また、起債残高も年々増加し、一般会計それから特別会計合わせて110億3,000万円となりまして、今後、利子も含め償還財源の確保が大変になってくると思うわけでございます。

これは、少子高齢化に向けた子育て支援や、健康保険事業など福祉・医療政策の高まりや、上下水道事業など大きな資金が必要とされるインフラ整備の取り組み等に起因する面が多いと思われませんが、村の基幹的財源である村税など自主財源の減少も要因の一つでありますので、極力財政の硬直化を招かないように、企業誘致等による地域経済活性化対策も図りながら、雇用と安定財源の確保を図って財政の健全化に努めていただきたい。

2つ目に、村税等の不納欠損でございます。

一般会計の中での村税の不納欠損額、あるいは特別会計の国民健康保険特別会計の国民健康保険税、あるいは介護保険特別会計の介護保険料、こういうものにおける不納欠損額が、ここに数字が載っておりますように前年を上回った額になってしまったということがございます。これは、徴収がやむなく不可能になったもの、収入がなくて取り立てるわけにはいかないとか、あるいは差し押さえをするには財産がないとか、それから所在が不明だとか、しかも年月が経過しているというような、徴収がやむなく不可能になった、こういうものについて、法令に基づいて適正に処理されたものでございます。やむを得ないものと考えておるわけでございます。

しかし、村にとっては厳しい財政運営の中で、大きな歳入減であるばかりでなく、特に納税の公平性という観点からも問題があるわけでございます。

滞納処分につきましては、これまで収納課が中心になりまして滞納者に対し、取り立てや財産差し押さえ、公売などを執行し、滞納処分を行ってきており、平成23年度徴収率は平成22年度に比較して、個人住民税で1.3%、それから固定資産税は1.4%増というような徴収率でございます。

それから、国保税を除いた市町村税全税では、1.3%増の92.3%。これは、県内市町村の中の増減順位からいうと第3位ということになるわけで、こういうような実績を上げておりまして、収納対策に努力されているということの評価しておきたいと思います。

ただ、言うまでもなく、村税・国民健康保険税・介護保険保険料等が納期限までに納められずに滞納されることは、これら事業の推進や行政運営に大きな支障を来すこととなりますので、その削減対策は喫緊の課題であり、滞納・不納欠損になる前に、滞納者の実態の把握に努め、関係課との連携を密にし、早目早目の適正な対応、納税対策のさらなる強化を図っていただきたい。

それから、3番目に、予算の執行でございます。

一般会計の農林水産業費と土木費の予算執行状況を見ますと、年末の12月末現在で執行率が農林水産業費で24.8%、土木費で33.6%、年度末、3月末現在でそれぞれ48.2%、41.8%と大変低くなっております。これは、農業集落排水事業特別会計と公共下水道事業特別会計への一般会計からの繰出金の処理、こういうものが大変おくられているというのが大きな要因でございます。したがって、今後は、所管する特別会計への繰り出しは、事業運営に呼応した、応じた適正な執行をしていただきたい。

次に4番目、国民健康保険特別会計についてでございます。

国民健康保険特別会計では、保険税の現年度調定額は、被保険者1人当たり9万816円、それから1世帯当たりでは16万1,624円で、それぞれ前年度より減となっております。個人所得の減少等により保険税は減少しておりますが、逆に世代構造の急激な高齢化とともに、医療費は年々増大する傾向にあります。このまま医療費がふえ続ければ、保険税負担がふえるばかりか、現在の医療保険制度そのものが維持できなくなるおそれがあるわけでございます。

医療費抑制のために、健康診断や各種検診の積極的な利用を呼びかけ、病気の予防や早期治療を心がけ、受診方法の見直しや後発医薬品の利用などにより、医療費を抑制するよう努めていただきたい。

それから、5つ目が農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計についてでございます。

これら二つの特別会計の歳出では、前年度に予算積算の精度を上げ、できるだけ不用額を少なくするよう、前監査委員から指摘させていただいたわけですが、今年度は、不用額の大部分が予測の難しい施設管理費であったにもかかわらず、ここに記述してありますように不用額を大きく減少させているということは、精度の向上に努力した結果であると評価したいと思います。

なお、両特別会計とも、起債残高合わせて43億3,000万になるわけですが、残高が多く、また、これらの債権の償還、それと運営費の一部について、一般会計からの繰入金で賄っているのが実態であるわけでございます。そのような中で、使用料や分担金に

滞納が発生しないよう努め、さらなる運営改善を図っていただきたい。

それから、最後になりますが、「美浦村水道事業会計について」でございます。

村営事業として給水開始以来、35年を経過しておりまして、現在、人口1万7,530人、1日最大給水量1万1,000立米の規模に拡張され、村内ほぼ全域に供給している。しかしながら、村内人口の減少に伴い、給水人口や給水収益が減少しつつある。また、23年度に大きな更新工事をやったというようなことですが、24年度以降も、施設の老朽化に伴い、更新が考えられるわけでございます。

このような中で、今後とも加入促進を図るとともに、増加しつつある滞納金の徴収と、あわせて経費削減に努めていただきたいというようなことでございます。

以上が、決算審査の意見書でございます。

引き続きまして、平成23年度の「財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見書」について、ご説明したいと思います。資料をお開きいただきたいと思います。

先ほど村長からも説明がありましたように、財政健全化判断比率というものを監査委員の意見書を付して、議会に報告すると。そして公表していくんだというようなことになっているようでございます。

その健全化法に基づき、監査委員に求められている審査を行うため、財政指標とその算定の基礎となる事項を記載した書類を提出願いまして、平成24年8月2日に審査を行った結果、提出された資料は、財政指標算定の基礎として、法的にも正確性の面でも適正であるとともに、公正な判断のもとに財政指標が算出されており、適正であると判断しますということでございます。

なお、この本法律による審査する財政健全化判断比率は、次の5項目でありますというような内容につきましては、先ほど来、村長からの説明がありましたので省かせていただきます。

後段の「数値的には」という字句が入っていると思いますが、数値的に、昨年度と比較して実質公債比率で0.3%減っていますよ。将来負担比率で3.0%が減ってしまして、実質公債費比率については、一般会計における元利償還金及び公共下水道事業の地方債償還に充てるための一般会計からの繰り出しがふえておりますが、一般会計の元利償還金に対する普通交付税算入額がふえることによって、わずかながら数値が改善した要因といえるというようなことかと思えます。

一方、将来負担比率においては、将来負担額が昨年より4億円以上増加しておりますが、普通交付税に算入される見込額が昨年より5億円以上伸びているということにより、改善しているということがいえると思えます。

この二つの指標について、前のページに、いずれも基準値を下回っているので、現状では問題ありませんというような意見を付してございます。こういうようなことで、現状での問題はないと申し上げたわけですが、平成24年度の予算等を見ますと、財政調

整基金等の予算への繰入額が多額に上っている、こういうことを考えると、近い将来に急激な数値の悪化が懸念されるわけでございます。

この厳しい社会情勢の折、決して楽観視することなく、村の将来を見据えた上で、先ほど決算審査意見でもるる申し上げましたように、慎重な財政運営を心がけていただくよう希望し、報告を終わらせていただきます。

議長（石川 修君） 村長並びに荒木監査委員には、提案者の説明、また、詳細にわたっての監査報告、大変ご苦労さまでございました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決算についての質疑は、決算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第17号 平成23年度美浦村一般会計決算認定の件から、議案第23号 平成23年度美浦村水道事業会計決算認定の件まで、以上7議案について、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会の設置をし、付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 4 分休憩

午後 1 時 5 3 分開議

議長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、決算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、議長から報告をいたします。

委員長に、小泉輝忠君、副委員長に、羽成邦夫君。

以上でございます。

議長（石川 修君） 日程第28、請願第1号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

請願の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

議長（石川 修君） 紹介議員から趣旨説明を求めます。

山崎幸子君。

5番（山崎幸子君） 教育予算の拡充を求める請願についての趣旨説明を述べさせていただきます。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとっても極めて重要なことです。特に学級規模の少人数化は、保護者などの意見募集でも少人数学級を望んでいる意見が大多数です。地方は、独自の工夫で学級規模の少人数化を進めてきていますが、地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況などから、自治体が独自財源で学級の少人数化を拡充することは困難な状況になっています。

また、東日本大震災、放射能拡散、竜巻等の被災において学校施設の被害や子どもたちの心のケアなど、教育の早期復興のための予算措置、早期の学校施設の耐震化など、政府として人的・物的な援助や財政的な一層の支援に取り組むべきであると考えます。

したがって、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させてもらえるよう、国の関係機関への意見書の提出をしていただけるよう要請いたします。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

議長（石川 修君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています請願については、請願文書表のとおり厚生文教常任委員会に付託いたします。

議長（石川 修君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後2時00分散会

平成24年第3回
美浦村議会定例会会議録 第2号

平成24年9月13日 開議

議案

一般質問

1. 出席議員

1番	塚本光司君	3番	飯田洋司君
4番	椎名利夫君	5番	山崎幸子君
6番	富田隆雄君	7番	山本一恵君
8番	林昌子君	9番	下村宏君
10番	坂本一夫君	11番	羽成邦夫君
12番	小泉輝忠君	13番	石川修君
14番	沼崎光芳君		

1. 欠席議員

2番 岡沢清君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	門脇厚司君
総務部長	岡田守君
保健福祉部長	浅野重人君
経済建設部長	沼崎武男君
教育次長兼学校教育課長	増尾嘉一君
総務課長	松葉博昭君
企画財政課長	増尾正己君
福祉介護課長	秦野一男君
健康増進課長	堀越文恵君
保育所長	川崎記子君
都市建設課長	池延政夫君
幼稚園長	小泉俊子君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 北 出 攻
書 記 浅 野 洋 子

午前10時00分開議

議長（石川 修君） それでは、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は13名でございます。本日の欠席議員は、岡沢 清君の1名でございます。

ただいまより平成24年第3回美浦村議会定例会を再開をいたします。

傍聴席の公民館いきいきミセスの皆様方、そして舟子地区の皆様方には、傍聴お越しいただきまして大変ありがとうございます。

これから本日の会議を開きます。

議長（石川 修君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

議長（石川 修君） 直ちに、議事に入ります。

日程第1、通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、山崎幸子君の一般質問を許します。

山崎幸子君。

5番（山崎幸子君） おはようございます。

傍聴の皆様、ご苦労さまです。通告書に基づき、熱中症対策についてお伺いします。

茨城県におけることし7月の熱中症による搬送者は2万1,082人となり、前年同期から17.4%ふえたとのことで、2008年の調査開始以降、7月としては最多だったとのことです。搬送者を年齢別に見ると、全体の45.2%を65歳以上の高齢者が占めていた。特に、高齢者は、温度に対する皮膚の感受性が低下し、暑さを自覚できなくなるので、屋内においても、熱中症になってしまうこともあり、注意の必要性が訴えられています。

そこで、ことしの夏とここ数年の夏の、美浦村で熱中症の救急搬送された人数と、搬送された方々の年齢の構成についてお伺いします。それと、高齢者の熱中症対策に、どのように取り組まれているのかも伺いいたします。そして、高齢者と同じく児童、生徒の熱中症対策も重要と考えますが、村内小中学校及び幼稚園、保育所で、どのような対策をされているのかお聞きします。お願いいたします。

議長（石川 修君） 総務部長。

総務部長（岡田 守君） おはようございます。

きょうは、傍聴席でのいきいきミセス講座の皆様、そして舟子地区の皆様、大変ご苦労さまでございます。

山崎議員の熱中症対策についての質問から、私の方からは、本村の熱中症患者の救急搬送状況について、お答えを申し上げます。

お手元に、稲敷地方広域市町村圏事務組合管内の平成22年から本年までの3カ年の熱中症患者搬送状況資料を配付しておりますが、本村の熱中症患者搬送数を見ると、平成22年が9名、平成23年が11名、本年につきましては、昨日の12日までに3名を救急搬送したという状況でございます。年齢別に見てみますと、平成22年が、50歳代までが3名、60歳以上が6名、平成23年につきましては、50歳までが5名、60歳以上が6名、本年につきましては、50歳代までが3名、60歳以上がゼロ名となっております。本年を除きまして、山崎議員ご指摘のとおり、高齢者の患者割合が高いという状況でございます。

また、昨年7月から9月末までの全国における熱中症の救急搬送人員につきましては、3万9,489名でございました。そのうち、高齢者が1万7,432人、44.1%という割合となっております。全国的に見ましても、約半数が高齢者という状態でございます。

ことし8月の県内の日照時間は、1897年の統計開始以来、観測史上最多で、平均気温も全観測所で平年を0.8から2.2度C上回ったと、水戸地方気象台がまとめとして発表があり、ことしの夏は、例年にも増して暑かったわけですが、本村の熱中症患者の搬送が少なかったのは、メディアまた学校、職場、団体等を通じた啓発活動が広く実を結んだ結果だと考えております。

以上が、質問をいただきました熱中症患者の搬送状況でございます。

議長（石川 修君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（浅野重人君） おはようございます。

答弁に入ります前に、いきいきミセス講座の皆さん、舟子地区の皆さん、傍聴大変ご苦労さまでございます。それでは、ただいまの山崎議員のご質問にお答えを申し上げます。

ことしの夏は、異常な暑さとなり、総務省消防庁発表、総務部長は、去年のデータでお話をいたしました。私の方からは、ことし5月28日から9月9日までの速報値によりますデータで申し上げます。

全国で、熱中症のため救急車で病院に搬送された人は4万3,400人でございます。そのうち初診時に死亡した方は、これまで73人に上っております。連日、テレビ、ラジオ、新聞等のマスコミで、熱中症予防を報道され、国の厚生労働省のホームページで、熱中症に気をつけましょう、また平成20年より、健康のため水を飲もう推進運動を展開しております。茨城県のホームページでも、熱中症に気をつけましょうと、8項目にわたる注意喚起をしているところでございます。

美浦村では、健康増進課におきまして、熱中症予防対策として、食生活改善推進協議会推進委員17名にご協力をいただき、5日間村内の信太公民館、下舟子コミュニティセンタ

一、土屋集落センター、中央公民館、デイサービスセンターにおきまして、老人会やデイサービス利用者等、住民の方、計67名に熱中症予防についてのお話、チラシの配布、暑さに備えた体力づくりということで、手軽にできる体操の指導や、口当たりのよいデザート
の試食、小まめな水分補給ということで、レモン水の試飲など実施いたしております。

続きまして、保育所における熱中症対策についてお答えをいたします。

7月から10月の運動会までは、3歳児以上 大谷保育所については2歳児以上でございますが 各自水筒を持参させ、時間やその時々
の状況を見ながら水分補給をさせております。全体的に促しただけでは徹底しない場合もござ
いますので、個別に声をかけながら、みんなで飲むように配慮をしております。また、2歳児未
満に対しては、保育所で毎朝麦茶をつくり、飲ませております。

また、7月から8月中は、健康増進も兼ねてプールや水遊びをほぼ毎日、二、三十分程
度実施し、暑さ対策をしております。その際、子供たちに対しては、戸外遊びの際、必ず
帽子を着用させております。施設面では、各保育所、お昼寝室にはエアコンが設置され、
適切な利用を図って、熱中症対策をしております。

続きまして、児童館の熱中症対策について申し上げます。

児童館でも、各部屋にエアコンが設置されておりますので、日中の暑い気温の時間は、
なるべく室内で遊ぶように話し、外に出るときは必ず帽子をかぶることを指導してござ
います。また、ふだんも戸外で遊ぶ際は、必ず帽子を着用することを指導してござ
います。そのほか、小まめに水分を補給することを指導しており、児童館には、冷水機が備
えられておりますので、自由に水分をとることができます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（石川 修君） 教育次長。

教育次長（増尾嘉一君） 改めまして、おはようございます。

山崎議員ご質問の児童、生徒の熱中症対策についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、近年、学校の管理下における熱中症による児童、生徒の死亡事故、
それから、死亡に至らずとも、気分が悪くなった等で救急車等で緊急搬送されるというよ
うなことがテレビ等で報道されております。

学校管理下における熱中症は、ほとんどが体育、スポーツ活動によるものですが、それ
以外でも発生をしております。特に、高温の環境下、屋外それから気温、湿度の高い体育
館等における運動や部活動の際、こういう際に多く発症をしております。熱中症は、気
温、湿度などの環境条件に配慮した運動の実践や、小まめに水分を補給し、休息をとる
こと、児童、生徒等への健康観察など、健康管理を徹底することによって防止できま
す。また、万が一発症した場合でも、迅速かつ適切な処置をとることによって回復を
することができる疾病でございます。

このように、熱中症は防止できる疾病であり、また、万が一発症した場合でも、迅速か

つ適切な措置をとることによって回復できる疾病でございます。このようなことで、山崎議員ご指摘のように、きちんとした熱中症対策をとるということは、学校現場におきましても、大変重要なことであるということをご認識いたしております。

それでは、具体的に学校現場で、どのような熱中症対策、これをとっているかということについて、ご説明をしたいと思います。

お手元に配付をいたしました資料をごらんいただきたいと思います。

この「保健だより」何枚かありますけれども、これは、具体的に、幼稚園、小中学校で熱中症対策をとっている資料のごく一部です。すべての学校でこれと同様あるいはこれ以上の資料に基づいてさまざまな対応をとっているというようなことでございます。これらの熱中症対策、大きく分けると5点になってくるかと思えます。

1点目は、子供たちへの啓発でございます。

運動する前後や途中に小まめに水分をとるように声をかけると、また屋外での活動時には必ず帽子をかぶるなど、子供たち自身が熱中症にならないように自分自身で注意をしていくというようなこと、そういうことを子供たちに啓発しております。これが1点目でございます。

2点目でございます。2点目は保護者への啓発でございます。

保護者あての通知あるいは「保健だより」こういうものによって、子供たちに水筒を忘れずに持たせていただくでありますとか、体の疲れをとるために、しっかり栄養それと睡眠をとるよというようにということ、それから朝ご飯をしっかり食べさせていただくというようなことを保護者の方に協力をして、お願いをしているところでございます。

3点目は、子供の学習内容、学校での学習内容で気をつけていくということでございます。

休息を多くとること、水分摂取のタイミングに配慮すること、さまざま学校生活の中で、先生方が子供たちの様子を注意深く見守りまして、そういう熱中症予防のための適切な指導を行っていくということでございます。

4点目は、教員ですね。先生方の研修がございます。先生方一人一人が熱中症予防のため、正しい知識を持つこと、これが大事となってまいります。先に述べましたような熱中症予防のための指導ですね、これをしっかり行うこと、そして、万が一熱中症になった場合には、適切な対応を迅速にとるということ、そういうことも対応ができるように、一人一人の先生がきちんと正しい知識を身につけてもらうというようなことで、学校現場におきましても、そのような研修を行っております。

最後に、5点目なのですが、学校の施設面があります。地球温暖化の影響によりまして、夏休みの期間以外、4月、9月、大変暑い日が続きます。こうしたことから、学習環境を整えるというようなことで、学校施設の空調、冷房ですね。冷房の施設を各幼稚園、小中学校とも整備を進めております。本年9月の段階で、美浦幼稚園、それから美浦

中学校、安中小学校、これが既に整備済みとなっております。残る大谷小学校、それから木原小学校についても、既に本年度実施設計に入っております、平成25年度に整備の予定で進めております。来年9月の段階では、村内すべての小中学校、幼稚園が空調設備が整うということになってまいります。この空調設備がきちんと整備されることによって、熱中症予防、大きな効果を発揮するものと考えております。

最初に述べましたように、熱中症は防止できる疾病であります。それと、万が一、発症しましても、適切な対応、これを迅速にとるということで回復できる疾病でございます。万全の体制をとるように、教育委員会としまして、学校現場の方に指導を徹底させるということで考えております。

以上で、山崎議員へのお答えとさせていただきます。

議長（石川 修君） 山崎幸子君。

5番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

本村では、健康増進課により、村内地区公民館や集落センターにおいて、老人会や趣味の仲間等に向けて、熱中症対策の話や、水分補給用のレモン水の試飲等々を5日間行ったとのことですが、現在、他の自治体においては、熱中症対策を広報手段で周知をしたり、熱中症防止に効果のあるグッズを配布したり等々の取り組みをしていると聞いておりますが、美浦村としては、そのような取り組みは考えてはいないのかということが1点と、児童、生徒に関してですが、予防体制もしっかりと考えてはくださっているようでありますが、何しろ、昨今は、昔とは比べものにならないほどの暑さです。平成25年9月までには、村内すべての小中学校、幼稚園で、冷房空調設備が完備するとのことで、教室内はいいとしても、特に、屋外や体育館での授業や、部活動の際、熱中症の危険性が高まります。

そこで、もう一つの質問として、ミストシャワーの設置についてであります。取手市では、猛暑対策として、全小中学校と幼稚園に、ミストシャワーの設置をしております。ミストシャワーとは、水道水を微細な霧状にして噴射し、その気化熱で周辺の気温を下げるもので、グラウンドの出入り口や渡り廊下、学校の屋外等に設置をしております。ミストシャワーは、水道の蛇口と直結して使用するため、噴射には電気が不要で、1時間5円から6円の水道料金のみで運転が可能です。そして、設置費用も、ワンセット2,500円くらいと低コストですが、冷却効果は高く、平均して、2度から3度ほど気温を下げる事ができるとのことです。

ミストシャワーで噴射された霧は、素早く蒸発するため、体はぬれることなく、子供たちからも、涼しくて気持ちがいいと歓声が上がっているそうです。本村でも、子供たちの熱中症予防対策として、ミストシャワーの設置が有効と考えますが、ご所見を伺います。

それともう一つ、現在、9月に行われております体育祭や運動会ですが、他の自治体では春に行っているところもありますが、熱中症の観点からも、本村での体育祭や運動会を春に行うというお考えはないのでしょうか。

以上、2回目の質問、3点に対する明快なご答弁、よろしくお願ひいたします。

議長（石川 修君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（浅野重人君） 山崎議員の再質問にお答を申し上げます。

山崎議員、お話されましたように、現在、国及び県において、ホームページ上で熱中症予防の注意喚起をしているところがございます。村といたしましては、先ほどご説明いたしました以外には、ことし行っておりませんでしたので、来年につきましては、熱中症予防対策につきまして、村民の皆様、適時「広報みほ」やホームページを通して、熱中症予防について喚起をしてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（石川 修君） 教育次長。

教育次長（増尾嘉一君） 山崎議員、2点目のご質問でございます。ミストシャワーについて答弁申し上げます。

近年の地球温暖化等に伴いまして、猛暑対策や省エネ対策などを目的としまして、小中学校におけるミストシャワーの導入が全国で行われているようでございます。議員からご指摘がありましたように、茨城県の取手市、また、群馬県内の多くの小中学校、あるいは京都の京田辺市、宇治市など、全国の小中学校でミストシャワーの導入の動きがあるようでございます。

茨城県の取手市では、夏の暑さ対策として、平成23年度の夏より、小中学校にミストシャワーを設置いたしております。議員ご指摘のありましたように、このミストシャワーは、簡易的なもので、各学校の屋外、グラウンドの出入り口、また、渡り廊下などに設置され、霧が周囲の熱を奪って蒸発することで温度を下げるという効果をねらっているようなものでございます。また、この設備は、先ほどのお話がありましたように、水道の蛇口に直接接続をするというようなもので、その維持経費、それから初期の投資の経費、これも非常に安価なものであるというようなことでございます。

この効果でございますけれども、霧状の水を噴射することによりまして、周辺の気温が2度から3度下がるようでございます。体育の授業でありますとか、部活動などで体温が上昇したとき、そうしたときにクールダウンするためには、一時的には大変効果があるようでございます。設置しました自治体におきましても、効果につきましては、現在検討中と、感覚的には、その下へ行ったときには涼しくなるようでございます。ただ、熱中症対策として、本当にそれが効果があるのかどうかというのは、設置しました自治体においても、現在検討を進めているような状況でございます。

本村におきましては、先ほど申し上げましたように、平成25年の9月に、各小中学校、幼稚園とも冷房の設備が完備いたします。そういう中であっても、議員ご指摘のように、屋外での活動、部活動それから運動会、運動会の練習いろいろございます。そういうところのために、屋外での活動のために、そのミストシャワーがきちんと効果を発揮するか、そういうところを、先行している自治体の例も見ながら検討を進め、ご指摘あったように、

安価で、しかも維持経費もそれほどかからないというものでございますので、先進事例をよく検討させていただいて、村としてもそういうものが必要であれば設置をしていくということで、現在、検討をさせていただきたいというようなお答えをいたしたいと思います。以上でございます。

議長（石川 修君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） 山崎議員の運動会の件について、私の方からお答えをさせていただきます。

この秋の運動会を春にということは、保護者からも、一昨年あたりから要望がありました。その件については、校長会でも何回か検討してきております。結論は、今のところ新年度早々に練習を重ねて実施するとしたら、6月は入梅シーズンですので、4月の下旬から5月中というようなことで考えておりますけれども、その時期に運動会をやるとするのは、なかなか新年度早々のさまざまなほかの行事との兼ね合いで難しいというのが現時点での結論でございます。

けれども、小学校については、何とか今まで9月の第2週の土曜日行っていたと思っておりますけれども、昨年から1週おくらせるというような措置はしております。そういうようなことで、ほかの市町村では、春に移行したところもなきにしもあらずということですので、どのような対応をとれば、そういうことになるのかというようなことについても、検討をさせていただきたいと思っておりますけれども、一般的には、運動会というのは、秋の一大イベントというような観念が相当まだ残っておりますので、春に移行するというのは、さまざまな検討をする必要があるんじゃないかということで、美浦村では、しばらく秋にすると、そのかわり熱中症を起こさないようなさまざまな対応は十分にしながら、秋に慎重に行うというようなことで続けていくことになろうかと思っております。

議長（石川 修君） 山崎幸子君。

5番（山崎幸子君） ただいま、教育長の方から、体育祭は、春に行うとすれば、4月、5月ということで、でもなかなかいろいろな兼ね合いがあって今のところ難しいというお話でしたけれども、現に今、春に行っているところがあるわけですから、できないわけではないと思っておりますので、ぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。

そして、体育祭、運動会というのは、昔から秋に行うものというようなことがずっときているというお話でしたけれども、昔と今とではもう夏の暑さが比べものにならないほど気温が違いますので、やはり子供たちの熱中症の観点からも、ぜひとも、春の方を前向きに考えてください。

そして、猛暑日は、やはり毎年のように記録を更新しております。厚労省の熱中症対策、そして児童、生徒を熱中症から守るため、さらに、25年の9月には、全小中学校が冷房が完備するということですが、大谷小、木原小は、来年の夏は、まだつかないということですので、ぜひとも、ミストシャワーの設置を早い段階で実現していただきたいと思います。

望し、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

では、村長のご所見、お願いいたします。

議長（石川 修君） 村長。

村長（中島 栄君） 改めましておはようございます。

定例会、再開日、大変ご苦労さまでございます。

今、山崎議員の、高齢者から小学生、また保育所の児童に関する熱中症に関しては、保健福祉部長、そして教育次長、そしてまた体育祭については、教育長の方から答弁をさせていただきます。

私も、中で詰めたところで、高齢者の割合が大分高いというのは認識しておりまして、約半数近いということで、また、特に支援を受ける方、介護を受ける方については、村の方でも把握しておりまして、いろいろと対策はあるのですが、通常の元気な方も、そういう熱中症になり得るところにあります。そういう意味では、先ほどの広報等、またPRをして、熱中症対策を自身で気をつけるような環境を促していきたいというふうには思っております。

また、小学校の部分、ミストシャワーということが出ましたけれども、これについては、設置をしている取手市、先進地のところでも、その効果がまだはっきりと構想の中に入っていないという報告をもらっているようでございます。ただ、二、三度下がるという意味では、毎年最高温度が上がるような夏場でございますので、これについては、そういう検証がきちんとなされるようなときには、特に、運動をする、中学生が部活でかなり夏場でもやっておりますので、夏休みに入っても、部活は、中学生は続いております。そういう意味では、部活の部室のところとか、そういうところも含めて、一つの、学校のスポーツ教育の中の一環として考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

余り体調管理を自分でできなくなってしまうのがちょっと心配なのです。環境づくりが、果たしてその一人一人の、今の状態で熱中症になってしまうのかどうかという、体調の自己管理、これもいろいろなところで自分でも学ばなくちゃいかんというふうに私も思います。すべて環境の中でやっている、どこまでが自分の体調管理ができなくなってしまうということもありますので、その辺のうまい手、ただ、小学生とかそういうところでは、保育所もそうですけれども、管理者側、それを保育所とか村が、その対応は、当然すべきであろうというふうに思っておりますので、早目の空調を考えていたのですけれども、なかなか耐震とあわせてということでおくれてしまい、一番遅くなるのが大谷小学校、木原小学校ということになりますけれども、来年の夏には、夏休み以降は、そういう対応が教室の中でできるというふうに思っておりますので、その後、議員のおっしゃるようなミストシャワーが必要かどうかを検証して、そういう時期には、整備をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（石川 修君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了します。

次に、飯田洋司君の一般質問を許します。

飯田洋司君。

3番（飯田洋司君） 3番議員、飯田です。

通告に従い、質問をさせていただきます。

大山スロープ修復工事、最近9月7日に完了しました。これ以後に、今後、当地域のレジャー、観光客が相当ふえると思います。交通、犯罪、環境、騒音、ごみ、トイレなど、大変な問題が今後出てくるのではないかなと思われませんが、早急に、地元住民と解決策をとっていただきたい。

もう一つの質問は、安中地区太陽光発電の環境について。

太陽光発電が、きのう議会で視察してまいりましたけれども、第1期工事のウエスト分が約3ヘクタール完了して、きのういろいろな説明を受けてまいりましたけれども、今後、ことし11月より第2期の工事が始まると思います。また、今月9月15日に、パブリカ施設が地鎮祭というような予定で運ぶと思われま。

これから、土浦端山地区約12ヘクタールのところに、太陽光発電約9ヘクタール、そしてパブリカ施設が第1期工事で2.7ヘクタール、そして第2期工事2.2ヘクタールという形で、相当の広いエリアで設備が稼働され、今後、太陽光発電に関しましては、パブリカもそうですけれども、地権者との賃貸契約、長期にわたる20年という形で長い契約を結んでおります。今後、長い契約の中で、地域に対しての環境問題、または、犯罪、泥棒とかという形も出てくると思いますので、これもやはり、地元地区と、今後起こるであろう問題を協議するようなもので、行政そして地元と手を組んで、何とか解決策をとっていただきたいなと思っております。以上です。

議長（石川 修君） 経済建設部長。

経済建設部長（沼崎武男君） それでは、飯田議員のご質問にお答えをいたします。

国土交通省霞ヶ浦河川事務所によりますと、大山地区の東日本大震災によるスロープそれから堤防の修復工事につきましては、ほぼ完了をいたしております。現在は、震災で中断しておりました中央道路と、水防拠点の工事を平成25年2月の工期で行っております。さらに、予定していた特殊堤の工事につきましては、来月に、地区住民それから利用者を対象として、地元説明会を開催し、工事のお知らせ、並びに工事中のご協力についてお願いをする予定ということになってございます。

議員ご指摘の、工事完了後の利用者の増加、それから交通、犯罪、環境、ごみ、トイレ等の問題についてでございますが、現在、交通につきましては、県道大山江戸崎線には、速度制限、それから屈曲、それから自動車及び歩行者専用等の交通標識とあわせて農耕車優先の看板が数多く設置されており、安全運行に対する警鐘を促しているところでございます。

ごみにつきましては、過去に、持ち帰るよう、地域にお願いしたこともございまして、

現在のところ、散乱、不法投棄等はありません。ご指摘の場所における環境それからごみ、トイレ等の対策につきましては、特殊堤の工事完了後におきまして、河川事務所側で取り組むべきものと考えております。

ただし、そのうちのトイレにつきましては、村から水防拠点内に設置していただくようにということで重ねて要望をしてきておりまして、現在のところ、まだ決定ということには至ってございませんが、設置する方向での検討をしていただいている状況となっております。その際は、当然、水防拠点関係者だけが利用するわけではなくて、サイクリング、それから散歩などで当地を訪れた方にもご利用ができるよう、公共性の観点から、河川工事事務所と管理方法等について、引き続き協議をしていきたいと考えております。

今後、当然利用者増加が予定される場所ではございますが、村がということではなく、地域の環境の維持のため、地域でできることは地域でという機運も醸成していくことが重要との観点から、議員におかれましては、地域活動の中心的な存在として、管理方法等についてご尽力をいただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

議長（石川 修君） 総務部長。

総務部長（岡田 守君） 私の方から、安中地域の端山地区における環境対策について、飯田議員の質問にお答えを申し上げます。

安中地域、端山地区における太陽光発電施設につきましては、事業を計画している2社のうち1社は、8月に太陽光パネルの設置が始まりまして、ほぼ完了したと聞いております。あとは、東京電力の送電網への系統連系を残すのみといったところでありまして。もう1社は、ことしの11月に設置工事に着手する予定と伺っております。また、パブリカ水耕栽培施設につきましては、9月からハウス等の建設に着手し、来年6月に施設が完成する計画と伺っております。

いずれの事業用地も、長期の賃貸借としており、賃貸借契約が終了した場合は、事業者が原状回復して返還するということになってございます。事業用地には、道路敷の村有地も含まれておりまして、村も事業に協力しているところでございます。

議員、ご指摘の事業用地の賃貸借期間中に生じる諸問題につきましては、地権者の皆さんとともに協議の上、解決策を講じてまいりたいと考えております。そのためにも、仮称でございますが、地権者会等の設立について、地元の皆さんと、今後相談していきたいと考えておる次第です。

以上でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

議長（石川 修君） 飯田洋司君。

3番（飯田洋司君） 答弁、ありがとうございます。執行部、また委員の方々に参考資料としてお渡ししている方の大山スロープ利用制限というような形で、大山スロープ利用協議会、これは地元の業者7社が集まって、去年の震災以来、スロープ3分の2くらいが使用不能で、工事のため不能だったのですけれども、3分の1が使用可能ということで、

利用者、そして業者という形で、お互いにローカルルールをつくって、去年の7月2日からこういった形で協議会ができております。それで、こういった協議会を、現在は、利用者と業者という形ですけれども、今後、大山東部地区、そして利用者、業者、そして漁業関係者、もしくは消防、警察といった形、ちょっと大きなグループでの協議会、これを、村指導ではないのですけれども、運営自体は、地区の皆さんがやっていただくということですが、ちょっと広範囲なもので、地区だけでも対応ができないのかなと、ぜひ行政側でも、そういった形で、うまい協議会が設立できますよう、ぜひ協力していただきたい。

第2番目のパブリカ、それとメガソーラーの件ですけれども、これは、地権者会というものを、もちろん設置していただくのですけれども、地権者だけではなくて、できれば、当該地区、土浦地区ですか、一部でも結構ですし、土浦地区全部でも結構ですけれども、やはりあの区域でのそういった協議会みたいなものをつくっていただけたらと思うのですけれども、どうかなと思いますけれども、よろしくお願いします。

議長（石川 修君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは、飯田議員の質問、スロープのところは、特殊堤ができれば、また、議員の方から、去年の7月2日に、スロープ利用者協議会が設立をした、これは7社、スロープを利用している方と、これは任意で立ち上げた分だと思えます。実は、国交省の霞ヶ浦河川事務所、潮来がその事務所、本所になるのですけれども、3代前かな所長、木暮さんという方が、ここの改修を初めるよということで、一番最初に美浦村に来ていただきました。そして、財務省で持っていた、一番東寄りになるのかな、ちょうど真ん中に、今、メイン道路が整備されておりますけれども、一番霞ヶ浦寄りの2町歩を霞ヶ浦の中の波浪等で破損したときに、資材の備蓄をして、そして台船に積んで、そういう修復をするために大山地区を拠点にしたいということで、その整備の方針を村の方に持ってきてくれた経緯があります。その計画の中で、今、あそこに台船を着ける船着場と、これが今、まだしゅんせつはしていなくて台船は着かないのですが、突堤ができましたよね。そういう意味で、あそこは霞ヶ浦河川事務所が管理をする、一つの資材置き場と台船を横着けできる船着場ですか、それが今できております。使用できないのは、しゅんせつをしないので台船が入れないというのが一つありますけれども。

また、夏場は、結構大山地区には、フロントレジャーですか、水辺の遊びで大分人が来ていました。去年の震災でスロープが壊れてからは少し来なくなったのですけれども、こゝとしまたスロープまで全部復旧をいたしました。水資源の方の、要するに水をためるということで、今のところから60センチぐらい特殊堤ができるようになります。先ほど、経済建設部長の方から話がありましたように、これは25年度に最終的に完成を迎えるということでございますので、この特殊堤ができたときには、今までも、自分たちで4駆の車で船を引っ張ってきて、霞ヶ浦にスロープを利用して入れて、レジャーを楽しんでいたという

ことなのですが、今度は、特殊堤のところに陸閘というのですか、閘門が、扉ができてしまう、これが8メートルでしたっけ、そういうものができてしまって、どこからでも入れるということではなくなってしまう、これまだ特殊堤ができるのが来年25年ということなので、その辺の話し合いが、先ほど部長からもありましたように、地元との説明会、来月をめぐりに、地権者、また、あそこを利用する方、議員の方から出ていた大山スロープの利用者協議会にも、多分その話し合いの部分では、河川事務所から連絡がいくというふうに思います。今まで使っていたものが制限をされるということで、あってはならないので、それについては、利用者の立場として、河川事務所の方との調整は行っていただきたいというふうに思います。

また、地域の人から、環境の悪さやごみ等でいろいろな問題が起こらないように、河川事務所と村、またここを利用するそういう協議会の皆さんと話し合いの中で、地域の環境とか、そういうものはつくっていききたいなというふうに思います。ぜひ、議員の方からも、地元の意見として、出席をして、抱えている諸課題については、意見を上げていただければというふうに思います。

また、端山地区のメガソーラーとパブリカ栽培については、来年の7月ぐらいまでには、ほぼ10町歩以上の場所が確定をされるというふうに思います。その中で、地権者の会という部分は、先ほど総務部長の方から話が出たと思いますけれども、これは地区として、どうでしょうかというような議員の意見だと思っておりますけれども、今のところは、地権者の会をつくっていただいて、地権者の会と、それからメガソーラーを事業化しているウエストホールディングス、もう一つはスカイソーラージャパン、それとリッチフィールド美浦のパブリカをつくっているところ、この三つとも、村も道路等も入っております。一部小さい土地もございますので、地権者と一緒に村もその協議の中で、いろいろな協定を結んでいきたいというふうに思います。地権者が20年後、不利益を講じないような、事業者がそのままメガソーラーを置いて引き揚げていってしまう、地権者がそれを自分のお金で処分しなくちゃいけないというようなことにはならないように、契約の上では、最善を尽くして、保証金もいただきながら、契約を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（石川 修君） 飯田洋司君。

3番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

今後は、しっかりと私も地元ですので、地元の住民と一緒に話しながら、来月10月ですが、始まる地元説明会に参加して、これも業者の方にも参加するよう呼びかけて了解はもっておりますので、ぜひ参加したいなと思っております。

もう一つ、ちょっと質問から少し外れるのですがけれども、私のお持ちした第2の方の参考資料で、ウルトラライトプレーン、ずっと見ていくとわかるのですがけれども、こちらやはり利用協議会の方の、1社ですけれども、ぜひ警察関係、消防そして村と、利用者の生命、そして安全、水難が起きたときに、飛行機で救助に向かう、もしくは、ボートで救助

に向かう、日ごろ遊びながらですけれども、美浦村水域の中でのパトロールなども協力してやりたいとっておりますので、ぜひ、6月の定例会で申しましたけれども、見守り隊じゃなくて、水上版の霞ヶ浦、美浦湖岸を利用する方たちの安全を考慮して、ぜひ、協議会みたいな方たちでやってもらうか、もしくは、当該事業者と協定を結んで、よりよい安心する大山スロープだという形で進めていただければなと思います。これに対してちょっと別件ですけれども、もし、ご返答いただければありがたいのですが。よろしく申し上げます。

議長（石川 修君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは、飯田議員の再質問に、飯田議員の方からいただきましたウルトラライトプレーンということで、ピッコロ水上飛行場ということで、国土交通省の航空の飛行場としての認可を受けたというふうに聞いております。実質、大山のあそここのスロープですか、それを使ってということで、もう大分前から、そういうことをやって許可をもらってやってきたと、しかし、あそこについては、百里の自衛隊の、一応飛び立ったときに、目標は大山の一番出たスロープのところを目指して飛んで来る、また、成田空港株式会社の年間今22万回飛行機が飛んでいるものが、30万回にしようということで、それも旋回をする、美浦の上あたりが一番多いのかな、ちょっと時間が込むと、阿見あたりまで伸ばしますけれども、結構、朝6時から、飛行機が2分ぐらい間隔で飛んできます。

なぜそういうところでこういう許可がおりたのかなということ、私もわからなかったのですが、高度が違うのですよということ、ある程度、そういう自衛隊の飛行機と成田空港で飛んでくる飛行機の高さ、ここで使う飛行機の高さが違うので、そういう高度的に侵犯、侵すようなことはないですよという話もちょっと聞いております。

でも、美浦の中に、こういうウルトラライトプレーンという水上飛行機の飛行場が認可をされたということも、一つは、いろいろな美浦村の中で、レジャーとして、そういうものが定着して、美浦村に行くと、そういう体験もできますよということができれば、一つの村のPRにもなるのかなというふうには思っております。

同じような飛行機で、水上じゃないですけれども、阿見町には飛行場もありますから、いろいろなところで、そういう共有化できたらなと、地域のPRにもなっていくだろうというふうに思っておりますので、議員も、こういう取り組みに参加をして、いろいろな情報を発信していただければ、村としても、いろいろな地域の部分で、大山には、来たときには、前もって申し込めば体験飛行もできますよということが、一つ宣伝を、PRできれば、美浦としての大山の利用価値は広がっていくだろうというふうに思います。ぜひ、霞ヶ浦河川事務所の、来月の説明会があるときには、スロープの利用だけじゃなくて、こういうウルトラライトプレーンについても、議員の方から提言をしていただければ、より利用の方法もふえていくのかなというふうに思いますので、よろしく願いをしたいなと思います。

議長（石川 修君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了します。

ここで、会議の途中ではございますけれども、暫時休憩といたします。

公民館いきいきミセス講座の方から、議場での写真撮影の許可願が出ておりますので、許可をいたします。

同僚議員につきましては、ちょっと写真撮影の間、そのままの席でお待ちをいただきたいと思います。

再開時間は、11時20分といたします。

午前 11時 05分 休憩

午前 11時 21分 開議

議長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山本一恵君の一般質問を許します。

山本一恵君。

7番（山本一恵君） それでは、通告に従いまして2点質問いたします。

1点目、通学路の安全対策についてです。

これについては、6月議会においても質問いたしましたが、その後の経過について、再度お聞きいたします。

平成24年版交通白書によると、昨年1年間の交通事故死者数は4,612人で、11年連続の減少となり、交通戦争といわれたピーク時、1970年の1万6,765人の3割以下となりましたが、負傷者数は、今なお85万人を超え、いまだ交通戦争は終わっていないといっても過言ではありません。しかも、死者数の中で、歩行中が占める比率が上昇しています。交通事故死者数を状態別に見た場合、2007年までは、自動車乗車中が最多でしたが、2008年以降は、歩行中が自動車乗車中を上回り、最多という結果です。2011年の歩行者の交通事故死者数は1,686人で、全死者数の36.6%にもなります。ことしに起きた亀岡市の事故などを受け、本年5月には、国から全国に通知が発せられ、すべての公立小学校で、緊急合同総点検が実施されました。

今日、求められている対応は、総合的通学路の安全対策です。本村においても、緊急合同総点検が実施されたと思いますが、まず、その総点検の結果と、前回の答弁の中にありました犯罪危険箇所の対策の進捗状況、交通安全マップの作成、また、学校支援地域本部の立ち上げの進捗状況もあわせて伺います。

次に、2点目の公共交通の充実についてです。

村内唯一の交通機関として、デマンド乗り合いタクシーが平成20年に運行され、4年が過ぎました。この間、同僚議員からも、公共交通の充実、拡大に向け、何回か質問をいたしました。ことし5年目で、見直しの時期にきているということで、改めて伺います。

本村の人口減少は、地域の活性化を阻害し、地域に住む人々に大きな不安を与えていま

す。この人口減少による地域の活性化が失われたときに重要な要素になってくるのが、公共交通のあり方だと思います。地域の活性化対策や、まちづくりを考える中で、公共交通機関の整備が重要であることは事実です。全国的に見ても、公共交通機関のあり方は、大変難しい状況であることは理解していますが、ある程度のコストをかけても、公共交通機関の整備を行っていく必要があると考えます。

茨城県公共交通活性化指針の概要の中の取り組むべき課題として、公共交通ネットワークの充実、利便性の高い公共サービスの提供、まちづくりと一体となった公共交通の整備等が挙げられていました。また、指針の特徴として、市町村を越えたより広域的な公共交通ネットワークの構築を促進、とありました。本村も、村外への運行の課題はありますが、予約の時間帯の問題、また利用者の増加で予約がとれないなどの声も聞いております。利用者に対しての利便性、住民のニーズにこたえるために、本村に合った公共交通体系をどのように考えているか伺います。

また、委員会であります地域公共交通会議があると思いますが、その機能についてもあわせて伺いたいと思います。

以上ですが、前向き、かつ明快な答弁をお願いし、1回目の質問を終わります。

議長（石川 修君） 教育次長。

教育次長（増尾嘉一君） 山本議員、ご質問の通学路の安全対策についてお答えをいたします。

前回、6月の定例議会におきまして、通学路の安全対策について、道路施設等のハード面、それと見守り体制等のソフト面での対応策について、村の基本的な考え方については6月に答弁をさせていただきました。今回は重複をいたしますので、その部分については省略をさせていただきたいと思います。

それでは、山本議員、ご質問の1点目でございます通学路の合同点検の進捗状況について、ご説明をいたします。

通学路の合同点検につきましては、8月7日、稲敷警察署、竜ヶ崎工事事務所、それと役場都市建設課、生活環境課、教育委員会、それと村内の各小中学校の先生方に出させていただきました。合同で通学路の点検を行っております。

点検箇所につきましては、各小中学校で、特に危険であって、早急に対応をしてほしいという箇所を各小中学校で抽出をしていただきまして、その箇所について点検を行いました。

箇所につきましては、木原小学校が5カ所、大谷小学校が5カ所、安中小学校が5カ所、美浦中学校が3カ所、合計で18カ所が各小中学校から抽出されてきてまして、合同で点検を行いました。

その後、8月22日に、役場の庁内で、関係各課で調整会議を行いまして、その結果をもちまして、稲敷警察署、それと竜ヶ崎工事事務所との対応策の最終的な調整を行いました。

その結果をもちまして、再度 8 月 28 日に、庁内で最終的に各危険箇所の対応策というものを決定をいたしております。

議員の皆様のお手元に配付をしております資料の方をごらんいただきたいのですが、この通学路の緊急合同点検結果及び対応策という資料でございます。1 枚表紙をめくっていただきまして、全部説明しますと長くなります。最初のナンバーの 1 というところだけ、表の見方も兼ねましてご説明をしたいと思います。

点検ナンバーの 1 なのですが、これは美浦中学校の方から、危険箇所ですから対応をお願いしますというようなことで抽出された箇所です。通学路の危険箇所、要注意箇所としまして、旧の 125 号線と黒澤新聞店、ちょうど美浦中学校の裏門から出て、旧の 125 号線の方へ出る丁字路なのですが、その見通しが悪いと、これは特に、送迎をする父兄の方からの要望、あと先生方からの要望が多かったようなのですが、黒澤新聞店の方から国道の方へ出る際に、見通しが悪いのだというようなことでございました。その対応策としまして、カーブミラーを新たにつけましょうということになりました。これについては、村の生活環境課が主体となって対応していくというようなことでございます。

こうすることで、18カ所すべて点検をいたしまして、この赤字で書いてあるところがその対応策というようなことになっておりますので、資料の方は、詳細については後でござらんいただくということとして、詳細の説明はここでは省かせていただきます。

ただ、この対応策ですね、概要を申し上げますと、カーブミラーの設置でありますとか、路面、道路面への表示ですね。学童注意でありますとか、交差点注意、それから速度を落しなさいというような道路面への表示、それから歩道の整備、それと新たに、横断歩道の新設というような対応をとってまいりたいと考えております。

早急に対応できるものについては、8 月中に既に実施をしている箇所もございます。ただ、この資料にもありますように、これらの対応策をすべてとるためには、既にっております生活環境課あるいは都市建設課で持っている予算では足りなくなってまいりますので、12 月の定例会、あるいは新年度の予算の中に、こうした関係経費をお願いするようになると思います。その際は、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、ソフト面ですね。子供たちの見守り体制なのですが、これにつきましては、前回 6 月の一般質問答弁の際にも、教育長が答弁をいたしました。学校支援地域本部というものの立ち上げを考えております。現在、社会福祉協議会の方で、ボランティアの方の再登録、再構築ということで、ボランティア組織の立ち上げを行っております。そうしたことと連携をいたしまして、この学校の支援地域本部、これにつきましても、なるべく早く立ち上げをしていきまして、子供たちの見守り体制をさらに充実をさせていきたいというようなことで考えております。

それと、通学路で、草木が生い茂っている、あるいは街灯が不十分で暗いあるいは危険

なところ、こういうところ、道路の施設自体は、ある程度整備されているんですけども、道路の附属施設あるいは道路の周辺の環境がきちんと整っていないために、そういう危険であるというような箇所、こういうところの改善というご指摘だと思います。こうした道路の附属施設あるいは周辺環境につきましても、学校及び保護者の方の協力を得まして、問題となる箇所、これを把握をいたしまして対応していきたいということで考えております。

ただし、通学路に樹木が覆いかぶさっている、枝が覆いかぶさっている、それから通学路のわきに荒地があって草が生い茂っているというところについては、一義的には、これは地権者の方が、まず対応していただきたいというのが村の考えでございます。そういうことで、地権者の方をお願いするような特例についても、生活環境課あるいは都市建設課とも連携をして、学校教育課の方でも進めてまいりたいということで思っております。そういうことをしていても改善されないといった場合には、村の方で、何らかの対応をしていかなければならないのかなというようなことで考えております。

それから、通学路の安全マップというお話が出ました。通学路の安全マップについては、もう既に、各小中学校ともきちんと安全マップというものを作成をしております。ただ、今回の合同点検を踏まえて、ある程度改善されます。そういうことを改善された箇所も含めて、あるいは前回の山本議員のご質問の中にもありましたように、110番の家、そういうものについても、安全マップの中に入れていったらどうでしょうというような提案もありました。そういうことも含めまして、これは学校とPTAの方の協力がなくなかなかできない部分なのですけれども、学校の方にもお願いをしまして、そういう安全マップ、新しいものをつくっていききたいというようなことで考えております。

今回の合同点検につきましては、道路の施設ですね、道路の本体で、特に危険のある箇所について点検を行ってその対応策ということで、18カ所ほどまとめさせていただきました。山本議員ご指摘のように、そのほかに道路施設はある程度整っているのだけれども、周辺の環境が悪いために危険な箇所というものは、道路施設本体と含めても、まだ通学路残っていると思います。そういうものについては、一度に解決してしまうということなかなかできません。年次計画をもって、そういうところを1カ所でも減らしていくように、順次、対応策をとっていききたいと、子供たちの安全、安心、そういう中で通学ができるようにというようなことで対策をとってまいりたいと考えております。

以上で、山本議員のご質問の答弁とさせていただきます。

議長（石川 修君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（浅野重人君） それでは、私の方からは、公共交通の充実についての山本議員のご質問について、お答えを申し上げます。

美浦村の公共交通機関でありますデマンド型乗合い公共交通やまゆりタクシーは、交通弱者、要介護、要支援高齢者、身障者の足として、平成20年8月より運行され、年々利用

者数もふえ、皆様方には、おおむね定着し、当初の目的は達したように思います。

お手元にお配りいたしております資料をごらんいただきたいと思います。まず、登録者につきましては、平成20年度、251名でございます。昨年度、平成23年度は509名ということで、約2倍に登録者がふえてございます。内訳は、男性が151名、女性が358名ということです。なお、登録者の内訳といたしまして、中をごらんいただければおわかりのように、61歳からの高齢者が割合がふえております。ということで、合計は先ほど申し上げましたように509名でございますが、申し上げますと、61歳から70歳までがそのうち109名、71歳から80歳が193名、81歳以上が112名となっております。

また、利用状況の推移でございます。23年度を申し上げますと、年間利用者数が3,027名でございます。延べ利用者数が5,771名ということで、皆さん往復利用されているということがおわかりいただけだと思います。また、1日平均は12.7人で、これにつきましても延べ平均数が24人でございますので、同じように、往復利用されているということでございます。

また、利用状況の行き先別について申し上げます。23年度のみ申し上げます。第1位が病院等ということで、村内の病院等でございます、41%、2位が東京医科大学茨城医療センターでございます、34.6%、3位がスーパー、11.6%、4位が公共施設ということで、役場や中央公民館でございます。5位が金融機関、1.4%、その他といたしまして6.8%、こういう状況になってございます。

今、お話ししましたとおり、ことし区切りの5年目を迎え、これまでの内容を検証し、総合的に見直す時期となってきております。そのためには、今後、登録者や登録していない方、一般の方等にアンケート調査を行い、また、他市町の動向を踏まえて、美浦村公共交通会議に諮りながら、よりよいデマンド型タクシーとしての方向性を検討してまいります。具体的には、9月中にアンケートの発送を行い、10月中には内容を整理しまして、11月中に美浦村公共交通会議を行う計画で準備を進めているところでございます。また、今後、より一層の利用推進を図るため、広報に掲載をしまして、PRをしていきたいと考えております。

続きまして、先ほどご質問がございました、美浦村地域公共交通会議でございます。これにつきましては、平成20年4月18日に要綱が設置されております。設置の目的でございますが、読み上げてみますと、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他、旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、美浦村地域公共交通会議を設置するとなっております。

また、協議の内容でございますが、1としまして、地域の実情に応じた適切な乗り合い、旅客運送の対応及び運賃、料金等に関する事項、2といたしまして、村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、この2点となっております。また、公共

交通会議の構成員は20名で構成するとなっております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（石川 修君） 山本一恵君。

7番（山本一恵君） 学校の方の道路の安全対策ですけれども、今回点検があったということで、18カ所、今までになく多くやっていただいて、これが順調にしていればいいのかと思うのですけれども。

あと、片や犯罪、暗いところというのは、美浦村独自で、やはり都心型と違いますので、それも先ほどあわせてやるということでしたけれども、結構、歩道用の信号のところ、枝で隠れて見えなかったり、ミラー、あと街灯も木の枝で隠れて明るさが半減しているところもあります。これからどんどん暗くなりますし、部活とか、小中学生だけでなく高校生も帰りが遅くなりますので、やはり安心安全という面からも、ぜひとも、それは木を切るとか、枝を払う、草を刈るという地権者の問題もございまして、極力そういうのは、しっかりと指導していただいて対応をしていただきたいと思います。

今回のこの結果を見まして、18カ所ということですが、これは、本当にこの点検は、今回で終わりということではないので、今回また、新たにマップをつくることですが、毎年、定期的にやはり状況は変わっていきますので、これは点検は国から通達がなくても独自でやっていただきたいと思います。その辺できるかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、一番、父兄の方が心配しているのは、連れ去りとかいろいろなそういう犯罪問題が多いので、道路の整備はもちろんですが、その点も見守り体制、早急にボランティアを今募っているということですが、それは、いつごろまでに募って、具体的にやっていただけるのか、ちょっとお答え願いたいと思います。

また、公共交通のことですが、今すごく皆さんが、予約が早く締め切られてしまうので、もう少し時間を延ばせないかという問題と、これだけ2倍くらい利用者がふえているということです。それに比例して、予約しても断られるということが多くなっています。今見る限り、乗用車が2台、やまゆりタクシーが走っていると思いますが、もう1台何かワゴン車みたいなものもございましたね。当初は、それがちょっと見かけないので、もしそれが走るのが、人が乗るのが少ないのであれば、乗用車をもう1台ふやして、全体的に少ないかなという問題があります。それで特に、皆さん病院に行くことで予約が多いのですけれども、早朝に集中するかと思うのです。ですから1日で3台じゃなくて、早朝、その時間帯だけでも増発というか、増車していただけないかというお願いがあります。

今回、5年目ということで、アンケート調査していただけるということで、これは本当に期待しておりますけれども、その結果、皆さんの声を少しでも反映できるような内容にしていきたいと思います。

あと、美浦村の公共交通会議ですけれども、これ20名ということですから、この中に利用者の方の代表がいるのかどうか教えていただきたいと思います。メンバーの構成ですね。ちなみに、阿見町では全部で28名いて、そのうち8名ぐらいは、利用者の代表なんですね。PTAの方とか、あと老人クラブの代表、障がい者の協議会の代表とか、そういう方が入っております。ですから、そういう方が今回の会議に美浦村には入っているのか、お聞きしたいと思います。

この公共交通は、村内だけという限られた中でのものですが、美浦村は、医大を行っていただくと、阿見町まで1カ所行っていただいているのは、ありがたいですけれども、もう少し、これは本当に美浦村だけの問題ではないと思うのですけれども、県で公共交通の会議がございます。そういうところでも、しっかりと訴えていただきたいと思います。

村内でなかなか用事ができない部分がございますので、そういうところも、地域にずっと住んでいくためには、地域の中でそういうのも考えていただきたいと思います。ちなみに阿見町は、今、乗り合いタクシーを始めておりますけれども、ことしの8月から、阿見町も荒川沖駅の東口付近に行くことになりました。それは、やはり土浦市だそうですね。ですから、そういうところでもやはり少しずつ、他の市町村も、そういう乗り合いタクシー皆さんがご利用できるということで、皆さんの声を届けたいという思いから少しずつそういうところにもふえているのかなと思いますので、ぜひその辺もよろしく願いいたします。

議長（石川 修君） 教育次長。

教育次長（増尾嘉一君） それでは、山本議員ご質問の街灯でありますとか、あるいはカーブミラーですね。樹木の枝等で、せっかく施設がついているのだけれども、きちんとその機能が果たされていないというような箇所、これについては、先ほども申し上げましたように、きちんとそういう箇所を把握しまして、これについては、せっかくついているものですから、その機能がきちんと果たせるような形できちんと対応をしてみたいと思います。

それから、先ほど申し上げました繰り返しになりますけれども、今回点検をしましたのは18カ所にすぎません。それで、各小中学校でつくっております安全マップ、これを見ますと、各学校とも、ほかにも、危険ですよというようなことでそのマップ上に記載をされている箇所は、この18カ所すべて対応しましても、まだまだ残っております。そういうことで、先ほど申し上げましたけれども、そういう箇所1カ所でも少なくするように、当然、今回だけで終わりということではございません。そういうことで、順次、整備をしまして、子供たちが安心安全に通学できるような環境を整えてまいりたいというようなことで考えております。

それから、見守り体制、いつごろまでにとというようなお話でした。先ほど申し上げまし

た学校支援地域本部なのですけれども、これにつきましては、これも繰り返しのようになってしまふのですけれども、先ほど、社会福祉協議会の方で、ボランティア団体の再組織化を図っているということが一つございます。それと連携をしまして、学校の方の組織も立ち上げてまいりたいということで考えております。

当然、そういうことで、ボランティア組織、協力をいただく相手方がいることですので、村の考え方だけではなかなか進まない部分もありますけれども、目標としましては、24年度中にある程度のこういう組織でいきたいというような、立ち上げまでいくかどうかわかりませんが、年度内には、一定の方向性というのが、議員の皆様にも示せるような形で協議を進めていきたいというようなことで考えております。以上でございます。

議長（石川 修君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） 今の次長の答弁にありましたけれども、学校支援地域本部について若干補足をさせていただきます。

私としては、教育長としては、この美浦村に学校支援地域本部をきっちりと立ち上げることはできるかどうか、教育委員会とは別に、教育委員会から指示があったから動くんじゃなくて、村民として主体的に学校を支援するような組織づくりができるかどうか、というのは、美浦村の教育の将来を考えたときに極めて重要な施策の一つだというふうに認識しております。

ですから、そのためには、何としても、きちんとした組織を立ち上げたい。これは、安全の支援だとか、防災の支援とかというようなことにも、もちろん協力してもらいますけれども、多分それだけじゃなくて、授業の支援とか、あるいは問題のある家庭への介入についても協力してもらおうとかというようなことまで考えておるもので、村民が主体的に学校を応援しようということで、教育委員会を差しおきながらも動くような組織にしたいというようなことで、先ほど申し上げましたけれども、これが実際に実現できるかどうかというのは極めて重要な課題の一つとして考えて認識しております。

今、既に、民生委員会の定例会だとか、あるいは、青少年育成村民会議の会合だとか、もちろん、それぞれのPTAの役員たちの集まりだとかということで、私なりの考えを説明をして、前に進めているつもりでありますけれども、なかなか手を挙げてくれるという人がそう多くはないということで、私が想定したよりは、進み方がちょっと鈍い感じですが、年内には、先ほど次長も申し上げておりますけれども、年内には、何とか、核になるようなところは組織したいというふうに思っておりますし、これも先ほどの次長の答弁にもありますけれども、今、美浦村では、ボランティアセンターを立ち上げるというようなことでも進めておりますので、近々ボランティアセンターの担当者とも協議をしながら、互いに協力しながら、何とか実現の方向に向けて進めていきたいというように考えております。

議長（石川 修君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは、山本議員の再質問に対して、通学路の安全について、教育次長と教育長の方から、ちょっと答弁がありました。また、18カ所の……。

議長（石川 修君） ちょっと、マイクに近づいて答弁してください。

村長（中島 栄君） 小学校15カ所と中学校3カ所というところが学校から抽出されてきました。また、これ以外に、各地区の区長さんが頭になって、除草工事ですか、草刈りも含めて通学路を主にして草刈りをお願いしているところでございます。また、村のボランティアさんも入れて、小中学校の通学路以外のところも、例えば、木が伸びてきて、なかなか冬場になって凍ると解けないような場所、そういうところを、都市建設課、生活環境課で、村の中、抽出して、そこをボランティアさんの力をかりて、役場の職員と一緒に、除草、そしてこさ払いを毎年やっております。ことしもやりましたけれども、また、回数をふやして、もう少しやろうというような意見も出ておりますので、通学路は、小中学生なのですが、先ほど質問の中にありました高校生も通るということでもありますので、街路灯が役が立たないような箇所が出てくるようではしょうがないので、その辺も、生活環境課、都市建設課の方で、村内をパトロールしながら、そういうところの除草、伐採をしていきたいというふうに思います。

それから、公共交通のデマンドの件なのですが、先ほど、利用者は入っているのですかという、阿見町の話が議員の方からされたのですが、当初、20年に立ち上げたときには利用者は入っておりません。当時は、区長会長それから民生委員、老人会会長とか、それからボランティアの連絡協議会の会長が一般の部分で入っておりました。あとは、議員がおっしゃったように、美浦は特別、阿見町の方に行っておりますので、公共交通会議には、美浦だけじゃなくて阿見町さん、そして阿見町の要するに公共交通、タクシー会社も参加をさせていただいての協議でございます。

そういう中から、美浦の中にもタクシー会社が3社ほどあります。時間帯とかそういうことについては、民営を圧迫しないようにというのが原点でございます。ですから、陸運事務所でも、民間の事業者がいいですよという範囲の中でしかできないのです。どこの自治体のデマンドも、自分の自治体の中だけしか運行はしていません。先ほど阿見町が荒川沖に近くなりましたよとっておりますけれども、荒川沖の駅前までは行けないのです。これは土浦市との境界がありますから。美浦村はなぜ行ったか、というのは行っているのが先ほどもお話がありました阿見医大の1カ所なので、阿見医大まで行っているのです。途中のホームックとか、しのつか医院とかそういうのはどうなのかという声が利用者から出ていますけれども、公共交通会議の中で、そういうものが認められないと行けないのです。その辺も含めて、なかなか陸運事務所でも、美浦村としてそういうことを提案してもなかなかオーケーが出ないというのが現実なところなんです。

時間も、当初よりは30分ぐらい早めて運行をし始めたのですが、今、2台でやっております。病院の方の受付が9時ということで、皆さん、先ほどのデータを見ても、阿

見医大と病院等で75%、4分の3が病院を利用するための予約なのですね。ですから、朝、2台しかないところを集中していくと、多分、アンケートまだもらっていないので、どういう結果が出てくるかわからないのですが、多分、断られるというような部分も出てきているのかなというふうには思います。それには、議員がおっしゃるように、あと1台ふやすとか、それからワンボックスカー15人乗りをあるのになぜ使わないのかということになると、予約を入れた方同じ地区の方10人ぐらいぱっと出てくれるといいのですけれども、村内でばらばらに歩くと、村内歩くだけでも15分ぐらい、20分ぐらいかかってしまうと、同じ時間、病院の予約に9時までに着くのはなかなか難しいという部分が出てきているのかなというふうに思います。今1カ所まで運営をしております。その辺も含めて、美浦村にもタクシー会社が参加してございますので、今年度、アンケートをとった中で、地域公共交通会議を開きますから、その中でいろいろな部分、利用者の方も今度は何名か入れて、利用者の声としても、じかに、公共交通会議の中で意見を出していただくというのも必要であるというふうに思いますから、この20名のプラス利用者も何名か入れて、阿見町が28名でしたっけ、構成をしているということでございますので、美浦も利用者の意見も入れるということで、今の20名から利用者の部分も入れての会議にしていきたいというふうには思います。

そういうことで、せっかく利用者が開設当初から倍ぐらいにふえてきているので、利用の頻度は高まっているというふうに思います。また、前にも、高齢者の免許の返納という部分で、返納した方には、デマンド交通を利用していただくという、同僚議員の方からの質問の中で、そういうものはどうですかということも出ていますので、まず、その辺も含めまして、利用者はもっとふえていこうと思いますので、利用者の声を重点に、運営をしてきている事業者も含めて検討をしていきたい。

ことし5年目ということで、ことしありますので、そういう委員からの意見、そして、美浦より後から始まったデマンドも阿見町もやっています。本当であれば、利用者のためのデマンドなので、自治体とか、民営でやっている部分を圧迫するなということじゃなくて、そこもうまく入っていただくのが、よりよい地域づくり、先ほど議員もおっしゃっていましたが、まちづくりと一体となるというふうなことは、一方的な業者だけのものじゃなくて、それから陸事だけの考えではなくて、利用者の考えを一番頭に置いて考えてもらえれば、いい公共交通づくりができるのかなというふうに思っております。そういう点も含めて、相互乗り入れ、できれば土浦まで行けるような部分ができれば、いい公共交通、デマンド交通ができるのかなというふうに思います。できるように、村の方も働きかけていきたいというふうに思います。

議長（石川 修君） 山本一恵君。

7番（山本一恵君） 前向きな答弁ありがとうございました。

最後に要望なのですが、学校関係の支援事業も、ぜひ年度内によろしく願いたい

たします。

子供たちの安心安全ということで、これを機会に、しっかりと見守りあるいは安全対策をしっかりとやっていただきたいと思います。

公共交通につきましては、アンケート調査をしてくれるということですので、それ9月中に、10月に調整して、11月に会議という運びは先ほど聞きました。それは本当に期待を余り大きいと、後で結果がどうなのかなという思いもありますけれども、本当に村長、その言葉を信じて、しっかりまたその11月以降のことを精査しながら、こちらも皆さんの声を聞いて、本当に皆さんが利用してよかったという声が多く聞けるような、そういうデマンドタクシーをしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で、終わります。

議長（石川 修君） 以上で、山本一恵君の一般質問を終了します。

ここで、昼食のため、休憩といたします。

再開時間は1時15分といたします。

午後零時08分休憩

午後1時15分開議

議長（石川 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、林 昌子君の一般質問を許します。

林 昌子君。

8番（林 昌子君） それでは、通告に従いまして、障がい者対策と胃がん検診について、質問をいたします。

まず、1点目、障がい者対策について質問をいたします。

平成20年度より、障害者自立支援法の施行に伴い、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、本村においての地域生活支援事業の一つに地域活動支援センターがあります。美浦村社会福祉協議会と委託契約を行っている地域活動支援センターホープ、旧、通称ホープ作業所と今までは言うておりましたけれども、そこと社会福祉法人明清会と委託を行っているほびき園がそれに当たります。そこでは、障がい者に創作活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進等を行い、社会復帰に向けた支援を行っておりますが、スタッフの方々は、懇切丁寧に利用者とかかわってくださり、保護者の方々も、お子さんが毎日元気で過ごせる環境整備を心がけていただいていることに感謝をしているとの喜びの声を伺っております。

さて、前回の6月定例会において、現在の老人福祉センター建物の後ろに、敷地400平米を増設する地域活動支援センターホープの増設計画の報告をいただきました。現在、定数22名ですが、今後利用者の増加が見込まれることから、40名利用できる作業スペースの

拡大を図られることが前々からの利用者の方々の強い要望でしたので、早期実現に向け、邁進されることを期待いたします。

そこで、改めて、施設概要、利用者及び従事者等の意見や要望状況、駐車場対策について、この3カ月間の進捗状況を伺います。

次に、2点目、胃がん検診について質問をいたします。

例年、総合健診、特定健診、がん検診、婦人科検診、乳幼児健診や予防接種等、健康増進事業の推進により、本村住民すべての方々の健康管理を強く推進していただいている健康増進課の皆様には敬意を表するものであります。

国民2人に1人が発症し、3人に1人が死亡するといわれているがん、我が国における年間死亡者は30万人を超え、茨城県でも、がんになった人は、年間1万1,000人中、がん で亡くなられた方は7,700人とデータが出ておりますけれども、20年以上の間、死亡原因の第1位は、がんです。主な発症の部位別は、肺がん、胃がん、大腸がんがトップ3であることは、皆様周知のとおりであります。

しかしながら、検診受診率を見ますと、大腸がん検診よりも胃がん検診受診者は10%前後と少ないのが現状です。そこで、今回は、胃がん検診の受診率を上げることも加味した胃がんの早期発見、早期治療のための、ピロリ菌ABCリスク検査の導入を提案いたします。

リスクとは皆様ご存じのとおり、危険性や肺がんになる可能性といった意味で使われております。現在、胃がんでは毎年5万人の人が亡くなっております。胃がんには、特徴がありまして、世界で亡くなる人の56%が日本と韓国、中国に集中しており、東アジアの地方病といわれております。そして、30年間の研究で、胃がんの原因は、約95%前後はピロリ菌と判明いたしました。

この菌の感染は、生まれてから10歳くらいまでの間に感染し、現在の感染率は、10%以下に対し、50代では約50%、60代では80%の方が感染者といわれております。結局60代以上になりますと、ほとんどの方がピロリ菌を持っているというデータになっております。ピロリ菌ABCリスク検査方法は、採血による血液検査方法であり、胃がんそのものを診断するのではなく、胃がんになりやすいかどうかを診断し、胃がん発症リスクの高い人に対して、ピロリ菌の除菌や、定期的な精密検査を勧めるものであります。

この検査方法は、従来のバリウムを飲むレントゲン法と比べ、食事の制限もなく、わずかな血液をとるだけで診断が可能であり、早期がんの発見率が高いことや、検査が受けやすく、多数の検診が可能であり、さらに、検査費用が安価であることが特徴です。そして、検査の結果、胃の萎縮なく、ピロリ菌にも感染していない人をAタイプ、萎縮はないがピロリ菌の感染が判明した人をBタイプ、そして、萎縮が進んでおり、ピロリ菌にも感染している場合をCタイプとしております。

胃がんの発症については、Aタイプの方は、発症率が非常に低い。また、Bタイプの方

も、ピロリ菌の除菌でかなり低くなるといわれています。よって、ポイントは、全体の3割といわれるCタイプの人で、胃がん発症のリスクの高さを説明し、ピロリ菌の除菌や定期的な内視鏡検査を受けることで胃がん発症を大きく減らすことが可能といわれています。

現在、東京都や埼玉県からスタートし、全国にこの検査が取り入れられております。茨城県では、牛久市、龍ヶ崎市も来年度から導入の準備をしております。現在、美浦村の方々から寄せられたご意見の中で、40代から50代の方からは、この胃がん検診に対してのご意見ですけれども、前日からの食事制限がきついという声、高齢者の方々からは、バリウムは苦手、また、次の日までおなかの調子が悪く出かけられない。またレントゲンを撮るとき、台が逆さまになったりしますけれども、そのときに手で支え切れない、また、支え切れず頭をぶつけてしまった、などという声が寄せられ、だから行かないのだよというふうに言われてしまいました。

余談ではありますが、村長は、私が前回提案させていただきました受動喫煙による肺がん防止のための庁内完全禁煙を実現されました。さらに、高齢者の肺炎による死亡者をなくす対策として、肺炎球菌ワクチンの助成を本年度より実施していただきました。中島村長は、美浦村住民すべての方が健康で長生きしていただくため、なかんずく、命を守るための政策には惜しまぬ配慮をいただいていると認識しております。近隣に先駆け、どうか検査経費も削減し、医療費削減も見込まれる胃がん対策に力を入れていただきたいと思います。願いますが、決定権を持つ村長の前向きな答弁を求め、第1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（石川 修君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（浅野重人君） それでは、まず最初に、林議員からございました障害者対策についてお答えを申し上げます。

地域活動支援センター、通称ホープ作業所の増設計画について、進捗状況をご報告いたします。

6月の議会定例会におきまして、用地測量の補正予算を議決いただき、8月20日に測量が完了し、その後、8月23日に、測量図を含む不動産調査報告書を水戸財務事務所に提出をいたしました。今後、水戸財務事務所において分筆登記を行い、その後の土地鑑定が済み次第、3カ月間、公募をかける予定となっております。また、この期間内に買い入れの申し込みを行い、4カ月以内に代金の支払いを行うこととなります。

現段階で、水戸財務事務所では、年度末くらいに土地鑑定が完了する見込みでございます。したがって、土地購入は、平成25年度前半になり、その後、建物の設計、建築となる見込みでございます。予算につきましては、25年度当初予算として、暫定的に土地購入費及び建物設計費を予算計上できるよう調整してまいります。建物建設工事につきましては、平成26年度以降になると思います。

施設の概要ですが、土地については500平方メートル、これにつきましては、今分筆を

した面積でございます。建物については、これから県や関係団体、利用者、保護者等の意見を聞きながら面積等を検討していく考えであります。野球場外に建物防護のためのフェンスを設ける予定です。駐車場については、数台できるようなスペースが建物南側にあり、ボランティア等、利用していただき出入口は、東側に1カ所設け、現在の場所とプラスして、2方向から出入りできるようにする予定です。また、老人福祉センター利用者には、迷惑がかからないように配慮したいと思います。

施設開設に当たって、県や関係団体、利用者、保護者等の意見交換の場を設け、運営形態等の検討を十分に行い、よい施設となるように検討してまいります。また、今年度において、就労継続支援B型のサービス管理責任者研修会に、美浦村社会福祉協議会のホープ作業所担当者2名が受講し、研修を受け、準備を整えているところでございます。

以上、障害者対策について申し上げます。

続きまして、胃がん検診について申し上げます。

胃がん検診、早期発見、早期治療のために、ピロリ菌ABC検査の導入についてのご質問でございますが、美浦村の胃がん検診においては、ご存じのとおり、総合健診と一緒に国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針と、茨城県胃がん検診実施指針に基づいて、40歳以上の住民を対象に現在実施をしております。また、婦人科検診を除いたがん検診は、集団検診として、茨城県総合検診協会に委託して、保健センターで実施をしております。なお、婦人科がん検診については、集団検診と医療機関での個別検診を実施しています。

胃がん検診の項目ですが、国、県の指針のとおり、問診と一時検診として推奨されている胃エックス線検査を行っているところでございます。エックス線検査については、エックス線を通さない造影剤バリウムと、炭酸ガスを発生する発泡剤を飲んで胃内部の凹凸や、胃の形を見て判断する検査で、被曝による体への影響もほとんどなく、バリウムも以前に比べて味や量に工夫がなされ、飲みやすくなっております。ただ、議員おっしゃるとおり、検査前夜の食事以降、水以外の飲食ができないなどの食事制限があります。

胃がん検査では、胃エックス線検査のほかに、胃内視鏡検査、ペプシノゲン検査、ヘリコバクターピロリ菌抗体検査などが医療機関では行われているところでございます。ピロリ菌ABCリスク検査は、ヘリコバクターピロリ菌抗体検査とペプシノゲン検査を組み合わせた胃がん危険度を診断する検診で、簡単な問診と採血で済むため、受診者の負担が少なく、自分の胃がん危険度を自覚できる検査です。これらの検査方法は、胃がんの有無を直接検査する方法ではなく、胃がんの死亡リスクが減少するという確実な結果が得られていないため、胃がん検診として、必ずしも推奨されておらず、本当に効果があるかどうかについて、現在研究中ということでございます。

美浦村として、胃がん検診の一時検診として推奨されている胃エックス線検診のさらなる受診率の向上に力を入れるとともに、これに加え、ピロリ菌ABCリスク検査を組み合

わせる方法、個別検診など、この検査の研究の推移も考慮に入れながら、今後、検討していきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（石川 修君） 林 昌子君。

8番（林 昌子君） ただいまは、担当部長から、るる説明をいただきました。村長の見解はこの後ということですので、引き続き質問をさせていただきますが、地域活動支援センターに関しては、26年以降、建物を建てていくという中に、それまでの間はどのように計画をしていくかということがとても大切であると思います。

施設というのは、一度建てましたら、なかなかその後、建て増しとか、また、建てかえということは、附帯工事というのは、とても建物が組み合わず、無理が生じてきますので、できれば、利用勝手のいい建物を建てるのがすごく望まれることだと思います。ですので、この26年、建てるまでの間、今、土地購入の部分で動いていらっしゃるかと思いますが、実際の実施設計に入る前に、どれぐらいの間隔で、というのは、この質問したのも、利用者の方々からやはり不安が寄せられたわけですよ。建て増しするようなことは聞いているけれども、どういうものが建つのかわからない、ということは、やはりある程度利用者の方々が一番かなと思いますので、一番利用される方々ともっと密に相談をされながら、どういった建物がベストなのか、それによって、その面積がどうなるのかと、先ほど部長もおっしゃっていましたが、まずは利用者との話し合いが大事ではないのかなということをお考えすると、もうちょっと定期的にこの施設をどのように建てていくのかというものの説明会とか、相談会というか定期的にもっていくべきではないかなと思いますので、その件、今後の予定として、この26年までの間に、どのように説明会を行っていくのか、検討会を行っていくのかというのを一つ伺いと思います。

あと、現実、図面が出ていないから何ともいえないのですが、今回、老人福祉センターの方も、トイレを改修していただいて、すごく使い勝手がよくなったかなと思いきや、なかなか障がい者の子たちが、常に自分たちが使いたいときに使える環境ではないらしいです。そういう意味で、今、既存のトイレもございしますが、今度新しく建てる場所に、トイレというのをどういうふうな位置づけで考えていらっしゃるのかというのを、今、多分青写真がない状態かとは思いますが、そういうことも加味した、検討していただけるのかというのを2点目、伺いたいと思います。

3点目としては、駐車場なのですけれども、現実、今、建設予定としている場所に、一般の、いつも福祉センターを利用されている方が結構駐車スペースとして利用しておりますけれども、そういう方々が今度見えなくなるということをお考えた場合に、通路にとめるのではとても狭いかなというふうに思うのですが、そういった対策をどのように考えていくのかというのを3点目。

4点目としては、また、別の角度で、前も前回もお話しましたが、別の建物は考

えられないのかどうかということで、先ほども、佐藤海草のところですね。あそこも、実は、デイサービスセンターとも近い場所ですし、いろいろな意味で、高齢者の方々とか保健センターも近いですし、小さい子たちとも交流のできるような近い位置にありますので、新しく建てるのか、今ある場所を有効利用する、リフォームして利活用するのかというその両面から考えられないかどうかということ、質問をさせていただきます。

ピロリ菌に関してですけれども、結局エックス線検査といいますと、今、健康のためとはいえ放射能浴びるわけなのでですね。今、震災後は意外と放射能という言葉にすごく敏感になってきておりまして、そういうものに対して、少しでもその不安を取り除く方策として、より皆さんが検診しやすい環境整備をすることが、これからの行政として必要ではないかなということで、この提言をさせていただいたわけなのです。

特定健診のメタボ検診ですね。そのときに血液検査いたしますよね、その検査項目の一つに加えればいいだけなのでですね。そういう意味では、そんなに費用もかかりませんし、簡単に検査ができる。今、胃がん検診は10%前後、茨城県でも10%未満といっています。その中に、メタボ検診の方は約50%、半分の方はメタボ検診はされているのです。そうすると、その方々が全部、血液検査をすれば50%は行くのです検診率、受診率が、ということで、先ほど執行部の方々に資料を提示させていただきましたけれども、ピロリ菌のことも、胃の下の方で悪さをするピロリ菌の図も書いてありますし、あと全国の区市町村を対象とした調査のアンケートがありますけれども、目標を立てていいですよ。2枚目ですか、2枚目の右上に、平成19年度に制定されたがん対策推進基本計画では、5年以内に受診率50%という数値目標が挙げられました。あなたの自治体では、胃がん検診の受診率50%を達成できそうですかというクエスチョンがありますが、この平成19年からもう5年、24年、5年たちます。この時点で50%実現しているのでしょうかとなったときに、まず一つは、このアンケート調査に美浦村もきちんとお答えされたかどうか、それ一つお尋ねいたします。

これはすべての自治体に出しています。その50%、なかなか現実達成できないという理由は、先ほどのご指摘どおりなのですけれども、これが達成できるのですよね。血液検査でやって、それで、今のやり方ですと、がんになる人、ならない人関係なく全員が毎年放射能浴びる、40歳以上、そうなるよりは、必要な人に必要なだけの検査をすることの方が価値的であり、前日からの食事制限もなし、何の苦労もなく、痛い思いもせずできますので、こういうピロリ検査というのはすごく有効であるということ、改めてこの資料を提出させていただく中で訴えさせていただきます。

3枚目の、上は、神戸製鋼の従業員の方に検査した結果であります。参考にさせていただいて、その下のABCリスク検査でわかったことというのがあります。1、胃がん発見率が胃のエックス線検査の3から4倍発見されます。結局受ける人も多いわけですから、発見も多いわけです。胃がんの進行度は早期がんが多く見つかる。3番目、胃がんにならな

い人、本当に胃の萎縮もないし、ということで、そういう方は、60歳で既に約半数を占めているということ、だから、この調査で、ほとんどの人が、本当はそんなに検診要らないという人が現実いるということがわかったのです。食事と無関係に血液で検査が可能ということで、検診受診率が高いということが、この全国のアンケート調査でわかった結果であります。

そういう意味で、先ほど部長が言われたように、国、県の見解では、まだまだこのピロリ菌の検査が有効ではないというか、確実性がないというふうな判断をされておりますが、この30年間の実態調査の中では、もう確実に有効であるということ今年度、打ち出しております。

それで、過日も、牛久市の市民団体が、緑のスクラムというNPO法人なのですが、その方が主催した健康フォーラムで、元目黒区の健康推進部長さんで、NPO法人の日本胃がん予知・診断・治療研究機構理事という伊藤先生が講演をされたわけなのですが、その中でも、ピロリ菌の検査の効果やその歴史というのが、今現在は、東京都目黒区、足立区、高崎、神戸製鋼などのずっと調査をしてきたのです。その例を紹介した中で、胃バリウム検査は、集団検診としての時代の使命を既に果たしたと指摘をされておりました。また、そのとき、伊藤先生が、最近の国の動向に触れられまして、6月8日にがん対策基本法に基づき、今後5年間の指針となるがん対策推進基本計画を閣議決定しまして、その中で、分野別施策と、個別目標の中で、ウイルスや細菌の感染は、がんの原因として寄与が高い要因とされる。また中略して、例えば、胃がんに関連するヘリコバクターピロリなどがあるということで、きちんと文面に記載し、胃がんの原因がピロリ菌であることを認めています。そのように、国もやっと認識をしたところでございますので、今、美浦村がこれを導入したとしても、そんなに反対する勢力はないかと思っております。

ですので、何とか、この検診を早期に立ち上げた方が、より美浦村の多くの方々が、大変な思いをしないで胃がん検診を受け、また、簡単な形で、内視鏡とか、そういうことで現実に自分の胃の中の状況を見ながら、いろいろな自分の胃の状況を確認しながら検査に臨めるという検診でありますので、これを早期に、今後、龍ヶ崎市も牛久市と同様やっていくようですので、そういうところも、やっているところも研修していただいて、問い合わせしていただいて、何とか導入できたらいいなと思っております。

牛久の具体例をちょっと述べさせていただきます。この検診の名称なのですが、胃の健康度検査として、検診という言葉は用いない、検査とします。2番目に、集団検診として行うということで、特定健診のメタボ検診時に行うことを目指します。3点目に、担当は、牛久市健康管理課とし、制度管理のための専門部署を設置するということ具体的に決められています。40歳以上の5年ごとの節目に検診をするということで、毎年ではないです。40歳以上の5年ごとです。これは、高崎市でも、ほかの自治体でも同じような形をとっております。また、希望者にはオプションとしてそういうことをやっていくとい

うこと、既にもう菌を除菌した人は対象外とすると、費用なのですけれども、住民負担は1,000円以内とするということで、自治体負担は500円程度ということを決めております。高崎市では、1人当たりの負担は500円でありました。結果は、健康管理課から、先ほど言ったA、B、Cそれを受診者に郵送で伝える。B群とC群には、医療機関への受診を促し、保険診療として、経鼻内、内視鏡ですね。また、保険適用がなければ自由診療で除菌を行うというような内容で、今現在この近隣のドクターで、これに協力的な病院というのは、固有名詞をいっていいかあれですけれども、筑波大学病院の消化器内科だとか、龍ヶ崎の済生会病院の副院長さんだとか、茨城県メディカルセンターとか、近隣ではこういう方々も、協力的にこのピロリ菌検査を進めております。ですので、時代はだんだんピロリ菌検査に傾いておりますので、ここで村長の決断が迫られるところでございますので、どうか前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

議長（石川 修君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（浅野重人君） それでは、お答えを申し上げます。

まず最初に、ホープ作業所の増設計画の中で、建物の建設の方でございますが、やはり先ほども申し上げましたように、利用者、保護者、障害者団体等の多方面の意見を聞きながら、建物の設計等、進めてまいりたいと考えております。まだ、設計もちろん青写真も何もできてはおりません。また、その段階で、トイレ等も、県の基準に合わせて設置をしていくという方向になると考えております。

続きまして、駐車場でございますけれども、先ほど申し上げましたが、現在、ホープ作業所の増設部分の場所につきまして、東側に村道が通っております。その部分については、これから舗装していくということで、これは村道の舗装の部分でございますけれども、そこから、今回の増設部分の敷地内へ入れる形で考えております。ですから、そちらから入って駐車もできるような設計をしてまいりたいと考えております。

それと他の場所の検討でございますが、既に検討はいたしまして、先ほどの佐藤海草さんの件は検討はいたさなかったわけでございますけれども、ほかの場所については、検討をした経緯はございますが、いずれにしても、現在の場所に増設をした方が、よりいいであろうということで、今回、6月の補正におきまして、用地測量の補正をお願いして、先ほどもご説明しましたように、水戸財務事務所に書類を提出してきた経過がございます。

続きまして、胃の検診について回答を申し上げます。

まず、美浦村の胃の検診者、胃の検診の受診率でございます。まず、対象者が9,975人、受診人数が1,022人、受診率が10.2%ということでございます。その中で、要精検者が141人、要精検の割合が13.8%ということでございます。

続きまして、要精検者の結果の割合を申し上げます。異常なしの方が10名、がんの方が2名、がん以外の疾患の方が101名となっております。先ほど、申し上げましたように、現在、美浦村では、胃のエックス線レントゲン検査を行っているわけでございます。やは

りがん以外の疾患が見つかるというケースが多くございます。例えば、十二指腸潰瘍、胃潰瘍とございますので、やはり胃のエックス線検査については、国の指針、県の指針等もとに、このような形で、そのほかの病気が見つかるということもございますので、ピロリ菌ABC検査だけではなく、こちらも引き続き行っていく考えでございます。

なお、先ほども申し上げましたように、がんの検診指針は、検査の有効性、信頼性、効率性を考慮して、県及び国が必要に応じて見直しをしております。先ほども申し上げましたように、今後、動向を見守っていきたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

議長（石川 修君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは、林議員の質問にお答えしたいと思います。

今、ほとんど部長から答弁があったかと思えますけれども、ホープ作業所に関しては、実際、図面的なものも、まだ利用者の方とのいろいろな打ち合わせをしてございません。まず、財務省の方から、土地の取得が可能になった段階で進めるべきであるというふうに思います。まず、今それに向けて、財務省の方に、分筆をした部分を提示して申請をしております。今年度中にそれがある程度確定をできるとなったときに、今年度、24年度の中で、ある程度、利用者の保護者、保護者といっても、利用されている方でも50過ぎている方もおりますし、そういう利用者、そして、それを支えてくれている方との話しの中で、どういう施設をつくった方がいいか、それは使う側の立場に立った人の意見を入れて、設計も含めてやっていきたいというふうに思います。

あとは、トイレとか何かも、そのとき、利用者の方の部分と駐車場も含めて、ともに協議をしていきたいというふうに思います。よその施設、有効利用という話もあったのですが、1カ所、そういう施設を見た方がいいだろうということで見させていただきましたが、たまたま利用をする立場の側の人にも見てもらいました。でも、かなりしばらく使っていない建物で、2階あたりが雨漏りで天井が抜けているような状態で、リフォームにかなりお金がかかるだろうということで、どうも使いづらいという部分が出ましたので、今の老人福祉センターの先につくることが一番使いやすいということも出ましたので、そこで進めている状況でございます。

それと、ピロリ菌については、60歳以上は、ほぼ95%がかかっているというふうな話も出ました。これについては、実は、私もピロリ菌保菌者でありまして、私も除菌をいたしました。そういう意味では、小さいときにそういうふうになったのだらうと思いますけれども、子供のころに、親からの食事のときに、口移しで食べさせてもらったり何かしたものが体の中に残っているという部分で、バリウムで検査をしている、でも若いうちは出ないのですけれども、ある程度の年になると、なかなか飲み込むのが大変だということで、私も内視鏡に変えて2年目で見つかりました。そういうことで、早期発見、それが医療費も抑えることもできるものだとも思っております。

そういう意味で、今、23年度に水戸市が一部助成をして始まったということ、そしてまた議員の方からも、牛久と龍ヶ崎でもそういうことを進めていきたいということでございます。保健福祉部長のさっき言った定期の検診では、やはり胃だけじゃなくて違う場所の部分も含めれば、そういうエックス線の検査も必要だろうということが、県の方の指針とすれば、それは県の方の指針は指針として、村も定期検診は、そういうものは受け入れてやっていかないと、

内視鏡とか、血液検査だけでわかるものばかりではないというふうに思いますので、県の方からの定期検診的なものの指導はそれを受け入れてやっていきたい、そのほかに、各自治体で今ABC検査、これを受け入れてやっていこうという機運が出てきておりますので、水戸市では、一部助成ということなのですけれども、牛久市と龍ヶ崎が、今度それを取り入れていこうという話でございますので、牛久市と龍ヶ崎がそういうことを取り入れた部分も検討しながら、村の方も、美浦村としてもそういうものを早目にやれるような体制を築いていきたい、それには、来年度あたりから始まるのであらうと思いますけれども、両方の自治体に結果を、そしてまたその成果を聞きながら進めてまいりたいというふうに思っております。先進地の部分、林議員は、全国ネットワークで調べておるのかと思いますけれども、私の方でも、健康増進課の方で、県内の部分を調べているいろいろな状況を把握して、その中で対応をしてみたいというふうに思います。

議長（石川 修君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（浅野重人君） 先ほどご回答いたしましたけれども、ちょっと補足をさせていただきます。

議員からございました全国市町村を対象とした胃がん検診に関するアンケート調査、これに美浦村として回答したかどうかでございますが、回答をいたしました。ただ、現在その資料等はここには手元にはございませんけれども、回答はしたということでございます。また、先ほど私が申し上げました平成23年度の胃がんの対象人員と受診人数でございます。これは受診人数の方は、あくまでも、集団検診で村が把握をしております人数でございます。そのほかに、個別で医療機関で受診された方もいらっしゃいますので、これにその方はプラスされるのかなと思っておりますが、データとして持っておりません。

以上、よろしく願いいたします。

議長（石川 修君） 林 昌子君。

8番（林 昌子君） 答弁漏れの部分も対処していただきありがとうございます。

障がい者の方なのですけれども、本当に障がい者の親というのは、自分がいなきゃと子どもたちがどうなるのかというところが一番の心配でございます。そういう意味では、少しでも子どもたちが自立できるための機能改善の働きかけというものが、より必要になっているのが現状でございます。ですので、本当に障がい者と健常者が常に一緒にともに過ごせる美浦村を目指していただきたいという中に、この施設というのも大きな役割がある

のではないのかと思います。ですので、青写真ができる前に、ある程度利用者がこういうものが欲しいとか、こういうことをしたいからこれだけのスペースが必要なのだというものは、青写真ができる前に、ある程度、定期的に利用者話し合いが必要なのではないかと思いますので、定期的なそういう情報交換と情報提供を、さらにお願ひしたいなというふうな要望をさせていただきます。

あと、関連なのですけれども、虹の里の方も、定年制がございます。そういう意味で、定年後の子どもたちの受け入れどうするのかとか、そういうことも、今後ホープ作業所の方もそういうことも今後懸案、課題にはなってくるのかなと思います。定年後のそういう年齢の方々をどのように美浦として見守っていくのかということも、あわせて今後検討課題にはなるのではないかと思いますので、そういうところも、今後どのように考えるかというところ、今、もし、わかれば教えていただきたいと思います。

あとは、雇用の確保ということで、いろいろな障がい者の子どもたちが公共施設だとか、またイベントの場所で、よく他地域ではやっていますね、パンの販売だとか、クッキーをつくって焼いて売っているとか、また喫茶店のような軽微なものを運ぶとか、そういうようなところで働いているお子様方もよく見かけます。そういうような場所の提供が今後美浦として考えられているのか、考えはないかと思いますが、今後そういうことも加味した上で、この施設をせっかくなつくわけですから、何とか、そういう多くの方と触れ合う場所として、そういうことも勘案した施設利用として、ただ、働く場所というか、作業する場所という意味合いじゃなくて、地域の方々とも交流できるようなそういう施設としても利用勝手のいい、また交流のできるサロンとして、そういうことも、その中に入れていかなければ、限られると思うのです。企業からもらってやる仕事も限度があるかと思しますので、こちらの方からも働きかけて、雇用の確保というか、そういう仕事をつくってあげるといふことも、今後、検討課題に入れていただけるかどうかということも、再度、質問をさせていただきます。

先ほど来、他施設はどうかということ、検討され、視察もされたいですけれども、その場所は、適材適所ではないというか、そういう施設だったかと思いますが、さらに、佐藤海草のところも本当に無理なのかということも再度調査をしていただきたいということも再度お願ひをさせていただきます。

あとピロリ菌の方なのですけれども、実際に、ピロリ菌に感染していれば、胃粘膜炎症だとか、十二指腸潰瘍、胃潰瘍、胃マルトリンパ腫とか、未分化型胃がんとか、いろいろな病名がわかるわけなのです。ピロリ菌があるということで、そちらの方にもいきます。あと、ペプシノゲン法とあわせてやっていると、そういうことも全部発症されるということになっておりますので、そういうこともいろいろ調べていただき、前向きに調査をしていただきたいと思しますので、最後、村長、見解をよろしくお願ひいたします。

議長（石川 修君） 間もなく、林議員の質問時間が5分になります。村長には、明快

な答弁で簡潔にお願いをしたいと思います。

村長。

村長（中島 栄君） それでは、再質問に対して答弁をしたいと思います。

まず、ホープ作業所については早目に、利用者の方と、どういうふうな施設の方が望ましいか、一番最後に言われました他施設の部分についてもということなのですが、佐藤海草という実名が出ましたので、佐藤海草の方とは、今のところ協議は進めておりません。管理も佐藤海草の方は自社でやっております、なかなかそういう譲渡をするような話がちょっとなかったものですから、今使っていない施設を一応銀行の跡地みたいなところですね、見させていただきました。佐藤海草については調査をしてございません。

そういう意味で、まず、ホープ作業所については、施設の規模とか、そういう作業所の場所、そういうことも含めて早目に、私は、先に図面を起こすよりは、まず、土地を取得するのが先だと思って、取得してからそれはやろうというふうに思っていたものですから、図面を起こすとお金がかかります。土地を購入してからならば、間違いなく設計は頼めるのであって、それが土地が買えないというようになると、設計もむだになってしまうということで、これについては、土地購入があらかじめ確定するような状況の中に入ったときに進めさせていただきたいと思います。

それから、ABC検査については、いろいろな面で、先ほども言いましたように、近隣では、牛久市、龍ヶ崎市が取り組んでいくという話が出ております。それを一つ参考にしながら、両市の保健部の方と調整を図らせていただいて、どのぐらいの助成をしていくところなのか、その辺も踏まえて、余り市と村という観点から、その助成の部分ですね。差があっても困るので、その辺も検討に入れて、金額に余り差がないようなところで、検診をする人には対応していきたいというふうに思っております。

議長（石川 修君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了します。

次に、下村 宏君の一般質問を許します。

下村 宏君。

9番（下村 宏君） 9番議員の下村です。傍聴の方には、貴重な時間、大変ご苦労さまでございます。

それでは、議長から許可が出ておりますので、一般質問通告書に従って質問をしていきます。

質問事項については、村内の小中学校におけるいじめ及び不登校の問題について、お尋ねをしていきます。

去年、10月11日に発生した滋賀県大津市の中学2年生の飛びおり自殺は、ことしの7月の初旬にマスコミ等で連日取り上げられ、いじめは再び大きな社会問題となって、学校や教育委員会に批判等が集中し、教育長が襲われるまでに発展をしました。この大津市のいじめ問題は、全国の学校に影響を及ぼし、次々にいじめの現況が明らかになり、直接、警

察へ被害届を出す保護者もあらわれてきており、このことについては、本日の新聞紙上でも、松戸市の中学1年生が、警察にいじめの被害届を出した旨の記事が掲載をされておりました。

そこで、県内の小中学校におけるいじめの認知件数状況と不登校の出現率は、どのようになっているのか、それに対しての県の対策や指導状況はどのようになっているのか、お伺いをしたい。

次に、肝心の美浦村内の小中学校において、いじめの問題に該当するような事案は発生しているのか、お尋ねをしたい。また、その調査は、いつどのような方法で行ったのか。加えて、最近まで、長期欠席率県内ワースト1位の公立小中学校の不登校の出現状況は、現在どのようになっているのか、各学校別にお伺いをしたいというように思います。

なお、この不登校の原因といじめの因果関係の有無は、把握されているのか、あわせて適応指導教室の利用状況については、どのようになっているのかお伺いしたいというように思います。

続いて、小中学校におけるいじめ及び不登校に対しての学校、教育委員会の対応をお尋ねいたします。

学校でいじめを見つけたとき、また確認をしたとき、保護者や該当した生徒双方への対応は、だれが、どのように行っているのか。また、このことが、村及び教育委員会にきちんと報告されて、教育委員会は、このいじめの内容など状況把握して、問題解決に向けてどのような働きをしているのか。

以上について、教育長より明快な答弁をお願いし、1回目の質問を終わります。よろしくお願ひします。

議長（石川 修君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） 今、議員ご指摘のとおり、いじめについては、世間の関心が高くなってきておることは重々承知の上で、また、このいじめと不登校の問題については、議員の先生方にも、現在の美浦村は相当に改善しているというようなことを、認識を改めていただくというようなことも必要だろうということで、やや時間をとる形になりますけれども、丁寧にお答えをしたいというふうに思います。

下村議員の質問は、かなり多岐にわたっておりますので、まず最初の答弁は、骨格部分についてお答えをいたします。また、私の答弁で足りないことがありましたら、再質問でご指摘いただければと、その都度お答えしたいと考えております。

まず、いじめの問題ですけれども、先ほどの下村議員の質問の中にありましたけれども、大津市の問題あるいは茨城県では、8月16日に、常陸太田市で、やはり中学2年生が亡くなっております。そんなこともありまして、文部科学省とか茨城県の教育委員会からも、さまざまな通知、委員会の招集、連絡、要請さまざまな文書が届いております。もちろん、こういうようなことについては一々承知しておりますし、漏れなく対応するようなことは

してきております。

そうした中で、美浦村でも、4月下旬から、夏休みに入った直後からですけれども、いじめについての情報収集を丹念にやってきました。まず、最初に行いましたのは、小学校3校の先生方と教育委員が直接顔を合わせながら話しをすると、こういうような、先生方と教育委員が直接話し合う会というのは、昨年度からやっておりますけれども、今年度は、いじめが世間的に問題になっているということもありまして、いじめをテーマにした話し合いを3校で行いました。そのデータは、お手元の資料にまとめておきました。これは先生方が話してくれたものを私がメモしたものを整理したものでありますけれども、それをごらんいただきますと、おわかりのとおり、相当に美浦村の先生方は、神経を使いながら対応しているというようなことがおわかりいただけるだろうというふうに思います。

全部、紹介できませんけれども、嫌なことをだれかからされたら、嫌だということをはっきりと言いなさいというような指導をしているところ、それでもやめなかったら先生にきちんと知らせなさいというような指導をしているとか、あるいは、6番ですけれども、けんかをするような生徒がいたとしたら、お互いが納得できるまで話し合わせて、仲直りをその場でやるというようなことも指導しているとか、あるいは10番目ですけれども、子供たちの間にトラブルがあったとしたら、その都度、両方双方の話を丁寧に聞くというようなこともしているとか、あるいは、自分だけで抱え込んで、自分だけで判断して、あるいは教師の立場だけで判断して対応するというようなことをしないようにしていますとか、あるいは、学校によっては、毎週定期的にいじめについての情報交換をしているというような、その他もろもろのことをしている、私は、先生方の話を聞いて、美浦の先生方は、しっかりと対応してくれているなというふうに思いました。

また、私の方からも、この問題については、教育委員会を信じてくださいと、絶対に疑わないで、先生方と一緒にちゃんと対応することにするから、あくまでも教育委員会を信じるようなことをしてくださいというようなことも申し上げております。既に、皆さんも、きのうの9月12日付の新聞報道、相当各紙が大きなスペースを使いながら、昨年、平成23年度に文部科学省が調べた結果、いじめについての結果が報道されておりました。これで見ますと、これは小学校中学校だけじゃなくて、小学校、中学校、高等学校、それに特別支援学校も含めた、しかも公立だけじゃなくて私立も含めた総計でありますけれども、全国では7万231件のいじめが認知されたというような結果の報告でありました。

茨城県だけで見ると、小学校では1,207件、これは、昨年度よりも相当減っているということですが、中学校では1,000を切って、去年は1,200ぐらいあったと思いますけれども、今年度は986件というような報道がありました。また、児童生徒1,000人当たりどのぐらいの認知件数があるかということの報道もありましたけれども、茨城県は6.8、生徒1,000人当たり6.8人がいじめで嫌な思いをしているというようなことが報告されています。この6.8というのは、全国では9番目に多いというような結果も報告されておりました。

た。

では、美浦村では、現時点、今現在どのぐらいのいじめが認知されているかというようなことでございますけれども、これもまた、お手元の資料のデータに報告させておりますけれども、これは、ことしの8月30日付で、茨城県の教育委員会が改めて、それぞれの市町村でどのぐらいのいじめの認知件数、いじめを認知しているかというような調査がございまして、これは、各学校に、正直にきちんと記載して、報告してくださいというものを教育委員会で取りまとめた結果でございますけれども、学校ごとでは、木原小学校が10件、先ほどの括弧の中をごらんいただければわかりますように、10件とも1学期中に解消済みというようなことであります。安中小学校は全くなし、大谷小学校と美浦中学校はそれぞれ2件でありますけれども、美浦中学校の2件については、解消済みというような報告を受けております。数で見れば、現在のところ、美浦村では、先生方の認知しているいじめというのは、そう多くはないと、県の数と比べてみても、そう多くはないというように認識しております。

しかし、いじめというのは、いじめられている本人が嫌な思いをしているとか、つらい思いをしているというような気持ちでいけば、先生が認知していなくても、これはいじめがあるというふうに認識しなさいというようなことになっておりますので、今現在、1学期中、解消していないのは大谷小学校の1件だけというようなことでありますけれども、数が少ないから大丈夫というふうには、我々は認識しておりません。絶えず、先ほど紹介したような、先生方と協力しながら、十全な対応をこれからもとり続けていきたいというふうに思っております。

県は、どのような指導をしているかというふうなことでありますので、例えばということですが、これもお手元に資料を配付しておりますけれども、ことしの8月に、県の教育委員会がつくって、茨城県内の小中学校の先生方全員に配付してくださいというふうに送られてきたものでありますけれども、いじめ早期発見のためのチェックリストというのがありますので、参考のために、資料として提供させていただいております。

これで見ますと、午前中はどうか、授業中はどうか、休み時間、昼休み時間はどのようなふうになっているか、給食の時間はどうか、掃除の時間はどうか、放課後部活等のときはどうするかというような20項目に分けて、かなりこの点を注意してみなさいというような指示が県の教育委員会からきております。また、県の教育庁からは、いじめている子供たちへ、いじめられている子供たちへ、保護者の方へというようなメッセージが届いております。これも、それぞれ指示どおり美浦の各家庭にも届けております。そういうようなことをしているということをご承知いただきたいというふうに思います。

これもまた新聞報道で、例えば、岐阜県の可児市では、いじめ防止条例をつくるというような考えが有りますとか、あるいは、滋賀県では、第三者での調査機関を常設するというようなことも考えているようですけれども、美浦村ではそこまでは考えておりません。

れども、先ほど申し上げたとおり、気を緩めることなく、しっかりと対応していくつもりで対応してきております。

続いて、不登校についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、残念ながら、美浦村は、これもまた、お手元の資料、データ 1 に示しておりますけれども、これは毎年、茨城県が教育調査報告書というものをまとめてきておりますけれども、美浦村では、平成20年度版から保管していますので、そこに盛り込まれている数字を全部整理をいたしました。これは見ていただければおわかりと思いますけれども平成20年度版、平成20年度版というのは平成19年度にどのくらいあったかということの数字ですね。これで見ますと、不登校数というふうに書いていますけれども、長欠者の数、括弧の中が長欠者、そのうちの不登校が括弧の外に出ているものですね。平成20年まで見れば、小学校では、不登校の数が3人、長欠者、長欠者というのは1年、年間で30日以上学校を休んだ子どものことを長欠者というふうに分けて数字化しているわけですね、平成20年の場合、美浦村は何と美浦中学校でいえば、不登校者が45名という数字です。これが下の方に、21年度版、要するに平成20年度は26人、21年度分は36人から26人、27人で、昨年度は10名まで減っていると、ことしはこれもまだ1年終わっておりませんが、7月までの分で、小学校は全くゼロ、これは何度もこれまでも言っていますけれども、今年度、始業式のときは、4校とも、中学校も含めて欠席者はゼロということでありましたけれども、残念ながら1学期中30日を超えた生徒が、中学校では2年生の女の子ですけれども1名、現在は1名であります。

また、長欠率というのこれは、長欠者、不登校だけじゃありませんけれども、30日以上休んだ児童生徒はどのくらいいるかということ、左側の欄で、括弧の中の数字をもとにして計算したものでありますけれども、これは、児童生徒の数100人当たりどのくらいいるかというような数でありますけれども、平成20年度版、要するに平成19年度、美浦中学校の場合は9.38、100人のうち9.38ですから、10分の1学校に行っていなかったというすごい数字ですね。これが県内ではトップ、余りありがたいトップと思いませんけれども、1位、一番右の欄を見てももらいますと、県全体では4.23のところ、美浦中学校の場合は、9.38というような数字でありました。ほかにも、次8.16、6.39、6.78と、平成22年度までは、だんだん減っていますけれども、全体に減っていますので、これもまた4年間連続美浦村は1位という、不名誉な1位だと思えますけれども、になっておりました。これが昨年度、平成23年度は、これはまだ詳細の報告はしていませんけれども、速報がつい2週間ぐらい前、届きましたので、そのデータを見て、この長欠率については私が計算しております。これは、児童生徒数がどのくらいかということが数字があれば計算、簡単にできるので、それで計算してみますと、平成23年、昨年度は、小学校の場合は0.54、中学校についても2.74、これは、県全体の長欠率は、もう既に速報でも出ていますので、それを見ますと、平成23年度では、小学校では0.85、中学校では3.64ということで、明らかに県の

たわけですけれども、平成22年度には、新しい校舎にまた新しく分室を設けて、そこでは指導員を4名体制にしているというふうなことが、直接には相当の効果があったのじゃないかというふうに思っております。

やはり物理的なことですけれども、校舎が現在のようなすばらしい、自慢できるような校舎になったということも、これは目に見えない形ですけれども、相当に、中学校の生徒にはいい影響を与えたというふうに、これは否定できないことだろうというふうに思っております。若干、手前みそになりますけれども、その前に、もちろん学校の先生方、校長先生のリーダーシップがあったとか、あるいは、平成22年度からは、美浦村は、教頭先生が2名体制でしたね、さらに、専門に生徒指導に当たる先生を加配で美浦中学校にはつけていただいております。そういうようなことも、もちろんいい効果をもたらしたことの理由だと、先生方にも楽しい授業をやってくれということもずっと言い続けてきたことも効果があったのではないかというふうに思っております。その点は、若干手前みそになりますけれども、私が教育長になってから掲げた教育委員会の合い言葉、ダブルメッセージとも言っておりますけれども、攻めの姿勢で、守りじゃなくて攻めの姿勢で楽しくやろうと、これは各学校、教育委員会の施設ではすべて大きな文字にして張ると、職員室に張るというようなこともしてもらっていますけれども、とにかく楽しくやろうということを言い続けてきたことも、学校に行きたいと、友達をふやしたい、あるいは選書会、自分の読みたい本は自分で選んでいいんだというようなことも、中学校ではとりわけ村長の厚意もあって22年度、年度末でしたけれども一気に300万円、次の年も当初から予算を組んで中学校の場合はこれもまた300万円、2年間で一気に600万円を計上して、君が新たな読みたい本は自分で選んでいいというようなことで、選ぶようなそういうような試みもいたしました。

そんなことで、ここは自分たちの学校だとか、楽しいところだというような気分がふえて、学校に行きたいというふうに考える生徒がふえたのではないだろうかというふうにも考えております。何が本当の原因かというのは、なかなか難しいところではありますが、事実としては、美浦村の不登校の生徒が大幅に減っているということは間違いないことでありまして、また、ご質問があれば、美浦中学校の高校進学率、これも相当の間、最低だったと、先ほどの教育統計調査、教育調査書によれば、そういう数字が明らかに出ております。これも、3年ぐらい前からよくなって、今年度も数字を知りたいということであれば報告いたしますけれども、高校進学率についても、今や茨城県で最低というような線ではございません。

かつて、平成15年には、相当にいい、私が調べた結果でいえば上位から16位にいました。平成15年度は、美浦村の高校進学率は、それがその後どんどん低下して、しばらくの間、茨城県では最低だったのが、3年前から上昇して、今年度は、相当いいところまでいくんじゃないかというふうに、少なくとも県の平均を上回るところまでできていますということもご報告しておきたいというふうに思います。

ということで、議員の先生方には、こういうふうに、かつてはどうか、先ほど申し上げた相当美浦中学校は荒れていたということは事実として否定できませんけれども、この一、二年、とりわけ昨年度からは、相当にいい状態になっているということは、はっきりとご認識いただきたいと思いますし、折あるごとに、村の村民たちにも、議員の一人として、ぜひこのことはお話いただきたいと思います、とにかく今は、不登校の数が茨城県1位、高校進学率が茨城県で最低というようなことではなくなっているということは、しっかりとご認識いただきたいと思いますというふうに思います。ということで、1回目の答弁にかえたいと思います。

議長（石川 修君） 下村 宏君。

9番（下村 宏君） 教育長には、資料等提示いただき、詳細な答弁をいただき、ありがとうございました。

一般的に申し上げますと、まず、いじめられている子供は、いじめられていることを他の人に知られることを嫌う、大半の子供は、親に対しても、余計な心配をさせたくないというようなことから、このことは隠すそうであります。したがって、いじめを見つけるのが非常に難しいとされ、見つけたときは、修復が難しい状況にあるというように聞いております。そのためにも、学校内での早期発見が重要と思いますが、先生が、いじめを発見し、県や教育委員会に報告した場合、先生や学校長の評価が悪くなると聞いております。私から言わせれば、逆に、いじめを発見した、そして対応に当たったというようなことであれば、最高の評価をすべきと考えますが、教育長は、今の評価方法をどのように考えておるのか伺いたい。

また、ただいまの答弁にありましたように、きのうの新聞には、私立を含めた高校までのいじめの認知件数が掲載されて、2校に1校いじめが確認されたと、そのような旨の記事が出ておりました。その中で、県の教育長も、どこの学校でも、いじめがないということは考えられないといったコメントをされており、表に出ないいじめは多々あると考えられます。

アンケート、チェックリスト等で、いじめが起きているか否かの調査をしても、本人は、いじめられているとは本当のことは書かないと思います。したがって、しっかり先生が子供を見て、当然親も見なければなりません、よいコミュニケーションができるよう積極的な働きかけをしないと、いじめは見つからないと思います。いじめ、発見したときの先生の評価について、それから、そのときの学校長の対応について、県の教育委員会の学校長の評価について、一つは先ほど言いましたように伺いたい。

今回の資料の中で、いじめを認知していない安中小学校、そのほかについては、いじめが認知されたと、それで内容を見ても、おおむね1件を除いては解消した旨のデータをいただきました。この解消した主な内容についても、ぜひここでわかれば、お伺いをしたいなというふうに思います。ぜひ、教育長の方から、ただいまの再質問についての答弁をいただきたいと思いますというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（石川 修君） 教育長。

教育長に申し上げます。1回目の答弁が25分をとりまして、簡潔に、明快にご答弁願います。

教育長（門脇厚司君） 冒頭に、やや丁寧にといいことで言っておきましたけれども、簡潔にいたします。

最初の質問でありますけれども、いじめが多いクラスとか、いじめが多い学校は何やっているのだというような評価を受けるのじゃないかというようなご質問でしたけれども、これは、7月の30日だったと思いますけれども、つくば市で教育長会議がございまして、そのとき、県の教育長が明確に方向転換するというようなことを言っておりました。

とにかく今は、早期発見、早期対応というのが肝心なことなことから、また、いじめというのはどこにもあるのだから、議員もおっしゃっておりましたけれども、多く報告した方が、認知した方が、先生として、子供に目が行き届いているということの証拠なことから、おとがめするなんていうことはしませんということもはっきりとは言っていました。このことについては、美浦村の教育委員会の私のブログがありますけれども、その中に翌日、こういうことになっているということも、ブログを通して先生方にも伝えておいたところでは。

かつては、いじめを起こす先生はよくないというような評価だったと思いますけれども、今は、完全に逆転しているというようなことでお答えしておきたいと思います。当然のことながら、私自身もそういうような構えで、遠慮せずに教育委員会に報告するようにというようなことを申し上げております。

おっしゃったとおり、子供たちは、言わないというのが現実でありますけれども、私も、数年前までは、研究者が1人で、いじめについても相当発言をしてきておりますが、なぜそういうことになるかということについても、ここで話すとまた25分を超えるのじゃないかというふうに思いますので、これは省略しておきます。

私は、美浦村では、ゼロ歳から90歳も社会力を育てると等々言っておりますけれども、いじめの専門家たちも、門脇先生がいつている社会を育てることが決め手だというふうにいる先生が、いじめの専門家がふえているということだけつけ加えておきたいと思っております。

あと、先ほどの、1学期に美浦村であつたいじめの内容がどういふ内容だったのか、解消した内容については、具体的にどうかというような質問でしたけれども、これは、その具体的な内容までは報告を受けていません。数だけ報告を受けてはおりますけれども、今のところ報告を受けておりません。1学期中にあつたことは、対応の仕方については、いじめを認知した先生が、まず校長にすぐに知らせる、教頭先生とか教務主任の先生方と相談しながら対応の仕方を相談して、どうしたらいいのかということに対応していることとなります。また、どうしても、学校サイドで対応できない場合には、教育委員会に報告すると、

認知したものはその都度、教育委員会に上げるというようなことにはしておりません。今のところ。学校の中で解消できる、対応できるところは、もう学校の中で、先生方の判断に任せながら対応してきております。それで、どうしてもだめなときには、出席停止も含めて、警察ざたにすることも含めて、教育委員会としては、何らちゅうちょしませんから、遠慮せずに報告するよということは、校長先生に対して、しっかりと私の方から伝えております。

議長（石川 修君） 下村 宏君。

9番（下村 宏君） ただいまの教育長の答弁を聞いて、県の教育長も、いじめをきちんと評価するというような方向転換したというようなことで、今後は、いじめが隠ぺいされないような状況になってくるのかなと少しは安心をしたところであります。

ただし、いじめる側は加害者です。被害者が逃げて、勉強が受けられない状況はつくってはならないと思いますので、いじめの対策については、教育委員会、それから学校、保護者を交えて、真剣に、積極的な対応をお願いしたいというふうに思います。

また、ご存じのように、教育については、政治的中立性や継続性の、また安全性の確保が求められることから、首長からは独立した教育委員会が責任を担って仕事をしていますが、予算や肝心の体制づくりは首長の権限であります。したがって、いじめや不登校、それに、ただいま教育長の方からもありましたけれども、県内44市町村中、高校進学率が44位に位置しているなどについて、美浦村がどのように考えて、予算や体制づくりを今後していくのか、村長にお尋ねをして、私の質問を終わります。村長の方からは、簡単明瞭に答弁の方をよろしくお願いをいたします。

議長（石川 修君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは、下村議員の方から、進学率という、高校の部分なのですけれども、これについても、進学率の下地については、先ほどのいじめとか不登校の部分でも、大きな原因があるだろうというふうに思います。今のところ、それがだんだん解消されてきて、ことしは、今小学校で1名だけという部分に改善をされてきた、そういう改善をされることが、進学率にもつながっていくだろうというふうに思います。

まず、美浦には、中学校が1校しかございません。その中で、ちょっと懸念する部分は、実はあるのですけれども、小学校から中学校に上がるとき、私立の中学校に行く部分、これを中学校の教育の場がもっと保護者の方から認識されてくるようになれば、私立に行かずにそのまま美浦の中学校に上がっていただく、これが美浦の中学校の教育の立場として、私立の学校よりもいいのだよという評価が出てくるということが、将来的に可能であるというようには思っております。そのためには、村としても、最善の努力と、それから予算もかけても実現していかなければならないものだと思っております。

一時、20名を超える中学入学者が私立へ行っていた実績がございます。まだ、10名以上の方が、毎年、私立の学校に行っておりますけれども、中学校の教育の場、そこがいか

保護者から、私立へ行くよりも、美浦中がいいというような評価が受けられるような教育の場を、教育委員会そして学校の先生、そして村も一緒になって築き上げていくということは必要であろうというふうに思っております。それに関して、ある程度、環境整備をするためにも、予算的なものが発生するとすれば、議会の皆さんの議決もいただいて、そういう中学校づくりはしていきたいというふうに思いますので、ぜひ、議員の皆様、また、下村議員にもご協力をいただいて、そういう学校づくりを一緒になって進めてまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（石川 修君） 以上で、下村 宏君の一般質問を終了します。

ここで、会議の途中ではございますけれども、暫時休憩といたします。

再開時間は3時10分といたします。

午後2時53分休憩

午後3時10分開議

議長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、椎名利夫君の一般質問を許します。

椎名利夫君。

4番（椎名利夫君） 4番、椎名です。

土屋地区に、9月1日にオープンとなりました介護老人保健施設葵の園・美浦について、質問させていただきます。

今、美浦村は、高齢化に向かい突き進んでいます。本村の人口推計においても、平成26年度中には、4人に1人が65歳以上の高齢者になると予想されています。村内には、今6カ所の介護老人保健施設等がありますが、ほとんどが満室状態です。地元住民は、まきば病院跡に診療所と介護老人保健施設ができるということで非常に期待をしておりました。予定よりかなりおくれましたが、葵の園・美浦は、8月24日に見学会を開き、9月1日、オープンとなりました。

見学会には、村長、議会代表者、その他担当部長、課長等が出席したわけですが、確かに、介護老人保健施設は、一般棟60床、認知棟40床とすばらしいものでした。ところが、診療所は週1回金曜日のみの診療という説明がありました。私たちは、平日は毎日診察していただけるものと思っていましたので、どうして、こういうことになってしまったのか、非常に残念でなりません。そこで、村としては、どの程度内容を把握していたのか、また、毎日、診察を受けられるような対策ができなかったのか、今までの経緯を含め、お答え願います。

議長（石川 修君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（浅野重人君） 椎名議員の質問にお答えをいたします。

まず、今までの経過等からご説明をいたします。

美浦まきば病院は、平成9年8月に病院閉鎖後、相当の期間、廃墟となり、平成22年6月に、診療所を併設した老人保健施設開設の話が医療法人福祉会よりございました。医療法人福祉会においては、土屋地区の説明会を実施、村としましても、設置に対しての同意書を提出させていただいております。その後、同年10月に、村開発審査会及び茨城県保健施設選定委員会にかけられ、茨城県介護保健事業計画に即した設置許可が茨城県より認可されました。

平成23年8月に、当初の申請者、医療法人福祉会から、医療法人晴生会へと事業主が変更になり、当初予定されていた診療所の開設を含め、内容が晴生会に引き継がれました。医療法人晴生会においては、全国展開している葵グループに所属しており、県内では、鹿島神宮前病院、老人保健施設あおぞら、葵の園・神栖、葵の園・常総を経営しております。老人保健施設に併設される診療所の診療科目については、内科、整形外科及び訪問診療の計画であり、施設の概要としては、既存の建物をリフォームして、1階部分に診療所とデイケアセンターを設け、2階、3階部分は、老人保健施設100床を設置ということで、平成24年3月完成、4月開業予定ということで進んでおりました。その後、工事は、東日本大震災による資材調達の遅延問題や、居室レイアウトの一部変更等により大幅におくれることになり、平成24年7月完成となりました。8月、県の検査を受け、9月、開業と変更となったものでございます。

9月には、開業されたものの、併設する診療所については、週1回、金曜日の午前、午後の診療のみと変更になっていました。このことについては、村としても、地域医療に貢献し、充実するものと期待していたところですので、計画と相違するため、8月の28日付、医療法人晴生会理事長あてに要望をいたしました。診療科目についての充実ということで、9月10日までに、文書により回答するよう要望いたしております。

要望の内容については、1点目として、診療所の診療科目と診療時間について、外来診療が内科、整形外科、訪問診療及び往診、診療日を、月曜日から金曜日の午前、午後とする。2点目が、地域住民への丁寧な説明を行うように、強く要望いたしました。

9月10日に、医療法人晴生会理事長より回答書が届いております。内容につきましては、1点目の診療日と診療科目については、今後、医師の確保に努め、美浦村の皆様のご期待に沿う診療所を目指してまいります、との回答でした。2点目の地区住民への丁寧な説明を行うことについては、日程を調整いたし、実施させていただきます、との回答でした。

この回答を受け、同日、医療法人晴生会事務長に、電話にて、地区住民への説明会日程を明確にし、地区説明会時までさらに医師の確保に努めること、このことについて、2週間以内に返答するよう指示をしておりますので、晴生会より、回覧等で地元説明会開催の連絡がありましたときは、ぜひご出席いただき、ご意見等をお願いいたします。

経過報告を含め、回答させていただきました。よろしく願いいたします。

議長（石川 修君） 椎名利夫君。

4番（椎名利夫君） 速やかな対応、ありがとうございました。

私たちの情報では、23年の9月ですか、去年の9月、福祉会が、すこやか医院で、この病院は、週5日診療するというので、回覧というか、それが周知されました。介護老人保健施設すこやかを4月1日にオープンする予定だということで説明があり、その経営者から、地元職員も何人が採用するというので喜んでいていた経緯があります。ところが、7月になって、晴生会葵の園・美浦ということで急に話が変わっちゃいまして、今回の8月の見学会等になったわけなのですけれども、だから住民は、その間の経緯は全然わからないし、どうして急にこういうことになってしまったのだろうということで、もちろん採用されると喜んでいて人も実際にいるわけなのですけれども、その人にも、何の音さたもないということで、非常にがっかりしているようなわけで、ですからどうしても、すこやか医院の福祉会から晴生会に変わってしまったということが納得できないという話がありまして、今回の質問に至ったわけです。

きのう現在の晴生会の方の、葵の園の実績を見ますと、きのうで一般棟が27人、認知棟が14人、合計で41人入所していました。金曜日1回の診療について、事務長に尋ねましたところ、9月7日に1回しかやっていないわけなのですけれども、患者さんは1人だそうです。診察を受けに来たのは。結局、週1回金曜日ということでは、かかりに行く方も、例えば、風邪を引いてかかっても、今、風邪だというと、大体3日分ですか薬とかもらえるのは、ところが3日で薬切れたら次の金曜日まで待つほかないということで、ほかの病院へ行くような感じになっちゃいますし、先生が、かなりいいあんばいで、1週間薬をくれたとしても、今度は、大体風邪ですから、三、四日で治っちゃいますし、残りの薬は捨てるような感じになっちゃいますし、個人的負担も、村からの出費もその分むだになると思いますので、とにかく、その点だけは、早急に改善してもらいたいということで、地元の人もみんな要望しているような状況です。きのう診察室の方もちょっと見せてもらったのですけれども、まだ、医療施設というか、ベッドを初め何も入っていません。前に見学会あったときとほとんど同じ状態で、これは下手したら、診療所やめるような状態ではないかという危惧されました。

ですから、私たちにしても、非常に心配ですし、どうにか診療所を続けていってほしいということをお願いしたら、とにかく今のところ医師の手配がつかなくて、今来ている先生は、東京から来ているそうなのですけれども、1時間半以上通勤にかかりまして、もう早くも音を上げているというか、そのような状況だそうです。ですから、村からも働きかけてもらって、とにかくお医者さんを早急に見つけてもらい、日数をふやせるような状況にもっていきたいと思いますので、どうかその点、村長頑張ってもらって、よろしくお願ひしたいと思います。今後、もう少し改善策があるかどうか、村長の意見をお聞かせ願ひます。

議長（石川 修君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは、椎名議員の葵の園・美浦、介護老人保健施設ですか、それは一番当初、福祉会、これは千葉県、林先生が理事長をしていたところだったと思います。そこで、まきば病院の跡地を施設として使いたいというふうに村に要望しに来たときに、県の方に意見書を村が書きます。また、地元の方でも署名をいただいたと思います。そういう意味で、最初の出だしは、福祉会という部分で出発しました。

ところが、介護老人保健施設の設立をするに当たっては、診療所を開設してもらおうのが村としては条件ですよというようなことでお願いした経緯がございます。しかし、県の方の介護老人保健施設は、県南の中で当時100床を選んだわけなのですから、103あきがあったのです。牛久か何かの方でもそういう施設をつくりたいという話も出ていたのですが、美浦の方でそれを上げたものですから、美浦の方で認可になるということで、牛久の方でやろうとしていたのが取り下げて美浦が採用になった経緯がございます。

そういう意味でも、福祉会が当初やるということの中では、診療所も含めてという部分で地元の方の説明のときにもそういう話の流れでいっていたと思います。しかし、流れの中で、資金的なものが、多分福祉会の中で調整ができなかったのかなというふうに、その経緯の中身までは私の方には報告ございませんけれども、晴生会という、鹿島神宮前病院の方が、そういう中で手を挙げて権利を受け継ぎますよということで、県の方に、設立する部分が変わりましたということで上げたならば、それは、ベッド数はそのまま引き継ぐということであればいいですよということになったのですが、この診療所については、村は、極力開設をしてくださいということの中でお願いしている部分なので、県は、診療所に対しての、どうしても月曜日から金曜日までやりなさいという権限はないそうなのです。介護保健老人ホームの方だけ、介護老人保健施設の方だけは県の認可という流れなのですから、当初の診療所を併設してやるということについては、県の認可の中には入っていない、村との約束事、また地元で説明したときの約束事の部分だというふうにいっているので、これは先ほど保健福祉部長の方からも説明がありましたけれども、当初の地元説明とは違うので、ぜひ、地元でオープンした部分でも説明会をやってほしいということをお願いしております。期日は、まだ決まってはおりませんが、多分あそこの理事長の方から、その日程は村の方に示してくれると思います。その日程が決まったときには、ぜひ地元の議員そしてまた地元の区長さん、役員さん含めて当初の福祉会との設立時の診療所のことについても、ぜひ、今いったような形で、地元には、約束事がされているんですよ、そして地元もそういう施設ができることに関して、署名もしてあげているんですよと、それを引き継いだのが晴生会なのですからねということ強く言っていただく、また、村の方も、そのように、晴生会の方には要望も出していますし、診療所についても、月曜日から金曜日まで、ぜひやってほしいということも言っておりますけれども、これは地元の意向として、説明会を開かせるようにやっていますので、ぜひその中で、一番最初に署名運動、また地元で了解した時点のことをお話していただいて、福祉会が契約というか、福

社会がそのような了解をした時点を継続してくださいということを地元の方から声として挙げてください、村の方も同じように、こちらからも指導できる部分は指導してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（石川 修君） 椎名利夫君。

4番（椎名利夫君） いろいろありがとうございました。よくわかるのは、わかりましたけれども、そうなりますと、これからは、村長と執行部ですか、それと私たち住民の力にかかっていると思いますので、絶対、せめて1週間まともには言いませんけれども、1日置きぐらいの診療は、最低限行ってくれるよう、切に希望しますので、どうか村の方からも、要望していただき、実現できますよう、よろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（石川 修君） 答弁はよろしいですね。

4番（椎名利夫君） 結構です。

議長（石川 修君） 以上で、椎名利夫君の一般質問を終了します。

議長（石川 修君） 以上で、通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後3時32分散会

平成24年第3回
美浦村議会定例会会議録 第3号

平成24年9月20日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
議案第4号 工事請負契約の締結について
議案第5号 財産の取得について
議案第6号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第7号 美浦村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
議案第8号 美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例
議案第9号 美浦村スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例
議案第10号 美浦村立児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第11号 平成24年度美浦村一般会計補正予算(第4号)
議案第12号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第13号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第14号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第15号 平成24年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第16号 平成24年度美浦村水道事業会計補正予算(第1号)

1. 出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	6番	富田隆雄君
7番	山本一恵君	8番	林昌子君
9番	下村宏君	10番	坂本一夫君
11番	羽成邦夫君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄	君
教	育	門脇	厚司	君
総	務	岡田	守	君
保	健	浅野	重人	君
経	済	沼崎	武男	君
教育次長兼学校教育課長		増尾	嘉一	君
総	務	松葉	博昭	君
企	画	増尾	正己	君
住	民	大竹	美佐子	君
福	祉	秦野	一男	君
健	康	堀越	文恵	君
国	保	桑野	正美	君
保	育	川崎	記子	君
児	童	宮本	きみ子	君
都	市	池延	政夫	君
経	済	仲内	秀夫	君
放	射	飯塚	尚央	君
上	下	青野	道生	君
生	涯	増尾	利治	君

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	北	出	攻
書					記	浅	野	洋

午前10時01分開議

議長（石川 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。

ただいまから、平成24年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議長（石川 修君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

議長（石川 修君） 直ちに議事に入ります。

日程第1、議案第3号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第2、議案第4号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第3、議案第5号 財産の取得についてを議題といたします。質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第4、議案第6号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第5、議案第7号 美浦村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

下村 宏君。

9番（下村 宏君） 社会教育委員のことについて質問します。

せんだって村長の提案内容の説明の中で、兼職を少なく、なくしていきたい。あわせて、10名に今度はしていくというようなことで、現在のような充て職ではなく、広いところから選ぶというようなことを村長が言っておりましたけども、ということは、今の現在就任している人たちを考えないで白紙で、このようなものを望んでいくのか、どのような方法で委員を選んでいくのか伺いたいというふうに思います。よろしくお願いします。

〔「聞こえない」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） ちょっと聞こえないそうなので、マイクを使って質問してください。

9番（下村 宏君） じゃ、もう一度言います。

前回、村長の議案の内容説明の中で、この委員を選ぶに当たっては兼職を避けて、人数

も10名以内にしていくようなことの説明がありました。

そこで、現在のような充て職から選ぶようなことはしないというようなことで、現在選ばれている人も白紙で選ぶというようなことでよろしいのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

議長（石川 修君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） 私のほうからお答えしたいと思います。第7号、8号、9号というのは、すべて関連していますので、一括でよろしいでしょうか。

今、下村議員がおっしゃっているとおり、現在の条例では、公民館運営審議会15名が、社会教育委員も、それから第9号の美浦村スポーツ推進審議会のメンバーでもあって、いわゆる三枚重ねになっているわけですね。15人が三つの委員を全部兼務していると。これは、やはり美浦村の広い人たちの声を反映できないような仕掛けになっているということで、これは全部ばらばらにしましょうというようなことで提案をさせていただいております。

今現在は、15名が三つの委員を全部兼ねていますので、15名がすべての委員会で発言する機会があるわけですが、今度は、もしこの条例の改正案が認められた場合には、それぞれ10名、10名、10名ということをお願いするつもりでありますので、30名、15名が倍になるということですね。

また、質問にありました現在のメンバーは、主に充て職と普通言われている人たちをお願いしているわけですが、これはやっぱりこの議会でも充て職はできるだけなくすようなというような意見も出ておりますので、そういう方向で考えていきたいというふうに思っております。

できるだけ女性を多くする。若い人たちを多くする。それぞれ三つの委員は、それぞれの役割を持っているわけですから、その役割にふさわしい適格な人たちを、できるだけ若い人たち、女性を多く含めるような形で変更したいと、委嘱したいというふうに思っております。以上です。

議長（石川 修君） 下村 宏君。

9番（下村 宏君） 教育長、理解をいたしました。できるだけ広く、いろいろな分野から人材を登用していただいて、活発な委員会になることを希望します。

以上です。

議長（石川 修君） そのほか、質疑のある方はどうぞ。

飯田洋司君。

3番（飯田洋司君） 以前に常任委員会でちょっと質問をさせてもらったんですけど、一応もう一回確認ということで、各委員、7号、8号、9号ですか、これは教育長にもちょっと聞いたんですけども、当然、会議に出られない方もいらっしゃいます。それに対する日当の件でもう一度ちょっと確認したいんですけども、よろしく願います。

議長（石川 修君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） お答えいたします。今の規定ですと、1回出席した委員は5,000円と。委員長は5,500円で、当然、出席しない委員にはお支払いはしておりません。これはもう現在でも、出席した委員のみ支払うというようなことで、これは以後も変える必要はないというふうに思っております。

以上です。

議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第6、議案第8号 美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第7、議案第9号 美浦村スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第8、議案第10号 美浦村立児童館の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第9、議案第11号 平成24年度美浦村一般会計補正予算（第
4号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） まず質問に移ります前に、議案の提案理由の説明については、議
会初日に皆さん聞いていると思いますが、私は欠席しましたので、お尋ねする部分が二重
の説明をお願いすることになるかもしれませんが、ご理解いただきたいと思います。

議案書の26ページ、総務費、企画費の中の被災地域情報化推進事業費、02自治体クラウド
導入コンサルティング業務委託料、金額は1,050万について質問します。この被災地域
情報化推進事業というのは、平成23年度の最初、補正予算で設立されたもので、自治体ク

クラウド導入に当たっては、その事業費の3分の1を国が補助するということだと思います。議案要約書には「補助事業採択」となっているので、補助されることが決まっていたのではないかなと思っています。

この自治体クラウドというのは余り聞き慣れない言葉ですけども、要約すれば、今、各自治体の情報ネットワークは、自治体のサーバーを経由して各部署で情報をやりとりというやり方なんですけども、自治体クラウドというのは、例えば1カ所に共有のデータセンターを設置して、各自治体がそこに集まった情報をやりとりするというので、そういった面で新しい情報システムの構築、あるいはメンテナンスとか運用の面で、コスト削減ができるというメリットがあるということだと思いますけども、今のところ都道府県で導入というか運用に至っているところは余りないように、私の調べたところ思います。

県内では、茨城県が24年度からその事業を進めていくということで、県内自治体では、あと私の知る限りでは、潮来市と大子町だと思うんですが。潮来市の場合は、例えば県にデータセンターを設置する、そして、それを、情報を共有する、という形ではなくて、他県に民間のデータセンターというものがあって、そこを利用して市単独でやっていくというふうに聞いています。潮来市では、2014年度から運用を開始していくと。大子町も、2013年度から試験運用を開始して、2013年度中に移行していくというふうに聞いていますけれども。

これが私の認識なんですけども、まず1点は、茨城県の県庁にデータセンターを置くとすれば、運用開始になるのはいつなのか。もう一つ、私が言いましたように、自治体クラウド導入が進んでいるというか決定している自治体は、ほかにどういった自治体があるのかということですけども。

それで、この自治体クラウド・コンサルティング業務の予算は1,050万円となっておりますが、これは導入経費を含めての金額なのか。先ほど言いましたように、国から事業費の3分の1の補助があるわけですけども、総事業費の3分の1の補助というわけですから、事業費全体のかかる金額は幾らになるのか教えていただきたいと思います。

それと、美浦村は県のデータセンターを共有するという形に、他市町村と一緒に進めていくのか、それとも美浦村単独でやっていくのか、ということをお聞きしたいと思います。

なお、この自治体クラウドの導入に当たっては、省庁の事務手続がほとんどが情報ネットワーク、IT機器を駆使して行っているわけですから、その面で経費削減ということになれば、これは莫大なコスト削減ということが期待されるわけですけども、自治体クラウドの導入によって経費削減はどのくらい見込まれるのか、その点、大ざっぱでも結構ですから教えていただきたいと思います。

以上です。

議長（石川 修君） 総務部長。

総務部長（岡田 守君） おはようございます。岡沢議員の質問でございますけども、

自治体クラウド導入コンサルティング事業ということで、先ほど岡沢議員が申しましたように、自治体クラウドというのは、地方自治体の情報システムをデータセンターのほうに移しまして、そこに複数の市町村がそのシステムを共同で使用するといったことができる環境をつくるというところでございます。

各自治体が普通だったらサーバーを持って、各自治体の中でそのサーバーを使って各機器を使用するというか、情報を得るといような状況で、今、美浦村では行っているわけですが、それをサーバーなどのIT機器を共有することなく、共同で利用するために、この財政状況厳しい中に直面しているといった状況でございますけれども、自治体にとっては、コストをかけずにITクラを構築することができるという利点がございます。

それで、各自治体、例えば県のほうのサーバーを利用して、自治体共同でやっていくのかなというようにございまして、それは民間のサーバーを利用して、各自治体のほうが共同でそこを使用するといったことによって運営経費を安くするというような取り組みでございまして。

総務省のほうでは、平成21年度から自治体クラウド開発の実証事業に取り組んでございます。この事業につきましては、東日本大震災からの復興を促進するために、基幹系システムのクラウド化に向けた調査・研究を通じまして、自治体クラウド化計画及びその調達仕様書の作成を行うというものでございまして、その中には経費、計画の策定と調達仕様書の作成のみ入っているといった内容になってございます。

ちなみに、自治体クラウド導入コンサルティング業務委託料につきましては、1,050万円。その中身につきましては、国庫補助が350万円、そして復興特別交付金が700万円ということで、村からの持ち出しはないというようにございまして。

削減のほうの見込額については、ちょっと調査をしておりますので、改めて時間をいただきまして、ちょっとそちらのほうの調査をさせていただきたいと思っております。

それと、自治体のクラウド導入事業につきましては、これは第1次交付決定のほうで、自治体クラウド導入事業ということで、交付決定県数は15県、全国で15県となっております。そういうことで、これは第1次になります。

例えば千葉県でございまして、千葉県のほうの白子町のほうでは、基幹系システムのクラウドへ移行するとともに、自庁舎のほうにバックアップ環境構築指定といったところからとか、あとは、長野県のほうの栄村のほうでは、基幹系システムをクラウドへ移行するといったところで、あと自庁舎内にバックアップ環境を整えていると、そういう事業を行っているようでございます。

そして、第2回の交付決定におきましては、失礼しました、第2回はございません。

あと、第4回目の交付決定で、自治体クラウド導入事業が4件ございます。これにつきましては、大洗町さんが内部系システムをクラウドへ移行するといったところで、自庁舎内にバックアップ環境を構築するといったところで、大洗町が実施をしております。

美浦村につきましては、これは基幹系システムのクラウド化に向けた調査・研究を通じて、自治体クラウド化計画及び調達仕様書の作成を行うといった事業を取り入れているといったことでございます。

〔「費用の削減効果」と呼ぶ者あり〕

総務部長（岡田 守君） 削減効果につきましては、ちょっと時間をいただきまして調査させていただいて、この議会の開催内にお伝えしたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

議長（石川 修君） 岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） まず、事業費といいますか導入費用については、費用まで含めてコンサルタント料の中に入っているのであれば、会期中でなくても差し支えないと考えます。

それで、私は当然、県にデータセンターを置いて、県内市町村がこのデータセンターを共有するという考えだったのですが、民間のデータセンターを使うということですから、県のほうではこれから始めるという段階ですので、民間ででき上がったものを、例えば潮来市のように民間のデータセンターを適直接続するというのであれば、運用開始もその分早くなるだろうということで、この運用開始の時期について、すみません、ただいまお答えになったかもしれませんが、聞き逃しているかもしれませんが、大体のめどをお聞きしたいのと、それから、自治体クラウドというのはいいことづくめなのかもしれませんが、例えば自治体間、あるいは都道府県の間で情報システムが異なっている場合、それとIT化の推進が異なっているという場合には、共通のデータセンターを利用するといってもなかなか、それを移行していくのに難しさがあると思うんですが、民間会社という、民間のデータセンターというのが決まっているのであれば、今の美浦村の情報システム、あるいはIT化の状況がスムーズに運用開始に向けて進むといいですか、そういった前提で民間のデータセンターを選択したのか、そのことをお伺いしたいと思います。

議長（石川 修君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは、岡沢議員のクラウド化に向けて、これは県ではなく、今、議員のおっしゃるような民間で、これは、NECとか日立、それから今、美浦村でやっている富士通ですね。

美浦はその前に、茨城計算センターで、茨城県の8割以上を大体計算センターが受けてやっているんですけども、今、IT化がかなり進んできております。実際、今、業務の委託のほうの金額が出ておりますけども、実際、美浦の場合には、システムを茨城計算センターから、もう4年ぐらい前かな、TKCにちょっと移行しました。約20%から以上、ちょっと削減にはなっております。

このクラウド化、今、県全体というわけにはいきませんので、県南、阿見町さん、美浦、利根町と河内町、今この4町村で担当課のほうで詰めています。どこまでをやればいいの

か。役場の中の業務の中で、どうしても移行できないような部分もあります。それは、一部計算センターが担っている部分もありますし、すべて今、議員がおっしゃったような自治体間の中で委託している部分の違いも、少しずつある部分がありますので、すべてがオーケーになるかという部分は、今詰めているところでございます。美浦みたいに、TKCにかえたところだと、もう2割以上下がっている部分で、このクラウド化に移行すれば約3割か4割下がるという、一応国のほうの指針も来ております。

そういう意味で、今、4町村でやっておりますけども、美浦については、今度移行しても多分2割ぐらいは下がるだろうというふうには見ております。そういう意味では、県のほうでクラウド化のシステムを置いておくということじゃなくて、民間でやっていただくというのが一つの方向性でございます。

それについては、当然、計算センターを県のほうで立ち上げ、各自治体もそこに参加しておりましたけども、なかなか値段的なもので折り合いがつかないので、そこから離れていく自治体も結構ございます。

計算センターも、対自治体のお客さんがなくならないように、いろんな方策はとっているようでございますけども、富士通とかNECとか日立さんのほうが、先進的にそういうシステムの部分を考えているということもありますので、ただいま検討中で、各部署の詰めをしておりますので、それが多分今年度中には方向性が出るというふうに思います。今回のシステムのこの委託料も含めて、そういうような調査の中でやっていくということでございますので、金額的なものはいずれ最終的にメーカーが、どこに選択されるかという部分が決まれば、ある程度、数字的なものもお示しできるかなというふうに思います。

議長（石川 修君） 岡沢 清君。

2番（岡沢 清君） ただいまの村長の答弁の中にもありましたけれども、私も昨年の12月議会での一般質問の中で述べさせてもらったんですけども、庁内の情報化システムを茨城計算センターからTKCへかえ、プロポーザル方式にかえたということで、そういった費用が3,500万円の削減になったということの評価させていただきました。

確かに、情報システム、庁内のIT化というものを、保守点検料からメンテナンス料から、新しいシステム導入費用も含めましてかなりのお金がかかっている、それはかかった分は当然のことなんですけども、先ほども言いましたように、それを削減するとなれば、確かに財政、行財政改革の面では大きなメリットがあると思っています。

質問が急ぎ過ぎたようですが、確かに今運用を開始している都道府県でも、総務部長がおっしゃったように実証実験の段階もありますし、また、導入している自治体でも、情報システムのデータ移行も完全に進んでいるところは余りないようですので、そこら辺、業務コンサルティングに委託という部分も含めて、なるべくスムーズにやっていただいて、美浦村の中でも大きな課題である行財政改革に大きく貢献していただくように進めていただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

山本一恵君。

7番（山本一恵君） ページの42ページですけども、教育費の中の中学校の学校管理費の中です。修繕なんですけども、以前の説明の中には、金額の大きい農村公園管理費の中の修繕とか大谷保育所の修繕の説明はどこという具体的な、あったんですけど、今回これは中学校の、金額が少ないので多分、場所等は説明がなかったと思うんですけども、どここの場所の、美浦中はまだ新しく修繕するところがあるのかなと思いましたので、ちょっとどこの修繕なのか教えていただきたいと思います。

議長（石川 修君） 教育次長。

教育次長（増尾嘉一君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

中学校の修繕料なんですけども、中学校のトイレのドアが外れてしまったというようなことで、自分も、トイレのドアの修繕料8万6,000円、ちょっと高いかなと思いましたので聞いてみますと、ブース全体を分解しないとトイレのドアがつけかえられないような構造になっているようなので、トイレのブース自体一つを一回分解しまして、それでトイレの外れてしまったドアをつけ直したというようなことでございます。

議長（石川 修君） 山本一恵君。

7番（山本一恵君） トイレのドアというのはわかりました。それで、それは分解までしてやるということは相当、まだ日もたっていないのに、あの立派なトイレが壊れるのが腑に落ちないんですけども、教えていただけますでしょうか。

議長（石川 修君） 教育次長。

教育次長（増尾嘉一君） 確かに、中学校は建設したばかりでございまして、なぜ、つくったばかりの新しいドアが壊れたんだという、これも当然至極の疑問でございまして、学校のほうに聞いたんですけども、生徒が故意に何かいたずらをして外したかとかその辺はちょっとわからない。結果的に外れてしまっていたということがわかったということで、直したということ。

ただ、そういうことも原因、これは予測の話になってしまうので余りそこは言いたくないんですけども、学校のほうに、適正に使っていただくようなことは、教育委員会としてもきちっと指導はしなければならないかというようなことを、そのとき思いました。そういうことでの指導はお願いしております。

中学校は、ごらんになっていただくとうわかるように、非常に立派につくっております。これもまた繰り返しになってしまいますけども、そういう作りかえた中で簡単に元に、ブースを分解しないとドアが組み込めないような構造になっていたということで、当然これから修繕ということが出てくると思うんですけども、これについても当然、経年変化の中で古くなって壊れていく、あるいは古くなったところを修繕していくということは必要なんですけれども、それを使っていく子どもたち、子どもたちもきちっと、「自分たち

の学校をきれいに使いましょう。長くきれいに使いましょう」という心ですね、そういうものもあわせて子どもたちの心の中に植えつけていけないことですので、適正にきちっと使ってもらう、適正に管理をするというようなことを、学校を通じて、子どもたちにしっかりと植えつけさせていただくということで、お答えにさせていただきたいと思います。ちょっと質問の趣旨とは違っているかもしれませんがね。

議長（石川 修君） 山本一恵君。

7番（山本一恵君） なかなか答えにくい部分かと思いますけど、やはり私としては、最後聞きたいので、原因をきちんと究明して、この場でいいですから教えていただきたいと思います。

分解までする、そのすごいドア、簡単に壊れないはずなんですね。簡単に壊れるのは、簡単に組み立てれば簡単に壊れるんですよね、普通はね。ですから、そういうのを思うと、あのすばらしい校舎、それがもう既に壊れたというのは本当に残念だなと思うので、それは故意にやったのか、あるいは故意でないのかわかりませんが、その辺もきちっと説明して、金額の有無ではございませんので、今後のこともありますので、きちり調査をしていただいて、報告していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（石川 修君） 教育次長、そういうことで、後日報告をお願いします。

教育次長（増尾嘉一君） はい、わかりました。

議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

塚本光司君。

1番（塚本光司君） おはようございます。先ほど一度確認をさせていただいたんですが、役場のほうですが。やはり納得いくまでちょっと質問したいと思うんですが。

42ページの部分の学校、教育費の中の教育振興費、それで42ページの、08のICTの支援員の活用協働教育事業費、その部分が、先だって私も同じ委員会なので、そこでもっととことん質問すればよかったんですが、24年度の予算書のほうでは、167ページになっていますが、当初、パソコンのシステムの保守点検の委託料321万2,000円ということで組んでおられるようなんですが、その後、前任者の方の名誉の件もあるので、どの辺まで質問していいのか、ちょっと私も二の足を踏むところではございますけども、後から追加でこの補正が78万9,000円でしょうか、出てきたというところですよ。

だから、その辺がどこでこういう形での追加の補正の予算に落ち着いたのか。例えば実際は、後から百数十万足らなかったと、でも、ここで落ち着いたとか、業者とやりとりがあったと思うんですが、その辺を念のために確認しておきたいと思います。

議長（石川 修君） 教育次長。

教育次長（増尾嘉一君） 塚本議員のご質問にお答え申し上げます。

学校パソコンシステムの保守点検委託料なんでございますけれども、78万9,000円というようなことなんですけれども、この78万9,000円の、まず中身をちょっと説明をさせて

いただきます。

これは、学校のパソコンシステムの中でのi-フィルターと、サーバープロテクション、それから、ネットアテスト、この三つのプログラムの分でございます。

それで、今回の補正で78万9,000円をお願いした経緯なんですけれども、当初予算で議員ご指摘のように321万2,000円の当初予算を組んでございます。それで、今回の78万9,000円というのは、ただいま申し上げました三つのプログラムの分の補正ということでございます。それで、この分が当初の中で漏れてしまっていたというのが実際のところでございます。

当初予算を組むとき、11月の段階で業者のほうから見積もりをとりました。それに基づきまして当初予算を組んでございます。業者のほうの見積もりに、業者から出したものに誤りがあったということに業者のほうで気がついたのが、2月17日でございます。メールで届いておりました。

そういうことで誤りがあったということで、予算書のほうは、もう既に新年度予算は固まっております印刷に入っていた段階ですので、それを変更することができなかったということでございます。それで、そういう経過の中で当時の担当課長・担当者、あと当然、見積もりを出した業者を含めて協議をしました。どうしようという話があったそうです。

その中で三つのシステムは、どうしても学校のほうのパソコンのシステムを適正に動かしていくためには必要なプログラムでございますので、それを入れないというわけにはいかないという事情もありましたので、当時の話し合いの中で、不足した分、間違ってしまったわけなんですけども、その分については、補正のほうで補正予算をとろうというようなことがあって、このプログラムについては既に4月からは導入して、どうしても必要なものですから動いております。当初予算の中でどうしてもその足らなくなった分が、年度末に向けて足らなくなってきましたので、今回補正をお願いしたということでございます。

そういう中でこれは、厚生文教委員会の中でも委員の中でご指摘があって、業者が間違ったものを、何で村で認めて支払いをするんだというご指摘もありました。これも、その当時、2月の段階でそういう話し合いが持たれて、不足分については補正をしようという方向性を出した中で、担当者・課長がかかわった中で、「やはりそれはそちらのミスなので村としては払えません」と言うことは、これは行政の継続性からいってもなかなかできない話でございます。業者と村の信頼関係、行政の継続性もありますからできない話でございます。

そういうことで、確かに、もとをただせば業者の見積もりが間違ったことに端を発しているんですけども、今申し上げましたように、どうしても必要なプログラムでございますし、それを入れないということもできません。そして、2月にそういう話し合いが持たれたということもでございます。ということで、ぜひともその辺ご理解いただきまして、承認

をいただきたいというところでございます。よろしく願いいたします。

議長（石川 修君） 塚本光司君。

1 番（塚本光司君） 私もふだん、単発単発の仕事で見積もりを出すような仕事をして
おるものですから、そのときには命をかけて自分でかぶる部分もあるんですね。そういう
気概でやっているわけなんですけど、要は、そういった業者が後から、ちょっと自分のとこ
ろでミスったというような話があった場合に、例えばこれが公募によるプロポーザルです
か、ある程度執行部の方々での話し合い。もちろん先ほどのお話の内容はわかります。事
業としても大きいし、継続してこの先まで行くことでしょうから。

その中で、逆に実際にはプラス、これだけちょっと漏れていましたよと。お互いに話を
する上で、極端に言えば「お互いに折半でやりましょう、50・50で痛み分けしましょう」
じゃないですけども、そういうことがあってこういう額に落ち着いたのか、逆に、「実は
これだけ足らなかった」という形で、すべて、「じゃ、それはいいですよ。それは持ちま
しょうよ」ということで簡単に考えられちゃうと、やっぱり基本的には税金という形にな
るでしょうから、その辺も含めて確認できればと思うんですけれど。

議長（石川 修君） 教育次長。

教育次長（増尾嘉一君） 業務委託ですが、今回の委託業務にも限らない話なんですけ
ども、当然、村のほうでさまざまな仕事をお願いするときは、入札にかからないような物
件についても、なるべく安く抑えようということでの業者との折衝は当然あります。今回
の78万9,000円というのが当初の見積もりから漏れていた中でそういう額になったわけ
ですけども、これも当時、自分は担当でおりませんでしたので、その当時の課長ももう既
に退職しております。詳しい内容については、その当時、業者と村のほうでどういうやり
とりがあったかということまではちょっとわからないんですけれども、額自体を見ても
まず、先ほど申し上げました三つのプログラムの使用料、それが78万9,000円というこ
とになっております。

議長（石川 修君） 塚本光司君。

1 番（塚本光司君） ということは、結局、これだけ足りなかった部分を100で持った
と考えるといいということですね。

それと、要は、この質問は、たまたまこれがこの間、常任委員会的时候に、正直に出た
ものですから、あれっそこまで私、ちょっとウトツとしていた面もあったんですが、ち
よっとちっちゃい目がパカッと見開いちゃったものですから、それはイコール、いろんな
執行部の方々に言えることであって、要は、予算とりましたよ、使い切ろう、ではなくて、
最近いろんな自治体でも多分言えていると思うんですが、その中で、なるべく安かろう・
よかろうというイメージで、民間のようなイメージでやっている某近隣自治体もあります。
そういったところを私は、ちょっとしたあれで営業に回っていますけども。

ですから、やはり私も住んでいるこの美浦村を、もっと執行部の皆さんにはそういう気

概を持ってやっていただきたいという意味を込めてこの質問をしたわけでございます。

以上でございます。

議長（石川 修君） 村長の答弁は求めませんか。

1 番（塚本光司君） できれば、村長から一言お願いできたらと思います、答弁。

議長（石川 修君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは塚本議員のね。やっぱりいろんな事業発注についても、そして、随契をなるべくしないように、各部署には申し伝えてあります。どうしても、特殊な部分、探しても1社か2社しかないようなところは、その技術しか、なかなかないという部分については随契は認めておりますけども、それ以外のところは、新たに他事業者に見積もりをもらうとか、それから、入札の範囲の中でやるようには指導しております。

当然、今回の部分は、事業者が支援員としてもう決定してあった部分の今年度、24年度の部分で、今年の2月にもうそれがわかったということで、今、次長のほうから話がありました。なるべく事業者にはそういうことがないように、議員おっしゃるように、後での価格の変更はできないよというような旨を説明をして、参加をいただくというようにしていきたいと思います。

なるべく今回のような事態が発生しないように。また、先ほども言いましたけども、随契をなるべくしないような形をとるようにしていきます。

議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

下村 宏君。

9 番（下村 宏君） 2点ほどお伺いをいたします。32ページお聞きいただきたいと思
います。

保育所費の中の15番の工事請負費です。この中で、このページの一番下になります、工事請負費の中で空調設備の交換工事というのが出ておりますけど、この内容、それと契約方法、相手先、その辺わかりましたらお答えいただきたいなというふうに思います。

それともう1件、ページ44ページになります。社会教育総務費の中の地区公民館の補助事業費の関係で、修繕費関係が出ております。どこの修繕費で、何をやるのかを確認をしたい。

あわせてその下の中央公民館の修繕料73万1,000円発生しておりますけども、それが何なのかを、どのようなものなのかお伺いをしたいというふうに思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（石川 修君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（浅野重人君） それでは、保育所の空調設備交換工事246万9,000円についてご回答をいたします。

これにつきましては、大谷保育所保育室のゼロ歳児の部屋でございますが、平成3年にエアコンを設置いたしました。それが21年経過をしまして、ことしの夏、壊れたというこ

とでございます。私のほうでも、修繕で対応しようと考えていたわけですが、何分、もう既に21年を経過しているということでございますので、部品がございませんでした。それで、そのエアコンにつきましては交換ということで対応をさせていただきたく、予算を計上させていただいたわけでございます。

エアコンのこの空調設備の内容といたしましては、大谷保育所、空調設備がございますけれども、そのうち、ほとんど1台が電気エアコンでございます。それ以外はすべて都市ガスのエアコンでございます。そういう関係で、このエアコンも、壊れたエアコンも都市ガスのエアコンでございます。それで私のほうで、都市ガスのエアコンと電気エアコン、双方の見積もりをとりましたところ、この金額については、今申し上げた都市ガスのエアコンでございます。

電気エアコンについては、これよりも若干、本体単価は低いということでございましたけれども、大谷保育所、先ほどもご説明いたしましたように、空調関係はすべて都市ガスエアコンでございますので、電気エアコンを設置した場合は、新たにキュービクルも増設しないと対応できませんということでございます。ですから、そのキュービクルと本体部分を含めると、やはりこちらの都市ガスのエアコンになったということで、今回計上させていただきました。

また、この都市ガスのエアコンでございますけれども、ランニングコストが電気エアコンより低いということも、既に実績上わかっております。現在、電気料金も値上がりしている状況でございますので、こちらのランニングコストが低いということで、そちらも考えに入れまして、こちらのエアコンの予算を計上させていただいたということでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（石川 修君） 部長、契約の方法と業者。

保健福祉部長（浅野重人君） 契約の方法でございますけれども、まだ契約しておりません。今後、契約につきましては、やはり都市ガスエアコンは、美浦ガスさんしか扱ってございませんので、やはりその特殊性から随意契約で行っていきたいと考えておりますけれども、やはり今後値段的に、金額的に検討させていただくということでございます。

すみません、元へ戻っていただきまして、この経緯につきましては、2社、都市ガスのエアコンもとってございますけれども、美浦村に2社扱っている業者があるということで、1社については、見積もりを辞退させていただくということで、美浦ガスさんのみ見積書が提出された経緯がございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（石川 修君） 教育次長。

教育次長（増尾嘉一君） 下村議員ご質問の地区公民館事業補助金76万2,000円、まず、これについてお答え申し上げます。

まず、2カ所ございまして、一つは、土浦地区公民館の修繕というようなことでござい

ます。修繕の内容なんですけれども、公民館建物が老朽化してきたというようなことで、公民館の軒・天井、これを全面張りかえるというようなこと、それとトイレの改修、公民館トイレのうちの大便器を和式から洋式に改修をするというようなことで、121万7,000円の3分の1、40万5,000円を補助するというのが1件でございます。

それから、もう1カ所なんですけども、土浦の第4公民館の修繕要請が上がってきてございます。これも、公民館の老朽化によりまして、現在くみ取り式だそうです、トイレが。それを水洗のトイレに改修をするというようなことで、これは143万円でございます。こちらは4分の1と。美浦村の補助金交付規則がございまして、こちらについては4分の1という補助金になりますけども、143万円の4分の1、35万7,000円を補助するものでございます。

それから、同じく44ページの公民館の修繕料73万1,000円でございます。これは公民館のエアコンの修繕ということで、これも公民館のエアコンを2カ所ほど修繕をするということでございます。1カ所は公民館の大ホールですね。大ホールの裏に空調機がついてございますけれども、これも老朽化だと思います。大変、音がうるさくなってきてしまっているというようなことで、この修理で50万円ですね。

それから、公民館の館内ですね、建物本体のほうなんですけども、これも空調機が三つございまして、そのうちの一つがこれも修繕を要するようになってございまして、現在、公民館のほう、3割減ぐらいのことで空調をきかせております。大変利用者の方も、暑い日には空調をきかせてもなかなかかかかないような状況になっておりますので、これも修繕をするというようなことでございます。これが23万1,000円ということになっております。

以上でございます。

議長（石川 修君） 下村 宏君。

9番（下村 宏君） 答弁、ありがとうございます。大谷保育所の空調設備については、了解をいたしました。できるだけ安く交渉して購入できるように努力のほうはお願いしたいというふうに思います。

それとあと、地区の公民館、私、地元だったので、これかなと思いつつ質問したわけがありますけども、ぜひ、どういう状況だったのかというのやはり村としては確認してほしいなというふうに思いました。ただ、見積もりだけじゃなく、どういう状況にあるのか確認してほしいなということを思いましたので、その辺についてはまた答弁をいただきたい。

それとあと、いろんな建物が古くなってきているので、機材も弱ってきていると思います。したがって、公共施設も引っくるめて、やはり修理ができないようなものについては計画的に更新していくような計画も必要だなあというふうに思いましたので、その辺についても答弁ができればお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（石川 修君） 教育次長。

教育次長（増尾嘉一君） まず、地区の公民館のほうは当然村のほうで、補助申請が上がってきた場合には、現場を確認して、その状況を見て補助金を交付するという手続はとっております。

二つの公民館も、これは公民館のほうで現場を確認したときの写真なんですけども、このような形で現場を確認して、その状況等を把握して、補助として適正かどうかというような判断を含めて、現場は確認をするというようなことはしております。

それから、施設の修繕のほうなんですけども、これも前回の議会の中で、光と風の丘公園の例が出て、あと、社会教育施設全般のご指摘があったと思います。担当課としては、もうすぐにでも修繕をしたいというのが気持ちなんですけれども、なかなか村全体の予算の中では、修繕箇所、必要になってもなかなかそこは優先順位をつけてやっていかないと、予算のほうを追いついていかないというような状況がございます。

前回の議会のときも申し上げましたけれども、その優先順位をきちっと見きわめて、修繕をしないと、建物自体の寿命、そういうものも短くなってまいります。それから、実際利用されている村民の方も、そのことによって不都合が生じてくるということでございますので、当然きちっと管理をして修繕の必要な箇所については修繕をしていくということでございます。

ちなみに、今、公民館の空調の話が出ましたけれども、全体を直しますと7,000万ほどかかるというような見積もりが出ております。そうした中では、役場庁舎の耐震化もまだ終わっていないという状況の中で、なかなか公民館の空調のほうに7,000万円をかけるというような状況でもございません。村全体の予算の中で、修繕に関しては優先順位をつけてやっていかざるを得ないのかなというようなことで思っております。

以上でございます。

議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

沼崎光芳君。

14番（沼崎光芳君） それでは、私のほうから、ページ25ページで、企画費の中の企業誘致事業費、業務委託料として50万4,000円計上してありますが、これの、具体的に位置図が、位置がわかるような図面等があれば提出をいただきたいと思います。

そしてまた、あそこの不動産関係業務ということで、今、何でこの時期に出してきたのか、もっと早い段階でやるべきではなかったのか。この段階で出したということは、意中の企業でもあるのかどうか、その辺を質疑をしたいと思います。

次に38ページの土木費の中の土木工事、村道整備工事費730万円、その具体的な内容、公図的なものを、わかるようなものを提出をいただきたい。

その下の公有財産購入費、土地購入費530万3,000円、これも内訳等ございましたら提出

をいただきたいと思います。

先ほどの塚本議員の質問の関連なんですが、確認で、教育次長のほうから、行政の継続性ということで、上がってきたものは当然見るしかないんだよ、継続しかないんだよという答弁をいただきました。

確かに塚本議員がおっしゃったように、いろんな意味で経費の削減をしていくしかない上で、上がってきたものをそのまま上げてくるのは、という趣旨の質問だったと思うんですが、私は逆に、今回は教育関係予算でしたが、例えば建設関係、土木にしても下水道関係でも、いろいろな意味で工事をやります。その中で、基本的な考えをちょっと、まず聞きたいんですが、都市建設課と上下水道課なんですが、工事で設計以外の部分が出た場合に、そうしたものを例えば業者にサービスでやらせるとか、そういったことが起きていないのか、また、基本的な考え方を、各課長のほうからお聞きしたいと思います。

議長（石川 修君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） 私のほうから企業誘致事業につきまして申し上げます。

委託料のところの業務委託料というようなことで、不動産関係業務委託料ということで50万4,000円を計上してございます。それですが、まず初めに、この鑑定業務、申し込みの会社があったからというか、問い合わせがあったからやるのかという質問なんですが、これは会社の照会はございません。

なぜかといいますと、県のほうにもいろいろ打ち合わせをしていく段階で、どうしても美浦さんの平米単価、これは幾らですかというような問い合わせが当然のことながらございます。なかなかそこまで鑑定はしてございませんでしたので、返答ができないでございましたので、今回、予算として計上させていただいております。

これは、木原地区の工業専用地域の約4ヘクタールの地域でございます。箇所数につきましては、道路沿い3カ所、あとは道路から中に入ったところ2カ所ぐらいを予定しています。

14番（沼崎光芳君） 図面ください。

議長（石川 修君） 図面ください。

14番（沼崎光芳君） 図面をあったらもらっていい。

企画財政課長（増尾正己君） じゃ、場所等につきましては、図面等で後日提出したいと思います。じゃ、以上でございます。

議長（石川 修君） 経済建設部長。

経済建設部長（沼崎武男君） それでは、沼崎議員のご質問にお答えをいたします。

工事請負費の730万円につきましては、災害復旧の段階で地元から要望等がございまして、災害復旧とあわせて拡幅をしていただきたいというようなことがございまして、その拡幅工事に係る分として390万円、それからもう1点につきましては、村道2624号線、パブリカの工場のところでございます。この進入路の拡幅工事について340万円、合わせて

730万円をお願いするものでございます。

それから、公有財産購入費の530万3,000円、これにつきましては、村道整備の計画を上げる段階では、用地はおおむね、大体あの村道の幅に対して1メートルくらいを概算として主に出します。ただ、状況によりましては、のり面等もございまして面積がふえてくるが多々ございます。そういった部分、村道の既決予算額部分に対しての用地買収費の面積がふえてくるということで、単価がそれぞれ上がってございまして、内訳を申し上げてもいいんですけども、一番多いところでは、村道204号線が219万1,000円、それから村道2624号線、これは先ほどのパブリカの部分でございまして、これで108万円、そういったもろもろの部分、都合7カ所の工事分の用地買収費として、530万3,000円をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

14番（沼崎光芳君） これも位置図と、あとはちょっと資料があるならもらいたいです。

経済建設部長（沼崎武男君） はい、じゃあ、担当課で用意します。

14番（沼崎光芳君） ちょっと暫時休議して、資料を用意してもらって。

議長（石川 修君） それでは、会議の途中ではございますけれども、暫時休憩いたします。11時30分、会議を開きます。

午前11時18分休憩

午前11時32分開議

議長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） 休憩中に図面をお配りしてございます。このA3の図面でございます。申し上げますと、上の部分が、縮図になっているところが日本テキサスインスツルメンツの工場でございます。上が、ちょうど北側ですね、北側が日本テキサスインスツルメンツの工場でございます。その南側の赤で囲まれておりますところが、工業専用区域になってございます。

それで、今回、鑑定をします5カ所につきましては、この地番のところに印で囲われているところが5カ所でございます。この箇所につきましては、不動産鑑定士さんと打ち合わせをしまして、鑑定士さんのほうがこの場所で行くという判断のもとに、この場所を決定してございます。

説明につきましては、以上でございます。

議長（石川 修君） 経済建設部長。

経済建設部長（沼崎武男君） それでは、沼崎議員のご質問の中の図面を提出ということでございましたけれども、ちょっと10分では間に合いませんので、あと公有財産の絡み

もございまして、ちょっと時間をいただいて午後一で提出をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（石川 修君） 都市建設課長。

都市建設課長（池延政夫君） 沼崎議員にご説明いたします。地図については、昼一番でご提出いたしますのでよろしく申し上げます。

配付いたしました資料に基づいて説明させていただきます。

17、公有財産購入費の530万3,000円の内訳なんですけども、村道2461号線谷中花見塚線60万円、これにつきましては、先ほど部長が説明したとおり、原況復旧じゃなく、拡幅の要望が地区からありましたので、その拡幅分の用地面積の用地費です。

次、村道104号線太田地区、68万4,450円、これは昨年、長丁田んぼというんですけど、十字路から山王の変則十字路までの間の面積が確定しましたので、その不足分です。

次に、村道204号線土屋地区、219万1,000円、これはことしの3月、用地買収は行ったんですけども、ちょっと不足分が出ましたので、その219万1,000円をお願いしております。

次、村道2624号線（土浦地区）108万円、これにつきましては、美浦村で立地しましたリッチフィールド美浦の進入道路の拡幅に要する用地費です。

村道1165号線（木原）14万9,500円につきましては、木原の福祉センターのわきの道路の一部拡幅に要する費用でございます。

村道104号線（茂呂）37万2,420円につきましては、昨年、歩道を設置したところなんですけども、これにつきましては、地権者の要望で、相続が終わってから用地契約をしますということで、ことし用地契約に伴う補正です。

次に、村道2409号線（本橋地区）につきましては、22万5,000円。これは今回整備するところに伴う用地買収費です。

以上でございます。

あと、次に積算の内容についてご説明いたします。

村では、工事積算につきましては県の土木積算システムを利用してありまして、標準工種につきましては、それに基づいて行っております。議員指摘の工法にない、標準工法にないものについてはどうしているかという質問だと思いますけども。

14番（沼崎光芳君） というか、設計にあって設計にないもので。

議長（石川 修君） 沼崎議員、ちょっとマイクを使って、何か聞こえないようですか。

14番（沼崎光芳君） 要は、設計にあって設計にないものが出てきた場合、軽微なもので出てきた場合に、その取り扱いというのは当然、追加で、変更で見るとか。そういうものをどの程度で考えているのか。考え方です、要は。

議長（石川 修君） 考え。

14番（沼崎光芳君） ええ。さっきの教育次長のあれに関連して。

議長（石川 修君） 都市建設課長。

都市建設課長（池延政夫君） 工事については、当然見る方向であります。当然、金額、買ったもの、かかったものについては、書類を出していただいて見積もりを出していただいて、あとは庁議して支払うようにしております。

以上です。

議長（石川 修君） 上下水道課長。

上下水道課長（青野道生君） 沼崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

もちろん設計基準に従いまして設計をしております。それから、工事前に綿密に現地調査をした上で設計、発注という形をとってもちろんおります。

特に土木工事関係、特に下水工事、上水工事も含めてなんですが、埋設工事がほとんどでございます。そういうことで予期せぬことは多々あります。その中で監督員が必ず、設計と異なるような場合がある場合には、確認をしております。そういう中でももちろん必要なものを監督員から私のほうにも上がってきます。そういう中で、設計基準に従いまして、見られるものはすべて見ておる現状でございます。

今後同じような形で続けていきたいと思っております。以上です。

議長（石川 修君） 沼崎光芳君。

14番（沼崎光芳君） ありがとうございます。工事と指標によるところの図面については、位置図については、後ほど提出をいただくということで了解いたしました。

まず、企業誘致の部分の50万円というものにつきましては、説明をいただきましたが、この4ヘクタールの土地の中の5カ所を不動産鑑定士のほうが選定をして、その5カ所をはかることによって、要はその土地を鑑定をする。全体の指標とするということの意味ですか。その辺の関係確認をしたいと思っております。

また、今の都市建設課長と上下水道課長の答弁をいただきまして、要は、設計にないもの、変更になったものは当然見ますという、見ています。今までもそのような形で見えていますということでやってきたということで、あとは、「入札で取ったんだから、取った業者がそれぐらいはやれよ」ということは、今までやっていないということの解釈でよろしいんでしょうか。その辺をもう一度確認したいと。

その件についてもそうですし、教育次長の答弁もあわせて、村長のその辺の大枠の中での考え方を答弁をいただきたいと思っております。

以上、2点について再質問いたします。

議長（石川 修君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） 沼崎議員の質問にお答えします。

まず、この不動産鑑定士を依頼する目的でございますが、先ほどもお話ししましたように、工業専用地域の土地の価格、これは、今現在の価格が村としても把握していないとい

うのが現状でございます、やはり県のほうにも照会というか案内に行った場合も、幾らぐらいの単価でしょうかというのが当然出てきますので、村としても、おおむねなんですが、金額を知りたいということから、今回委託料というような形で計上させてもらいました。

14番（沼崎光芳君） それで5カ所ということだから。

企画財政課長（増尾正己君） そうです。

14番（沼崎光芳君） この4ヘクタールを、マックスでも5カ所をとれば。

企画財政課長（増尾正己君） それは、やはり不動産鑑定士さんのほうと打ち合わせは済んでおりまして、その中で、道路沿いと中と一番奥というようなことで、金額はそれぞれ違いにはなるかと思うんですが、やはりこの一帯に用地協力してもらおうということになりますと、やはりばらつきがあってはなかなか協力してもらえないというようなこともございまして、高いところと安いところ、そちらのところをつかみたいというようなところから、不動産鑑定士のほうから5カ所で大丈夫じゃないのかなというようなお答えがもらえましたので、それで5カ所にしてございます。

議長（石川 修君） 経済建設部長。

経済建設部長（沼崎武男君） それでは、沼崎議員の再質問にお答えをいたします。

都市建設課にしましても上下水道課にしましても、当初の設計段階において、その内容が漏れるというのはほとんどない状態。ただ、施工していく段階で変更をしないと、それが完成しないということのまま発生する場合がございます、それについては、当然村のほうとしても、承認をして、内容を確認して承認をして、それで金額を決めていくという手順をとっておりますのでよろしく申し上げます。

議長（石川 修君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは、沼崎議員の、これは設計どおりという竣工は、なかなかないのかなというふうに思います。現場によって、設計どおりにいかない追加の分、そしてまた減額の部分も現場によっては出てくるのかなというふうに思います。特に上下水道課は、ほぼ表面的な部分よりは、埋設部分があるので、いろんな設計どおりにいかない部分が多々出てくると思います。

それについては、そういう事態が発生したときには、新たに同じ業者なんですけども、見積もりをいただいて、随契になると思いますけども、そういうふうな対応をしていかないと、業者も最初の入札のままというわけにはいきませんので、それはどんな工事場所においても上がってきたりしているものもありますから、業者の見積もりをいただいて、追加は追加、減額は減額ということで、現場のほうは対応をしているというふうに思います。

業者のほうに、「何とかこれをお願いしますよ」と言うようなことは、あってはならないというふうに思っております。

議長（石川 修君） 沼崎光芳君。

14番(沼崎光芳君) ありがとうございます。なぜこういう質問をしたかという、やはりパソコン関係もそうですし、土木関係もそうですけども、やはり同じような考え方で、これからもそういった形でやっていく上で、今の現状はどうなのかなという意味で聞きたかったんですけども、まさにサービスでやらせるとかそういうことがあってはならないと、私も思います。

ただ、今回のパソコン、先ほどの教育次長の話で、9月に補正が出てきましたけども、これは6月でも出せたんでないのかなと思うんですけども、その辺はなぜ6月で出さなかったのかという面も、もう一度ちょっとお聞きしたい。ちょっとその辺が腑に落ちない、納得することができないなど。なぜ今この段階で出してきたのか、その辺をもう一度お願いしたい。

あと、もう1点、戻ってしまうんですけども、企業誘致の件は、この5カ所は不動産鑑定士と相談して決めたということなんですが、素人考えでいくと、もうちょっと真ん中のとか、いい面積のところとか、その辺もあってもよかったのかなと思うんですけども、これは、何かにそういう、先ほどの理由で道路沿いなのか、そういう意見がありましたけども、その辺ちょっと、何か特別な理由があったのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長(石川 修君) 教育次長。

教育次長(増尾嘉一君) 沼崎議員ご質問の1点目のご質問でございます。6月の補正でもできたんじゃないか、確かにそのとおりでございます。

ただ当初予算の中で、320万の当初予算がございました。その当初予算でとった予算の中で、支払いが9月までできております。そういうこともあって9月でもいいのかなという判断がありました。ご指摘のようにもう2月でわかっているわけですから、わかった時点で、すぐ次の議題に上げなさいと言われますと、確かにそのとおりでございます。そこが、9月でも間に合うのかなという判断は、そこを指摘されると、確かに6月でやるべきかなと自分も思います。

ただ、予算の中で、そういうことで9月までは支払いができたということがあって、今回お願いをしたということでございます。

議長(石川 修君) 企画財政課長。

企画財政課長(増尾正己君) それでは、沼崎議員のご質問なんですが、ちょっと繰り返してしまいますけど、やはりこの不動産鑑定士さんは専門の方ですので、現地というか、航空写真とか、あとは構図とか、その辺の地形がわかるようなところもございましたので、その中で見ていただいた中での専門家のこの箇所数でございますので、一応同じような答えにはなってしまいますが、ある程度専門家のところの判断でというようなことで、この5カ所に決定させていただいております。

議長(石川 修君) 沼崎光芳君。

〔「4回目」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 4 回目の質問になりますけれども、特別許可をいたします。

沼崎光芳君。

14 番（沼崎光芳君） ありがとうございます。あわせてありがとうございました。ぜひとも教育次長、今後は気をつけていただいて、人間だれしも間違いは、業者さんの見積もり抜けとかそういうのも、どんな部署でもあると思うんですけれども、それはそれとして、やっぱり適切に、速やかに対応すれば、別にだれも反対する人はいないと思いますので、そういった流れをやっぱり教育関係に限らず、全部署でそれは速やかに行うというのが私は必要ではないのかなと思いますので、今後はぜひとも、これはということでやっていていただきたいと思います。

土地の選定ですが、企業誘致のほうの選定に関しては、確かに課長が言うように専門の方がやってくるので、それは理解をいたします。

あと、全体的なもので言いますと、やはりこういった資料、これは執行部全体に言いたいんですが、ちょっと資料の、説明資料が、議案説明書がちょっと少な過ぎるのかなと。各常任委員会で、自分の委員会ではその資料とかいただけるのですが、それに関係ないところでは資料がもらえない。

当初の村長説明の中でも、その場所、言葉では言っても、なかなかその場所というのが頭に浮かばない。議員さん、続いて見てきてくださいよ、というのもあるんですけども、それを見に行くのにも、やはりどこの場所だという位置図がないと見当もできない、見ることもできないということなので。

経済建設委員会でこの場所とかの図面というのは、いつも配られて説明しない。場所は出せない。

ですから、いくら補正といえども、場所がはっきりしていて、わかるようなものであれば、議会のほうにぜひあらかじめ提出をしていただいて、わかるようにしておいてもらえればいいんじゃないのかなと思いますので、それは要望したいと思います。よろしく願いします。

議長（石川 修君） 答弁はよろしいですね。

14 番（沼崎光芳君） はい。

議長（石川 修君） それでは、私のほうから執行部のほうに申し上げます。

今、沼崎議員が言いましたように、各常任委員会に出されておる資料につきましては、議員の請求でなく、本会議場にも提出をするように準備をしておいていただきたいと思いをします。

会議の途中ではございますけれども、ここで、昼食のため休憩といたします。

午後は1時といたします。

午前 11 時 56 分休憩

午後 1時00分開議

議長（石川 修君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

都市建設課長には、お昼休みに大変、資料提出、ご苦労さまでございました。

それでは、そのほか質疑のある方はどうぞ。

林 昌子君。

8番（林 昌子君） ただいま議長おっしゃったように、早期の対応、ありがとうございました。

それでは、37ページの農林水産業費の水産業振興費のワカサギ稚魚の放流事業なんですけれども、この事業内容を詳しく教えていただきたいと思います。

また、これは補助事業ではありますが、一般財源から出ておりますので、当初立てかえをして、後で補助金があるのかということも、あわせてお尋ねをさせていただきます。

38ページ、先ほどの沼崎議員同様の内容にはなるかと思うんですけれども、道路新設改良事業なんですけれども、この図面は今出てきたわけなんですけれども、全体的に、パブリカはパブリカ、メガソーラーはメガソーラーという形でそれぞれで審議しているものですから、全体図がちょっと見えてきません。

というので、同じような敷地ですので、この敷地の中の、全体的に図面入るんですか。そういうもの合わせたものを、ぜひ資料提供いただきたいということをお願いしたいと思います。

それであと、関連してなんですけど、要は、パブリカのほうとメガソーラーもあわせてになるんですけれども、これは固定資産税が発生するのかなのか。

企業誘致の一環として事業を起こしていますので、本来であれば、固定資産税3年間猶予とか免除ということもあるかと思いますが、もし固定資産税等、また減価償却等が発生するのであれば、村としてどれぐらいの税金の猶予、試算を教えていただきたいと思います。

議長（石川 修君） 経済建設部長。

経済建設部長（沼崎武男君） それでは、林議員のご質問にお答えいたします。

ページ37ページ、ワカサギの稚魚放流事業、この放流事業等につきましては、毎年実施されているものでございまして、今回の補正につきましては、実は、平成23年度分でございます。

なぜかと申しますと、補助事業で当然、漁業組合等のほうから請求が来て、支出するということが当然でございますけれども、たまたまこの請求が、相手方のほうが漏れてしまったということで、今回その支払い分をお願いするものでございます。

相手方についても、請求がおくれたということで、若干日にち、年度がずれるということとは了解しているようでございますので、そういった部分で請求部分を本年度支出するということでございます。

内容的には、金額は47万7,000円というふうになっていますけれども、美浦村支部と安中支部というのがございます。

8番（林 昌子君） すみません、もう少し大きな声でお願いします。

経済建設部長（沼崎武男君） はい。それでは、内容、金額47万7,000円の内訳ですけれども、美浦村支部というのと美浦村安中支部というのが二つございます。その美浦村支部のほうに25万2,000円、それから美浦村安中支部のほうに22万5,000円ということで支出するものでございます。

それから、先ほどの沼崎議員との関連ですけれども、事業的に、パブリカは確かにこの中の整備事業の中に入っております。ただ、太陽光については、特段この中に入っているものではないです。

したがって、このパブリカにかかわるものについては、今の資料の中に書いてございまして、進入路と、あと排水路のほうがございます。これにつきましては当然、村のほうの支出もありますけれども、歳入のほうで企業の負担金というのもございます。こちらのほうも計上させていただいておりますので、お含みおきのほどお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（石川 修君） 林議員に申し上げます。現在、都市建設課長が、パブリカ、それからメガソーラーの部分についての一帯の図面につきましては、資料をとってございますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

8番（林 昌子君） 固定資産税の答えの部分。

議長（石川 修君） 固定資産税。総務部長。

総務部長（岡田 守君） 林議員の固定資産税ということで、パブリカ、またメガソーラーの部分でその固定資産について、村のほうでどういう扱いをしているかということだと思っておりますけれども、これにつきましては、まず個人からその土地を借りているということですので、あくまでも固定資産税については、その貸している方々がお支払いするというような形になるわけですが。

農地を、当然今の用地の中に農地も入っているわけですが、農地につきましては、農業委員会を掛けて、地目変更ということは今現在行っているわけですが、これにつきましては、用地が工業に用する用地なのか、工場に用する用地なのか、それとも、今の農地じゃないということは確かなんですけど、今の税務課のほうで、これを県でどういう扱いにするかというのがまだ決定していないという状況です。

ですから、それをどういう扱いにするかで固定資産税も変わってくるというようなことですので、その辺については、今の段階でどのくらいの村が収入を上げられるかというのがちょっと今お答えできるという状況じゃないということですので。

〔「固定資産についてだろう」と呼ぶ者あり〕

総務部長（岡田 守君） それは、固定資産については、ということでございます。失礼しました。

議長（石川 修君） 林 昌子君。

8番（林 昌子君） 37のワカサギ稚魚の件は、請求漏れということなんですが、今までこういうことはなかったですよ。まして、美浦支部・美浦安中支部という二支部ともに請求漏れということはちょっと不可解な内容ですので、どうしてこういうことが発生したのかという経緯を教えてくださいたいと思います。

あと、村長のお話で、固定資産、土地を貸している人が払うということは了解はするわけなんですけれども、そしたら、企業誘致として誘致して、企業から入る、村としての利益というのは余りないということですかね。

まだ試算が出ないということですので、県の扱いが決定し次第、またこちらのほうにも教えていただけたらと思いますので、また経過を見ながら報告をいただきたいというふうに思います。

議長（石川 修君） 経済建設部長。

経済建設部長（沼崎武男君） それでは、林議員のご質問にお答えします。

請求がどうして漏れたのかについては、私のほうとしてもちょっとはかり知れない部分がありますけれども、想像する限りにおいては、補助申請をしたから自動的に入るんじゃないかと錯覚されたのかなというふうに私は思います。それ以外、ちょっと考えられないですね。

この1年後やっているわけではなくて、もうことしだけではありませんので、だから、請求が漏れたということ自体が私どものほうとしては、その辺が原因なのかなというくらいしか、ちょっとお答えすることが現段階ではできません。申しわけありません。

議長（石川 修君） 村長。

村長（中島 栄君） 林議員のパブリカとメガソーラーの固定資産、これは、地権者と事業者が20年の賃貸借をしているので、土地については地権者がお支払いをすると、土地の固定資産については。

ただ、建物、それからメガソーラーもあそこに、事業者が設置をしております。これは、その事業者のほうから、固定資産として、それも当然美浦のほうには入る。ただ、工場として認めるのか。

メガソーラーの場合は、一時全体の25%ぐらいの緑地帯をつくりなさいという、最初の出だしはそうだったんですけども、今は緑地帯は1%かな、なくてもいいようなほうに変わりました。あそこに実際6億近いお金を投じて設備をしたという、そういう部分でも減価償却をしていく中で固定資産は発生をします。

メガソーラー、一つは皆さんも見学をしたと思うんですけども、美浦に事業所を置くということで、ウエストホールディングスのほうがもう、事業したところが、一つの事業所

の名前でも登録をしたということでございます。

もう一つ、11月から始まるスカイ・ソーラー・ジャパンも、美浦にそういう事業所を置いてくれるということで、それについては、美浦のほうに固定資産も含めて入ると。

リッチフィールド美浦については、ハウス、温室になります。土地自体はこれは農業なので農地ということで、多分今までと変わらない固定資産になるのかなというふうに思います。当然リッチフィールド美浦も、美浦の中に事業所を置くということで、これは一応誘致をするということで、美浦の中の企業誘致の中の減免の部分が発生すると思います。

ただ、これも20年間の契約でございますので、20年の中では、それなり固定資産的なものも発生する。また、売り上げ、事業の部分も発生してくるというふうに思います。そういう意味で、メガソーラーについては今までそういう、業種の部分がなかったものですから、どの部分に該当する、固定資産の評価、値段的なものも、どこに基準を合わせるかは、税務課のほうとも話はしているんですけども、当然、茨城県のほうでもあそこで事業をやっておりますし、どの部分になるかはわかった時点でまたお知らせをしたいというふうに思います。

議長（石川 修君） 会議の途中ではございますけれども、林議員から、資料請求がありましたので、暫時休憩といたしまして、資料を配付させていただきます。

午後1時14分休憩

午後1時15分開議

議長（石川 修君） 資料の配付が終了しましたので、会議を開きます。

林 昌子君。

8番（林 昌子君） ワカサギ稚魚の件は、先ほどのITのほうの見積もり漏れと似たような感じがするわけなんですけれど、ただ、その請求があったから支払うと。結局やっぱり村の税金を扱う者として、ただ請求があったから補正で47万7,000円を支払うというのでは、ちょっと理解しがたいかなと。

やっぱり今までにないことをやっているわけですので、やはりその理由ぐらひはきちっと確認をした上で、そういう理由であればということで支払うべきではないのかなというふうに思いますので、もうちょっとそこ、ここで言いにくい内容なのか、それとも本当に内容がただ簡単な、自然に入ると思っていたという理由で抜けたのか、その担当の人たちの認識にもよるんでしょうけれども。

やはり、ただ受けることが優しさではないと思いますので、双方ともにやっぱり生活がかかっていることですから、やっぱりそういう漁業組合のほうですか、そちらの方々もやっぱりきちっと自分の生活を維持する上でこれだけのものが入ってくると見込んでいられるのであれば、きちっと確認をすべき点ではなかったのかなというふうにも思いますので、双方の今後の関係性を維持する意味でもきちっとこういう、今後各課にもそういうことは

あり得ると思うんですが、当初予算に入っていないくて新たに請求された部分に関しては、議会のほうにもきちっと説明できるだけの理由を、きちっと把握をした上で提示をしていただきたいということをお願いして終わりにさせていただきます。

都市建設課長、本当にありがとうございました。メガソーラーとパブリカの全体図、これでわかるわけなんですけれども、すごく広い範囲の中で今後、村がこれもある程度この経過を見ていく、経営状況もあわせて見ていく内容になろうかと思います。

そういう意味で、リッチフィールド美浦に関しては、企業誘致の一環で来てくださった企業でございますので、ある程度、美浦に立地した利点というんですか、そういう補助をして、考慮していく部分というんですか、美浦だからこそこれだけの予算で運営できたというふうにある程度企業も喜んでもらえる題材にも、企業誘致の条件を出して、村も見守っていただきたいなと思うんですが、ある程度、どれぐらいの税金を美浦として負担してあげるのかという試算というのもの、ある程度、本来は積算しておくべきではないのかなというふうに思います。

ただ、今までにない業種なのでということもありますので、そういうところも先ほど重複いたしますが、ある程度の積算が出た時点で、「ああ、村としてはこれだけの税金を補助してあげるんだよ」という部分と、また、この20年間、いい関係性を持って運営できるための美浦村としてできること、また企業として、美浦村の中で営業していく上で企業が努力してくれることをある程度見きわめて、いろんな協議を重ねる中で、そういういい関係性を築ける協議を重ねていただけたらなということをお願いさせていただきます。

今後、メガソーラーに関しては、どれぐらいの資産が出るのか、固定資産で、いろんな村に入ってくる税金ですね。これは企業誘致と別ということですので、その部分もある程度明確になったときに教えていただきたいということをお願いして終わりにさせていただきます。

議長（石川 修君） そのほか、質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠君。

12番（小泉輝忠君） ちょっと教えていただきたいんですけど、地震災害に対しては、国のほうから、補助金なり助成金なりいろいろ要望されておりますけど、東京電力に対しての請求が、集落排水とかあれで雑収入として計上されているんですけど、東京電力のほうに美浦村として何か請求したりなんかそういう事実があるのか、それに対して支払いがないことか、その点をひとつ確認したいと思います。よろしくをお願いします。

議長（石川 修君） 放射能対策室、どうですか。

放射能対策室長。

放射能対策室長（飯塚尚央君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

まず歳入のところ、歳入23ページに載っております。雑入で、東京電力株式会社原子力発電所事故賠償金（過年度分）ということで102万2,000円を、雑入ということで見込

んでございます。これにつきましては、昨年の4月から11月分において、上水道及び下水道の汚泥の検査費用、放射能の検査費用ということで、東京電力のほうから請求の要請が来てございました。そういう関係で請求をしまして、既にお金のほうは入っている状況になってございます。

それから、そのほかに一般の、東京電力のほうに6市町村で請求した分につきましては、これはそういう決まり事がなく、各市町村のほうから東京電力のほうに請求をしている状況で、その状況についてはまだわかっていない状況で、当然ながら入金もされていないというような状況になってございます。

以上でございます。

〔「大体の金額は」と呼ぶ者あり〕

放射能対策室長（飯塚尚央君） すみません、ちょっとお待ちください。

じゃ、部長のほうに交代しますので。

議長（石川 修君） 経済建設部長。

経済建設部長（沼崎武男君） それでは、小泉議員のご質問にお答えいたします。

放射能に関しまして、上下水道絡み、事故分については、東電のほうから様式が交付されまして、それに記載した上での交付ということで、請求額に対してほぼ、ぴったり数字は一緒ではございませんけど、ほぼ満額ということで処理してございます。

それと、もう1点の稲敷地区6市町村の放射能対策会議というところから損害賠償の請求、これは任意の請求でございますので、まだ、それがどういった金額で認められるか、また別に出さなければならないか等については、まだ確定しておりません。ただ、平成24年6月25日ですか、龍ヶ崎地方衛生組合のほうで請求した各市町村の請求金額について申し上げたいと思います。

阿見町が23年度請求総額としまして、3,142万2,304円、それから稲敷市が4,748万5,638円、牛久市4,198万7,604円、美浦村1,339万4,255円、利根町990万5,586円、龍ヶ崎市4,101万8,245円、以上のとおりとなっております。

議長（石川 修君） 小泉輝忠君。

12番（小泉輝忠君） 今、部長のほうから説明をいただいて、上下水道や集落排水についてほぼ満額に近い請求に対しての支払いを受け、また、その後に説明をいただきました1,339万4,255円については、まだ確定はしていないということですけども、また、それがわかった時点で。

普通、我々、震災の復旧とかそういうことについては、いろいろと細かく新聞等にも出ますので理解しているんですけども、そういう東電に対して普通、このくらい請求して、このくらい来ているというのがちょっとわからなかったもので、それで質問しました。よろしくをお願いします。

以上です。

議長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第10、議案第12号 平成24年度美浦村国民健康保険特別会計
補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第11、議案第13号 平成24年度美浦村農業集落排水事業特別
会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第12、議案第14号 平成24年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第13、議案第15号 平成24年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第14、議案第16号 平成24年度美浦村水道事業会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川 修君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川 修君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川 修君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長(石川 修君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後1時32分散会

平成24年第3回
美浦村議会定例会会議録 第4号

平成24年9月21日 開議

議案

(一括上程・委員長報告・討論・採決)

議案第17号 平成23年度美浦村一般会計決算認定の件

議案第18号 平成23年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件

議案第19号 平成23年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件

議案第20号 平成23年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件

議案第21号 平成23年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件

議案第22号 平成23年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件

議案第23号 平成23年度美浦村水道事業会計決算認定の件

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第24号 工事請負変更契約の締結について

(委員長報告・質疑・討論・採決)

請願第1号 国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書提出を求める請願

(平成24年第2回定例会付託)

請願第1号 教育予算の拡充を求める請願(平成24年第3回定例会付託)

(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書

閉会中の所管事務調査について

1.出席議員

1番	塚本光司君	2番	岡沢清君
3番	飯田洋司君	4番	椎名利夫君
5番	山崎幸子君	6番	富田隆雄君
7番	山本一恵君	8番	林昌子君
9番	下村宏君	10番	坂本一夫君
11番	羽成邦夫君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1.欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄	君										
教	育	長	門脇	厚司	君									
総	務	部	長	岡田	守	君								
保	健	福	祉	部	長	浅野	重	人	君					
経	済	建	設	部	長	沼崎	武	男	君					
教	育	次	長	兼	学	校	教	育	課	長	増尾	嘉	一	君
総	務	課	長	松葉	博	昭	君							
企	画	財	政	課	長	増尾	正	己	君					

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	北	出	攻	
書					記	浅	野	洋	子
書					記	糸	賀	一	欽

午前10時00分開議

議長（石川 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。

ただいまから、平成24年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議長（石川 修君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

議長（石川 修君） 直ちに議事に入ります。

日程第1、議案第17号 平成23年度美浦村一般会計決算認定の件から、日程第7、議案第23号 平成23年度美浦村水道事業会計決算認定の件を一括議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、小泉輝忠君。

決算審査特別委員長（小泉輝忠君） 平成23年度美浦村決算認定の7議案について、特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、平成24年9月11日、本会議において設置され、同日、議案第17号 平成23年度美浦村一般会計決算認定の件から、議案第23号 平成23年度美浦村水道事業会計決算認定の件の7議案が委員会付託となりました。

特別委員会は9月11日、9月18日の2日間開催をいたしました。

9月11日の特別委員会では、正副委員長の互選を行いました。指名推薦により、決算審査特別委員会委員長に、私、小泉輝忠、副委員長に、羽成邦夫君が選任されました。

9月18日の特別委員会では、議案第17号 平成23年度美浦村一般会計決算認定の件から、議案第23号 平成23年度美浦村水道事業会計決算認定の件の7議案について審査を行いました。

審査の結果、議案第17号 平成23年度美浦村一般会計決算認定の件から、議案第23号 平成23年度美浦村水道事業会計決算認定の件、全7議案は、全員賛成により、認定するものと決定しました。

以上の結果を、美浦村議会会議規則第41条の規定により報告いたします。

議長（石川 修君） 委員長報告が終了しました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため、省略いたします。

これより、日程第1、議案第17号 平成23年度美浦村一般会計決算認定の件の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定するものでございます。

本案は、委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第18号 平成23年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第19号 平成23年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものでございます。

本案は、委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第20号 平成23年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第21号 平成23年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものでございます。

本案は、委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第22号 平成23年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第23号 平成23年度美浦村水道事業会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第8、議案第24号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

議案の朗読いたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

議長（石川 修君） 提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（中島 栄君） 改めましておはようございます。

定例議会の再々会議の出席、大変ご苦労さまでございます。

それでは、議案第24号 工事請負変更契約の締結について、説明申し上げます。

本議案は、平成23年度繰越明許事業、美浦村立安中小学校耐震補強及び改修工事契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づく契約であり、その変更契約であることから、議会の承認を求めるものでございます。現契約者と変更契約を締結してよろしいか、ご審議をお願いいたします。

変更の内容といたしましては、追加工事による契約金額の増額でございます。

一つは、体育館の照明交換工事であります。体育館の耐震工事に伴う現場詳細調査により、照明器具の腐食が探察され、直ちに落下の危険はありませんが、今後そのおそれが見

込まれることから、本改修工事に合わせて、追加実施するものであります。なお、維持管理のしやすさ、ランニングコストの軽減を考慮し、LED照明を採用いたします。

もう一つは、本工事で撤去予定の送風機ダクト断熱材に、新たにアスベストが含まれていることが判明したため、その除去工事にかかわる追加経費でございます。

また、耐震工事に伴い設置した校舎足場より詳細に調査したところ、予想以上に外壁仕上げモルタルの浮き上がり・ひび割れが見られたため、これらの落下防止工事箇所の数量増・正門前の水たまり解消のため、アスファルト舗装工事並びに耐震工事中に発見された消防設備等の不良箇所修繕工事でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（石川 修君） 直ちに質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第9、請願第1号 国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書提出を求める請願（平成24年第2回定例会付託）を議題といたします。

請願第1号は、本年第2回議会定例会において、厚生文教常任委員会の閉会中の継続審査としていたものであります。今般、委員長から、請願第1号の審査終了の報告を受けております。

委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長、小泉輝忠君。

厚生文教常任委員長（小泉輝忠君） 請願第1号 国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書提出を求める請願の審査の結果について、ご報告申し上げます。

厚生文教常任委員会は、平成24年第2回定例会において、当委員会に付託されました請願第1号を審査するため、9月12日午後1時より、委員会を開催いたしました。

平成24年6月13日の常任委員会時同様、美浦村だけではなく、他の市町村が国へ要望していけば、制度の見直しがあるのではないかと。そして、その動向を見ながら美浦村としての結果を出したほうがよいのではないかとという意見が出されました。

採決の結果、請願第1号 国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書提出を求める請願については、不採択とすることに決しました。

議長（石川 修君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、請願第1号 国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書提出を求める請願（平成24年第2回定例会付託）を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

請願第1号 国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書提出を求める請願（平成24年第2回定例会付託）を採択することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長（石川 修君） 挙手はありません。

よって、請願第1号 国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書提出を求める請願（平成24年第2回定例会付託）は、不採択とすることに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第10、請願第1号 教育予算の拡充を求める請願（平成24年第3回定例会付託）を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長、小泉輝忠君。

厚生文教常任委員長（小泉輝忠君） 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願の審査の結果をご報告申し上げます。

厚生文教常任委員会は、本定例会において当委員会に付託されました請願第1号を審査するため、9月12日午後1時より委員会を開催しました。

この請願書は、提出者 茨城県教職員組合 高野富二男氏外64名。紹介議員、山崎幸子議員です。

委員より、これからの教育では、1人1人の子どもに丁寧な対応をとることは時代の流れであり、それに伴い1学級当たりの学級規模を少なくすることは、各市町村でも推奨されていくことであろうという意見が出されました。

採決の結果、請願第1号 教育予算の拡充を求める請願につきましては、採択すること

に決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

議長（石川 修君） 委員長の報告が終了しました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択することです。

この請願は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第11、発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

議長（石川 修君） 提案者の説明を求めます。

小泉輝忠君。

12番（小泉輝忠君） 先ほどは教育予算の拡充を求める請願について、満場一致で採択されましたことに対し、敬意を表します。ありがとうございました。

つきましては、意見書の件でございますが、ただいま事務局が朗読したとおりでございますので、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（石川 修君） 直ちに質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定いたしました。

議長（石川 修君） 日程第12、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

この件につきましては、各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出があったものです。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川 修君） 異議なしと認め、さよう決定しました。

議長（石川 修君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第3回美浦村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時27分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 石川 修

署名議員 小泉輝忠

署名議員 沼崎光芳

署名議員 塚本光司

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 1 号)

平成 24 年 9 月 11 日 開会

1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
- 2) 特別副委員長の互選

1. 出席委員

委員長	小 泉 輝 忠 君
副委員長	羽 成 邦 夫 君
委員	塚 本 光 司 君
"	飯 田 洋 司 君
"	椎 名 利 夫 君
"	山 崎 幸 子 君
"	富 田 隆 雄 君
"	山 本 一 恵 君
"	林 昌 子 君
"	下 村 宏 君
"	坂 本 一 夫 君
"	石 川 修 君
"	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席委員

委員	岡 沢 清 君
----	---------

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	北 出 攻
書記	浅 野 洋 子
書記	糸 賀 一 欽

午後 1 時 45 分開会

議会事務局長（北出 攻君） それでは、ご苦労さまです。

本日は、委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、美

浦村議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、坂本委員が年長の委員でありますので、臨時委員長をお願いします。

臨時委員長（坂本一夫君） ただいま事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから決算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時決算審査特別委員長の職務を行います。委員長の互選までご協力よろしくをお願いします。

本日の会議を開きます。

臨時委員長（坂本一夫君） ただいまの出席委員数は、13人でございます。

ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

臨時委員長（坂本一夫君） これより決算審査特別委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算審査特別委員長の互選は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

臨時委員長（坂本一夫君） 指名推選とのことでございますので、委員長の互選の方法は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時委員長（坂本一夫君） 異議なしと認め、委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

指名推選の方法により、私が指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時委員長（坂本一夫君） ご異議なしと認め、小泉輝忠君を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

臨時委員長（坂本一夫君） 異議なしと認めます。

よって、小泉輝忠君が委員長に当選されました。

ありがとうございました。

それでは、委員長と交代をいたします。

委員長（小泉輝忠君） それでは、再開いたします。

これより、決算審査特別副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算審査特別副委員長の互選の方法は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 指名推選とのございますので、決算審査特別副委員長の互選は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） ご異議なしと認め、副委員長の互選の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名推選の方法により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） ご異議なしと認め、羽成邦夫君を副委員長に指名いたします。ただいまの指名にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） ご異議なしと認めます。

よって、羽成邦夫君が副委員長に当選されました。

委員長（小泉輝忠君） 以上で、決算審査特別委員会を散会します。

なお、次回の決算審査特別委員会は9月18日午前10時から開催しますので、よろしくお願いいいたします。

ご苦労さまでございました。

午後1時50分散会

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 2 号)

平成24年9月18日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第17号 平成23年度美浦村一般会計決算認定の件
- 2) 議案第18号 平成23年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件
- 3) 議案第19号 平成23年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件
- 4) 議案第20号 平成23年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件
- 5) 議案第21号 平成23年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件
- 6) 議案第22号 平成23年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件
- 7) 議案第23号 平成23年度美浦村水道事業会計決算認定の件

1. 出席委員

委員長	小泉輝忠君
副委員長	羽成邦夫君
委員	塚本光司君
"	岡沢清君
"	飯田洋司君
"	椎名利夫君
"	山崎幸子君
"	富田隆雄君
"	山本一恵君
"	林昌子君
"	下村宏君
"	坂本一夫君
"	石川修君
"	沼崎光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄	君
教	育	門脇	厚司	君
総	務	岡田	守	君
保	健	浅野	重人	君
経	済	沼崎	武男	君
教育次長兼学校教育課長		増尾	嘉一	君
総	務	松葉	博昭	君
企	画	増尾	正己	君
税	務	石橋	喜和	君
収	納	中澤	真一	君
住	民	大竹	美佐子	君
会計管理者兼会計課長		古渡	和夫	君
福	祉	秦野	一男	君
健	康	堀越	文恵	君
国	保	桑野	正美	君
保	育	川崎	記子	君
児	童	宮本	きみ子	君
都	市	池延	政夫	君
経	済	仲内	秀夫	君
生	活	坂本	敏夫	君
放	射	飯塚	尚央	君
上	下	青野	道生	君
生	涯	増尾	利治	君
美	浦	小泉	俊子	君

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	北	出	攻
書					記	浅	野	洋
書					記	糸	賀	一
								欽

午前10時01分開議

委員長(小泉輝忠君) それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

付託されている案件は、お手元の議事日程のとおり、議案第17号から議案第23号まで、各会計の決算認定7議案となっております。

なお、執行部からの説明は、議案上程の際にいただいておりますので省略いたします。議事に入ります前に、起債関連の資料の説明を企画財政課長より行います。

企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） おはようございます。

私の方から、先日、総務常任委員会の中で監査委員さんの決算審査意見書がございまして、その意見書の中で起債関係の質問がございましたので、それで今回、資料を提出させていただきます。

監査委員さんの意見書に、「一般会計及び特別会計」というところなんですが、「起債残高も年々増加し、一般会計で53億7,000万円、特別会計で56億6,000万円、合わせますと110億3,000万円となり、備品も含め、今後償還財源の確保が大変になってくると思います」という文章がございました。それで、総務常任委員会の中で、この起債残高について、今どれくらいあるのかというようなところですので、そちらの表をまとめてございました。

まず初めに、1ページでございます。会計別の起債残高表でございます。こちらの15年から平成23年度までは、今までの実績を明示してございます。下の段の23年度末、これが監査委員さんが決算しましたところでございます。一般会計で53億7,000万円の元金と、あと特別会計がでございます。農業集落排水事業・公共下水道事業・水道会計事業という特別会計がでございます。それを合わせますと、110億3,700万の元金ですね。これが残高表でございます。

今までの推移を、平成15年から見ていただきますと、やはり毎年起債を起しております。事業を行っているところは、補助裏に対しまして起債を起してございますので、毎年度見ていただきますと、どうしてもふえているというような状況になってございます。これがあくまでも23年度末でございますので、24年度末、25年度末というようなところで、30年度末まで書いてございます。

これについては、23年度末ですので、それを返済していったところの残高ということになりますので、今後、24年、25年、事業会計をやっているところは新たな起債が発生しますので、その場合には、これに載るといような形でございます。1枚目がそういう数字的なものになってございます。

2枚目をお願いしたいと思います。2枚目は、1枚目のところを見やすいように、会計別の残高をグラフで示してございます。一番下の緑につきましては、一般会計の元金と。あと紫が一般会計の利子というところで、右端に色の説明がございまして、それで見ていただきたいと思います。あくまでも23年度末が基本となっておりますので、24年度以降は、元利償還していますので減っているというようなことになろうかと思っております。

次のところをお願いしたいと思います。A3の2枚目になってございます。これが、先ほどの起債の中の一般会計の部分だけを引き抜いてございます。こちらが、平成20年から平成47年まで、ちょっと長いんですが、明示してございます。それで、もう既に23年度ま

では、こちらは実績になってございます。その24年度以降については、一般会計で返済していくものになってございます。横軸はそれなんです。

それと、事業名のところを見ていただきますと、起債もいろいろ分かれてございますので、一般公共、次に学校教育施設整備、一般単独、厚生福祉施設、財対債、減税補てん債、あと、臨時財政対策債というようないろいろな事業名ごとになってございます。参考に、一番下の「内容」というようなところがありますが、この今借りているところの大まかにいいますと、一般公共でいいますと、土地改良・かんがい排水事業・農免道路整備事業等になってございます。

学校教育施設整備については、これは学校関係で、中学校の改築、あるいは今やってございます耐震関係、そちらの方が学校教育施設になってございます。あと一般単独、これは各起債メニューに該当しない事業ということになってございます。あと、厚生福祉施設については、デイサービス等の厚生福祉施設になってございます。

財対債、こちらが学校関係整備中の一部、これは学校教育施設の方で借りられなかったものの一部を、財対債というように借りられるようになっていきますので、そちらをお借りしてございます。あと、県貸付金、これについては、美浦中学校の建設の実施設計のときに充てているということになってございます。

以上のことが、各事業名ごとに分かれていますので、この事業名はどうしても国の制度上、起債の対象というようなことになっておりますので、それぞれに分類してございます。

私どもの方では、一般会計の部分だけですので、一応そういう形で、今後の償還の金額、これを見ていただきたいなというところでまとめてございます。

よろしく願いいたします。

委員長（小泉輝忠君） ありがとうございます。

はい。

委員（林 昌子君） ご説明ありがとうございます。

あらあらわかったんですけど、昨年、公債費一覧表という、そのまた細かいのをいただきました。こちらの方が、事業別がわかったり、借入先がわかったりと、いつから発生しているものかとか、そういうものが具体的にわかるものですから、こちらの資料もご用意していただけたらありがたいんですけども、いかがでしょうか。

委員長（小泉輝忠君） はい。

企画財政課長（増尾正己君） わかりました。じゃ、なるべく早いところでまとめるような形で、資料として提出いたします。よろしく願いします。

委員長（小泉輝忠君） 林委員、よろしいですか。はい。

暑い場合は、適宜、上着を脱いでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

委員長（小泉輝忠君） 議案第17号 平成23年度美浦村一般会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

山崎委員、どうぞ。

委員（山崎幸子君） 99ページの12番の施設開設準備経費助成特別対策事業費とありますけど、この施設開設とは何の施設になるのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

委員長（小泉輝忠君） 挙手をしていただいて答えていただきたいと思います。

福祉介護課長。

福祉介護課長（秦野一男君） ただいまの質問ですけれども、事業報告の42ページでございます。これにつきましては、小規模老人ホームを設置する事業者に対して補助するものでございまして、ごらんのとおり特別老人ホーム「リバージュ」に対しまして、県10分の10の補助事業となっております。

委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） わかりました。ありがとうございました。

委員長（小泉輝忠君） 山本委員。

委員（山本一恵君） 同じく99ページの、私、前からこれは質問しているんで申しわけないんですけども、ヤクルトのことなんですけども、ひとりぐらしの老人愛の定期便事業委託料です。

事業報告のところにも載っていましたが、今回は利用者が2人ということで載っております。福祉計画の方にも毎年3人、4人、5人とか、本当に一けたで、少ないです。実際70歳以上でひとり暮らしという方は、65歳で389人ぐらいいると思うんですけども、もっといっぱいいらっしゃると思うんですね。それで、あと緊急通報とか配食サービスも受けていらっしゃる方がいますけど、その人数から比べると非常に少ないんですね。以前、何か「乳製品は嫌いだ」と言う人がいると言いましたけども、そんなにいっぱい嫌いなのか不思議ではないんですけども。

このPRの仕方、あるいは、これはいろんな市町村でもやっている事業ですけども、ヤクルトさんの方では、水戸支店では、敬老の日にはその方に1人ずつ訪問して花束をあげているという記事が毎年載ります。美浦村は2人しかいなくてすごく寂しい思いがするんですけども。

実際、今後、見守り体制というのは非常に大事になってくる事業だと思うんですけども、あるいはこの事業をこのまま続けていいのかがどうかという点も踏まえ、見直しが必要なのか、ほかにこれにかわるようなものが、効果的な事業が考えられるかとか、いろいろあると思うんですけども、今後、この事業をどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

予算は6万7,000円となっております、実際、今は2万2,000円、まあ2万3,000円ぐらい

使っているんですけども、この辺、予算もある程度人数を組んでとってあると思うんですね。ですから、どういうふうに啓蒙しているのか、その辺も伺いたと思います。

よろしくをお願いします。

委員長（小泉輝忠君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（秦野一男君） 山本委員が言いますように、確かに断られるという部分はあるんですけども、見守り体制を考えたときには、これだけでは当然不十分な部分もございますし、社協の方で行っている配食サービスも含めて、見守りに関しては大変重要なことだと思っております。

70歳以上のひとり暮らしの高齢者のヤクルトですけども、人数の方はちょっと私、把握していなくて申しわけないんですけども、現在、事業実績にありますように、利用者2名ということですので、さらなる啓発を考えていきたいと思えます。

委員長（小泉輝忠君） 山本委員。

委員（山本一恵君） 質問の中で、どの時点で、この70歳以上の方にPRというか、こういうのがありますよと、そういうお知らせをしているのか、そのところもお聞きしたいと思えます。

委員長（小泉輝忠君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（秦野一男君） これは、地区の民生委員さんとかを通じて申請をもらっているところがございます。

委員長（小泉輝忠君） 山本委員。

委員（山本一恵君） 民生委員さん、各地区にいる民生委員さんが、お一人お一人、70歳以上のひとり暮らしの方に、1軒1軒、配食及びこういういろんなサービスのときに、あわせてヤクルトもお知らせしているんでしょうか。人数の、余りにも違いがあるものですから、その辺を確認したいんですけども。

委員長（小泉輝忠君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（秦野一男君） 強制的に押し売りのことをできませんので、申請に基づいてやっております。

委員長（小泉輝忠君） 山本委員。

委員（山本一恵君） こういうものは押し売りではないと思うんですけども、ただ、本当に今後、どんどんこういうひとり暮らしの方がふえる中で、やっぱり見守り体制というのはこういう部分でも、ヤクルトさんを通じてそういうのも、企業の方を巻き込んでのそういう事業も今後は必要ではないかと思えますので、これはぜひとも事業の見直しも含めて、今後このやり方だとずっとこういう2人とか3人、福祉の計画にはずっと3人とかその人数でずうっと来ていますので、やっぱりその辺は努力して、こういうやり方がいいのか、あるいはほかの方法の見守り体制がいいのかというのを、あわせて検討していただきたいと思えます。その辺、村長、ちょっと一言お願いします。村としての考えを。

委員長（小泉輝忠君） 村長。

村長（中島 栄君） 独居の方の見守りということで、実はヤクルトだけじゃなくて、コープの方からも地域によく、まとめ役の方のところに配達・配送をされるときに、そういう情報をぜひ村の方とも連携をとって、伝えていきたいというふうなことをコープの方からもありました。

できるだけ自治体の中でつかめる情報と、日々いろんな宅配の中で、そういう情報が即座に入る部分も含めて、大事なものですから、できればそういう形の中で情報もいただきたいという話はしてございます。

将来的には、郵政も民営化になりましたので、やっぱり郵便受けにいつも独居の方のところを把握していただいて、郵便物がたまっていたり、また新聞をとっているところで、新聞が新聞受けにたまっているということもあろうかと思えます。そういう意味では、自治体の中、そしてまた各地域の区長さん、班長さんがなかなか把握できない部分を毎日新聞、ヤクルトもそうですし、コープの方の配送も含めて、地域の情報を的確にとらえられて連携がとれるようなものは、これは構築していかなければならないというふうに思っております。

ですから、要請のあるヤクルトさん、またコープさん以外で、郵政の方ともいずれはそういう関係を結んでいきたいなというふうには考えております。

委員長（小泉輝忠君） 山本委員、よろしいですか。

岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 決算審査意見書の方で、「23年度の経常収支率が前年度の84.6%から90.9%となり、」という表現がありますけれども、昨年の決算審査特別委員会での22年度の経常収支比率が、前年度90%台から84.6になったということで、その理由は、地方交付税と臨時財政対策債がふえたことによるという説明を受けたんですが、23年度については90.9%。これは数値が上がっているからといって、必ずしもその年の重点事業というのがありますから、必ずしも悪くなったという見方をしているわけではないんですけれども、84.6%から90.9%となった主な理由というか要因というものを教えていただきたいと思えます。

委員長（小泉輝忠君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） 経常収支比率が上がったというお話だと思うんですが、これについて細かい資料がちょっと手元にございませんので、後で回答したいと思います。よろしくをお願いします。

委員長（小泉輝忠君） 岡沢委員、よろしいですか。

委員（岡沢 清君） 後ほどよろしくをお願いします。

委員長（小泉輝忠君） ほかに質疑ありませんか。

林委員。

委員（林 昌子君） 53ページ、総務費の04職員管理費に関連することだと思うのですが、実は、事業報告書の中の2ページ、職員研修ということで、自治研修とかメンタルヘルズ講座とかいろんな講座に職員が研修に行かれているようなんですけれども、この支出というのはどこに出ているのか。ここなのか、どこなのか、ちょっとお示しいただきたいと思います。

委員長（小泉輝忠君） 総務課長。

総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、職員研修につきましては、総務管理費のところで、ちょっとお待ちください。

すみません、ページ数53ページで職員管理費の中の19の負担金補助及び交付金の中の負担金として、職員の共同研修と、それから稲敷広域消防と二つ、自治研の方とありますので、含めて36番の稲敷地方広域職員研修、この中に入っております。

委員長（小泉輝忠君） 林委員。

委員（林 昌子君） 了解いたしました。6万1,300円ということで。

現実、今、小学校のいじめとかそういうことでも取り上げられておりますけれども、一般社会人も、いろんな部分で心のケアが必要になってきております。そういう意味でこういう研修というのはすごく意味があるかなと思うのですが、メンタルヘルズとか管理者のためのメンタルヘルズセミナーを修了している方が1名、1名ということで、こういう部分はもう少し膨らましてもいいのではないかと思うのですが、実際、職員が本当に気持ちよく、有意義な仕事ができるような環境整備の中にこういう研修はもうちょっと充実させられたらと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

委員長（小泉輝忠君） 総務課長。

総務課長（松葉博昭君） ただいまのご指摘、確かに近年、メンタル的なもの、それからそういう、メンタルヘルズ、それから精神的なものについて、近年かなりふえてきております。

今後、そういうところを強化していくということで、現在、今後考えております。管理職を含め、それから一般職も毎年毎年、こういう研修に参加していただければなと思っていますので、今後そういうメンタル的なものを含め、研修の方を充実させていければなと思っています。

委員長（小泉輝忠君） 林委員。

委員（林 昌子君） ぜひ、こういうものを導入した時点で、そういうこともある程度加味して計画していただけたらありがたいと思ひまして、今、課長の答弁で了解はさせていただきます。

その上になりますけれども、今は負担金でしたけど、その上の13の委託料で、13の人事評価制度構築支援業務委託で49万3,500円で、当初予算の23ページに、人事評価の予算が53万6,000円で計上されておりました、この差金はどういった理由かを伺います。

委員長（小泉輝忠君） 総務課長。

総務課長（松葉博昭君） この人事評価につきましても、現在、22年度から施行しているわけですがけれども、日本マネジメント協会というところに委託をしております。

年に4回ほど実施しておりますけれども、これもやはり委託の契約のときの差金が出まして、実際は4回をして、この値段に落ちておりますので、その差金になっております。

委員長（小泉輝忠君） 林委員。

委員（林 昌子君） 了解をいたしました。経費削減されてよかったかと思うんですが、実際にその人事評価制度を22年度より導入いたしましたして、そういう効果というものほとんど出てきているのでしょうか、よろしく願いいたします。

村長、よろしく願いいたします。

委員長（小泉輝忠君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは、林委員の年4回ということで、その評価としては上がっているのでしょうかということだと思います。

当然、それぞれ職員も、管理職も、それぞれ自分の半期、1年間、どのように目標を立てて業務をこなしてきたかという部分でも、自己評価、そして、上司の評価、そして最終的に部長の評価というふうな形でやってございます。そういう意味では、ある程度、本人が一所懸命やっていますよという評価の部分と、上司が見た評価、そしてまた、総合的に庁内または全体的から見た評価を加味した時点でやってございます。

きょう、職員はいないわけなんですけども、各部署の自分の持ち分の中で一生懸命やっているという評価を受けている方は、それぞれ何人かは、同じような評価を与えて、上がってくる方もおります。そういう職員の考え方も含めて、今、先ほどのメンタル的なというふうな話もありました。実際、定年を迎える前にことしも途中で、勸奨退職でやめられた方がおります。

そういう意味では、今、村の方でも産業医を置いて、各課ごとにそういう産業医との調査をしていただいて、先ほどメンタル講座は1人なんですかという議員の質問もありましたけども、本人の人事評価のところに至る前の精神的な部分も含めて、1人しかいないというのがいいのか悪いのかといたら、いない方がいいぐらいのところなので、実際はその前でケア、いろんな部分に対応できるのが一番いいのかな、それも含めて人事評価を入れながら、産業医を入れて調査をしていただきながらやってございます。評価は、取り入れた時点からでは大分、職員のスキルもアップしてきているのかなというふうに見ております。

委員長（小泉輝忠君） 林委員。

委員（林 昌子君） 村長の目から見ると、スキルアップは着実にされているというふうに評価されているようではありますけれども、その評価の中身ですね。確かに、職員がお一人お一人自信を持ってやっていけるのには、やっぱりある程度輝いてというか、意欲

を持ってやっているというか、そういう部分も多少評価に値するのかもしれませんが、実際、仕事量の実績に対しての評価だけを見ているのか。それとも、住民対応する接客、すごく住民が困っているところを微に入り細に入りやったださる職員もいます。

実際に自分の窓口相談に来て、それと関連することを、それこそグループ化だと思っんですが、本当に横の連携で、何を質問していいかわからない状態に来ている住民もいます。そういうところを、自分の担当以外のところにも関連する情報を提供してくれる職員もいます。だから、やはりそういう意味ではどれだけ住民に対するサービス精神、住民の側に立った対応をしてくれているのかという、そういうところも私は評価に値すると思っんですね、利用者の立場からしますと。

だから、そういうところも仕事量の実績だけではなくして、そういうところもきちっと精神的な部分とかそういう対応の仕方、日常の笑顔で対応するとかそういう、はきはき対応するとか、そういうようなところもその評価に入っているのかどうかをちょっとお尋ねさせていただきます。

委員長（小泉輝忠君） 村長。

村長（中島 栄君） わかりました。それは当然、住民対応は、自分の仕事だけをできるだけじゃなくて、住民の対応、コミュニケーションをきちっととれるというのが、かつ必要な部分でありまして、よその市町村を歩きますと、大概、玄関を歩いていくと、総合窓口案内というのがあるんですね。

実は、美浦村もないわけじゃないんですね。看板だけはあるんです。住民課のところ。これは、慣れていて、常に庁舎を利用したり、役場のところに顔を出している方は、自分の用事がどこの課に行けば大丈夫なのかなというふうな、住民の判断でもう真っすぐ意図する課のところに来られる方もいるかと思っんですけども、なかなかどの課で何を扱ってくれるのかというのがわからないのが、ほぼ8割以上の村民が多分そうであろうかな、というふうには私も思っます。

よその自治体では、そのような総合窓口で、入口でちゃんと仕分けをして、どの課に、こういう方が担当ですよというのを説明していただくと、より、その課に行っても、だれに聞くのかわからないという部分では、いろんなタイムロスがなくてスムーズに対応ができるだろうなというふうには思っております。

そういう意味では、美浦村にはそういう看板はあるんですけども、それを仕切るべき人がなかなか今のところ置いていなかったのが、これは、住民サービスには、祭日営業をやるというよりも、通常の営業日のときに、そういう対応は美浦村の中でも絶対必要だろうというふうには私個人では思っております。できれば、そのような窓口対応をして、職員のある程度負担も軽減ができるかなというふうには思っます。

その日、何々課の職員は、きょうは休み・きょうは出ている、というのがすべてわかっていれば、その方のところに来た人は、かわりにこの方が対応できるんだということを窓

口の方が全部把握できていれば、何々課の何々係のこの人に聞いてくださいと言うと、スムーズにその課に行って対応ができるので、これも一つの住民サービスの向上であるというふうに思いますので、今、スキルアップも大事なんですけども、そういう住民とのコミュニケーションをとる部分は、ロスをなくすためにも考えていきたいというふうに思います。

委員長（小泉輝忠君） 林委員。

委員（林 昌子君） 本当にやっぱり住民の側に立った、どうやったら住民に喜んでもらえるか、どうやったら、住民の人が気持ちよく庁内でいろんなものを、知恵を、吸収して帰っていただけるかとそういう一つのアイデアだと思うんです。それも、やっぱりある程度人事評価の中に入ってくるのではないのかなと思うんです。

旧態依然ではなくして、何度も言いますが、かつて沼崎部長があそこで立っていていただいた、あれは本当に喜んでいただけていたんです。それが継続されなかったことがとても住民としても、「何でなくなっちゃったんですか」というお声もいただきました。

ですので、そういうところをやはり継続して、いいものはどんどん継続していくというか、そういう意識も持てないような部長さん・課長さんの集まりということの方が、逆に私は人事評価を取り入れている中で、どこまでそれが本当に評価対象になっているのかなということが懸念されるものですから、こういう質問をさせていただきました。ですので、何とか関連にはなってしまいますけれども、総合窓口対応、ぜひ配置をしていただけたらと思います。

また、もう必要関連ですけれども、ついででございますので、役場が水曜日も遅くまでやっていただいておりますよね。なかなか広報で一回周知しただけでは、皆さん認識されていません。

広報の中にある地域では、毎回の広報に、庁内のあいている時間とかそういうものを、小さい字かもしれませんが、毎回載せているところがあるんですね。そういうのも一つの親切かなという気もいたしますので、行政が努力してやっている部分はもっともっとアピールしていいかなというふうに思いますので、そういう広報活動の方もぜひあわせて検討いただけたらと思います。村長、いかがでしょうか。

委員長（小泉輝忠君） はい、村長。

村長（中島 栄君） 周知をするということで、単発的でやるということじゃなくて、常に広報紙の中に「水曜日は毎週7時までやります」とか、そういうものは常に、単発でなくずっと載せておくべきということで、初めて周知ができるんであるというふうに、今おっしゃられたことは、なかなか聞いたことは意外とすぐ忘れてしまいますけど、見たやつも、なかなか住民もずっと頭に入っているんじゃないんですね。毎月毎月来るそういう広報を見て、結構、水曜日はやるんだな、というのが、長く広報の中で知らしめられると、住民が意識的にもう頭の中に入っていたいただければ、広報に入れなくてもわかるように

なるぐらいまで出していくというのが住民サービスだろう、ということだと委員の方の意見だと思えます。

ぜひ広報の方とは詰めまして、一番見やすいようなところ、一番表か一番最後のところに載せた方が、周知はできるかなというふうに思います。そういうこともちょっと広報の方と相談しながら、できるだけ周知をしていけるようにいたします。

委員長（小泉輝忠君） 林委員。

委員（林 昌子君） 村長の言われたこと、ぜひ実現されますことを切に願うばかりであります。

ということで、広報活動ということで、55ページですね、決算書の55ページに、ちょうど広報活動が載っておりますが、改めまして印刷製本代が167万8,365円で計上されておりますが、当初予算では295万5,000円だったんですね。もしかしたら、これは入札差金かなという気はいたしますが、実際に説明書を見ますと、4月から11月で6,050部で、12月から3月で6,150部と部数がふえているんですね。ということは、見られる方がふえたのかなという気はいたしますが、多くしていてもこれだけ経費削減されたこと自体は、敬意を表するわけでございますが、それであれば、多少なりともページ数をふやし、より住民参加型の広報とか、なるべく日ごろなかなか見てもらえないんだよと言って嘆いて終わるのではなく、見てもらえる広報紙にするためのそういう企画、そういう部分は今後どのようにお考えなのか。

私は、こうやって削るのであれば、多少なりともページ数を広げて、住民の人が興味を持つような記事とか、そういうふうなことも考えてもいいのではないかと思います。その辺の構想をお聞かせいただきたいと思えます。

委員長（小泉輝忠君） 総務課長。

総務課長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、広報につきましては、本当に多くの方々に住民1人1人に見ていただくという意味では、本当にベストセラーということになっております。

できれば、本当になかなか個人の方で見られない方というか、若干そういう形でありませぬけれども、広報の内面のあり方についても、マンネリ化しているところも若干あることは事実です。ただ、なかなか広報の内容を変えていったりというか、新しいところで新しいシリーズをつくるとかというところでの試行錯誤は、現在行っております。

それから、この金額についてですけども、こちらは昨年、削っているわけじゃありませんので、実際に広報紙の冊数とか、それから昨年地震の関係なんかもありましたんですけども、そういうところでの若干の、全体1年間を通して見ると、金額的にもその辺については抑えられたのかなというところはございます。

今後も広報につきましては、1人でも多くの方が見やすく、情報が確実にわかるような内容で今後も作成していければなということで、今後も日々推進、検討していきたいと

思っています。よろしく願います。

〔「入札差金か」と呼ぶ者あり〕。

総務課長（松葉博昭君）　そうです。

委員長（小泉輝忠君）　では、椎名委員。

委員（椎名利夫君）　林さんが先ほど質問しました人事評価関係なんですけど、人事評価を給与の方に反映できないかどうか、その辺をお聞きしたいと思ひまして。

私のいた会社では、人事評価を点数化しまして、70点以下の場合が3年続きますと、役職者の場合は降格で、給与関係では、1年に4号俸上がるところが2号俸とか、その点数によってまるっきり上がらない場合もありますし、そういう人事評価を使っていたというか、ありましたので、ただ、地方公務員の場合は、そういうことはできないのかどうか、そこまでちょっとお聞きしたいなと思ひまして質問しました。

委員長（小泉輝忠君）　村長。

村長（中島　栄君）　人事評価の、美浦の中では評価をしたところでは、何号俸でというそういう部分の上げ方まではしていないんですけども、今、賞与についてはもうやってございます。これは、その年度において人数はまちまちでございすけども。

もし、評価をしたというのを全体的に知らしめるということじゃなくて、本人を個別に呼んで、こういうことで評価を受けていますということで、賞与に関して反映をされていますよと。また逆に、業務上でいろんな失敗をしたり、ある程度訓告的な部分であった方は、減額をさせていただきます。これも個人的に呼んで本人にだけ通知をさせていただきます。

金額的なことは案分でやっていますので、本人からしてみれば、本人にだけ通知をしますので、本人だけがわかるということで、ほかの人はわかっておりません、その金額等については。

委員長（小泉輝忠君）　椎名委員。

委員（椎名利夫君）　ありがとうございました。結局、そういうふうに反映させれば、職員の方も、成績のいい人はどんどんボーナスも普通の人より1.0なら、1.5もらえるとか、そういうなりがあると全然やる気が違うと思うので、ぜひともどんどん進めていってほしいと思ひます。

例えば、セクハラなんかもピタッとその評価で出してくれば、自然と反映されますので、そういう職員の意識も違いますし、ぜひとも。

ただ、一つ注意、私の方としては、課長さんによって、かなり甘いとかいろいろあると思うんですよ。そこら辺は村長、ピチッと最終評価していただけるようにということでもよろしく願います。

委員長（小泉輝忠君）　村長。

村長（中島　栄君）　これについては、毎年、自分なりに目標を立てて、それが目標に対してどれだけ達成ができるか、できたか。自分の評価、そして上司の評価、先ほども言

いましたけど、あと総体的に部長の評価も含めて最終的な判断をします。そういう意味で、自分の課だけが突出してそういうふうになるということはありません。最終的な部分は、どの部から見ても、この人の仕事は的確によくやっているね、というのが最終的な評価の判断基準にもなってきます。

そういう意味で偏った評価の仕方はしていないつもりでありますので、全体的なところから見て、それから、住民の方からもいろんなところでアンケート等も来ております。この課にはいろいろよくやってくれていますねというような話も、そういう声も聞こえてくるところもありますし、この方にお世話になりましたというような住民の方からの文書もいただいたりしておりますので、そういうことも踏まえて、住民に平らにサービスを供給するというのを常にやっているかということが、選ぶ一つの基点にもなるのかなというふうに思います。

委員長（小泉輝忠君） 椎名委員、よろしいですか。

委員（椎名利夫君） はい、ありがとうございました。

委員長（小泉輝忠君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） それでは、岡沢委員のご質問の件で申し上げたいと思います。

経常収支比率の前年度の違いというところだと思います。それで、大きく違いますのは、前年度と、これは歳出の方で申し上げます。歳出の方で大きくふえましたのは、議員年金、こちらが4,100万ほど、改正がございましてふえてございます。

それと、退職者が6人ございます。そちらの人件費ですね。

それと、性質別でいいますと委託料なんですが、予防接種等の委託料、あとはホープ作業所への委託料、それと介護保険特別会計・後期高齢者連合の繰出金、これが主にふえたものでございます。これで1億6,000万ほど前年度と比較するとふえています。

それと、経常収支を出すのに、今度は歳入があるわけなんですけど、そちらが前年度と比べますと減っているものがございます。これは約1億1,000万ほど減っています。内容としましては、税収入、大体3,200万、あとは譲与税交付金、あとは交付税、それと大きく減額していますのが臨財債です。こちらが大きく減ってございます。

ですから、こちらの税収で減って、交付税でふえたりとかありますので、相殺すると1億1,000万の減になります。ですから、歳出の方で1億6,000万ほどふえていまして、あと歳入の方で1億1,000万ほど減っていますので、やはりこの関係で、経常収支比率が数字的には大きくなって、悪くなったというようなことになろうかと思えます。

委員長（小泉輝忠君） 岡沢委員、よろしいですか。

岡沢委員。

委員（岡沢 清君） ただいまの説明、大まかに言いますと、歳出がふえて、それは経常経費の分でふえたと思うんですけども、歳入が減ったということなんですけども、もと

もと地方交付税の算定というのは、基準財政需要額から基準財政収入額、予想した金額で地方交付税が出ると思うんですけども、今言った退職金とかあるいは委託料とかの経常経費で増額になった分は、当初予算よりも結果的に支出が大きかったからということですか。それとも、もともと当初予算でそれだけのものを見込んでいたということなんですか。

委員長（小泉輝忠君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） 今のご質問なのですが、当初予算に含まれていたのかということなのですが、先ほどの議員年金につきましては、当初予算には組み込んでございません。国の制度が変わったものですから、これは緊急的なものでございます。

あとは、退職者については、定年の方はわかっていますが、あと途中でやめられた方がおりますので、そちらは臨時的な形ですね。

あとは、ホープ作業所とか予防接種、予防接種については6月の定例ですか、その辺で村が先行的に予防接種を入れたところがありますので、そういうものは当初予算には考えていなかったということかと思えます。

あと、税収につきましては、こちらは確定しないとわからないところがございまして、本算定というんですか、固定資産税・民税、確定になったところの調定で変わってきますので、こちら若干不明確なところがあったということだと思います。

委員長（小泉輝忠君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） ただいまの説明で理解することができました。いずれにしても、質問のとき申し上げましたけれども、経常収支比率が例えば84点幾つ台から90に上がったからといって、財政が、運用が悪かったとか、予算の見込みが狂ったとかそういったことを考えて質問していたわけではございませんので、念のため参考に聞かせていただいたということですので、理解させていただきました。

委員長（小泉輝忠君） 岡沢委員、よろしいですか。はい。

次、質疑のある方、おりますか。

山本委員。

委員（山本一恵君） 決算書の183ページの適応教室事業費がございましてね。この中身なんですけども、事業報告書には109ページにその適応指導教室というのがあるんですけども、実績としてこの事業報告の中に、利用者の人数とか、その前の子どもの教育相談室には、いじめとかそういう具体的なものがあって何件とあるんですけども、この適応指導教室の実際の中身、何名の方が今いらっしゃるのか、あるいはどういう内容なのかというのを事業報告にできれば載せていただきたいんですけども、そういう内容は今わかりますでしょうか。

委員長（小泉輝忠君） 教育次長。

教育次長（増尾嘉一君） 山本委員ご質問の、適応指導教室の方の相談件数、これはご指摘のように、108ページから109ページにかけて事業報告書の中に載せてあるとおりなん

でございますけれども、教育相談の件数が合計35件ということで、延べ人数ということで35件になりますけれども、この内容がダブっている方がいるかどうかというのは、ちょっと手元に資料がありませんので、自分ちょっとわからないんですけども。

一つは、ちょっと質問の趣旨とは違ってきちゃうかもしれないんですけども、今回の一般質問の中で教育長が答弁しておりますように、平成16年からこの適応指導教室の方を始めておりまして、教育長が説明しましたように、ことしの4月の段階では、不登校が1人もいなくなってきたというようなことで、大変この事業自体の成果というのはあらわれてきていると思っております。

それで、今度は逆に、減らすのではなくて、1人でもそういうことが出ないように、予防という意味での、今、活動をしているという状況でございます。

それで、数につきましては、最初に申し上げたようにちょっと把握しておりませんので、これは資料的には、下におりればすぐに出てくると思います。ですから、資料の方は後ほど配付させていただくということにさせていただきたいと思っております。

委員長（小泉輝忠君） 山本委員。

委員（山本一恵君） ありがとうございます。じゃ、資料提供を後ほどお願いしたいと思っております。

今のいじめの問題とかいろんな問題、本当に子どもの抱える問題、先生の抱える問題もそうですけど、ありますので、ぜひこの辺もその成果、数字だけでは追っても成果とはならないかと思うんですけども、一応、事業報告という中ですので、その辺もわかるようにしていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

委員長（小泉輝忠君） それでは、質疑の途中ですけれども、ここで暫時休憩といたします。20分から再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

午前11時07分休憩

午前11時20分開議

委員長（小泉輝忠君） それでは、休憩前に引き続き、会議を始めます。

山本委員。

委員（山本一恵君） 引き続き、先ほどの適応教室の実績報告いただきまして、ありがとうございました。今後、差し支えなければ、こういうのも事業報告に掲載をお願いしたいと思っております。

関連というか、先ほどちょっとまだ質問途中だったんですけども、決算の211ページ、幼稚園遊び場づくり事業費465万、かなりな金額をお使いになって立派な園庭をおつくりになったと思うんですけども、事業報告には124ページ、1行さらっと、「園庭作り記録冊子作成」しか載っていないんですけども、できれば、まだ私たちもこれから視察で見たいと思うんですけど、何も写真も見えていないし、こんな立派なのをつくったというお話だけなの

で、できれば、この冊子を議員に資料提供としていただきたいのと、その経過がもし、今後、本当はここにそういう園庭づくりの経過がここに書いていればとても、それで済むことなんですけども、冊子、資料提供をいただけますでしょうか。

委員長（小泉輝忠君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） 冊子ですけども、全議員に渡しているはずなんですけど、渡っていませんか。もらったよね。全議員に14部、全部渡してあるはずなんですけど。

委員（山本一恵君） 入園式に行っていないから。

教育長（門脇厚司君） そうか、入園式の時に渡したのかな。

じゃ、もらっていない方、どのぐらいいますでしょうか。

〔「文教厚生はもらっているんです」と呼ぶ者あり〕

教育長（門脇厚司君） 文教厚生はもらっているんですね。

卒園式か入園式のときに出席した方には全員渡しているんですが。

じゃ、もう一度手を挙げてくださいますか。7人。

じゃ、早手配いたします。

委員（山本一恵君） よろしく願いいたします。

教育長（門脇厚司君） 必要なのは、また、複数差し上げますから。

委員（山本一恵君） 複数……。

教育長（門脇厚司君） P Rをしていただけるとありがたい。

〔「全員いただきたい」と呼ぶ者あり〕

委員（山本一恵君） すみません、全員だそうです、すみません。

教育長（門脇厚司君） そうですか。

委員（山本一恵君） 複数あれば。

教育長（門脇厚司君） 複数持っている人は。

委員（山本一恵君） ほかの方にも、こういうすてきなのができたんだよということが P Rできますので、よろしく願います。

教育長（門脇厚司君） ぜひ P Rをお願いしたいと思います。

委員（山本一恵君） 本当にこれだけの予算を使っていますので、今まで全部、苦労話というか記録が載っていると思うので、よろしく願います。

委員長（小泉輝忠君） はい。

教育次長。

教育次長（増尾嘉一君） 先ほどの子ども相談室の適応指導教室の資料の方なんですけども、ちょっと資料の中身を説明したいと思います。

教育相談の方なんですけども、相談件数については、延べで、合計のところを見ていただきますと174件。本人が来ているもの、あと親御さんが来ているものを含めまして、延べで174回の相談件数があったということです。

それから、相談内容の方は、これが事業報告書の方に載っている数字と合ってくるわけなんですけども、35件ということで、1年間の間で、例えば、いじめとか交友関係で1となっていますけども、この方が例えば教育問題でさらに相談に来られたということであれば、1人の方が2回来ていてダブってしまっているということなんですけども、普通に考えると、この35件というのは、35人というふうに読みかえてしまってもほぼ数字的には間違いはないと思います。

それから、適応指導教室なんですけれども、これについては、開設が162日、光と風の丘公園の方でやっております。それから、美浦中のだんだんルームの方は199日で、これに入級した子どもたちは、6名というようなことになっております。

それから事業報告書の方で、これらの内容なんですけども、事業報告書の方は、この裏のデータというのはたくさんあると思います、各課で。そういうことで、そういうものをすべて載せていくと事業報告書自体がすごいページ数になってしまいますもので、この資料を載せること自体は簡単なんですけども、その辺も全体の方、ページ数の関係も、企財の方でこれを取りまとめているから、相談して、来年以降こういうものを載せていくかどうかは、ちょっと検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

委員長（小泉輝忠君） 山本議員、よろしいですか。

はい。

それでは、質疑のある方、どうぞ。

山崎委員。

委員（山崎幸子君） すみません、今のことに関連してなんですけど、いじめに関して、一般質問のときに、答弁でいじめの件数はどんどん減ってきているということで、それで、「その内容は把握しているんでしょうか」とお聞きしたときに、「内容は聞いておりません」とおっしゃられたので、その辺は内容もきちっと把握していただきたいと思います。

委員長（小泉輝忠君） 教育長。

教育長（門脇厚司君） 学校だけじゃなくて、教育委員会が把握してほしいということですね。

はい。じゃ、そういう議員からの要請があったことを伝えて、できるだけどんな細かいことでも教育委員会に報告するようにいたします。

委員長（小泉輝忠君） 山崎委員、よろしいですか。

委員（山崎幸子君） はい、よろしく願いいたします。

委員長（小泉輝忠君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 決算書での10ページ、11ページなんですけども、11ページの方に不用額ということで、それぞれの金額が載っています。

この不用額に関しては、私が昨年12月議会で、特に農業集落排水と公共下水道会計の方

で不用額がそれぞれ30%、40%台の不用額があると。もっと積算の精度を上げて不用額を減らすべきだと質問させていただきました。

そして、その結果、その両方の、農業集落排水事業特別会計・公共下水道事業特別会計については、22年度のそれぞれ半分になっているということですので、確かに一般質問のときの答弁では、特に農業集落排水事業等では、いつ、ポンプとかそういったものがおかしく故障するかわからないと。それから、使用料収入についても、その時点その時点での確につかむのは難しいという答弁をいただきまして、確かにそのとおりだなあと思ったところ、結果的には半分の金額になっているということで、努力されたということで評価させていただきたいと思います。

それで、11ページに載っている各科目ごとの不用額なんですけども、先ほども言いましたとおり農業集落排水事業とか、あるいは土木費とか、震災の影響ということもありますし、予測のつかない支出に備えて予算確保ということもわかるんですが、例えば総務費でいいますと、不用額の総額が1,985万1,286円で、一番その中で多いのが総務管理費の1,270万9,848円と、それから教育費なんですけれども、教育の方では不用額の総額が2,875万299円で、その次の次の13ページにそれぞれ、小・中学校、幼稚園等の各金額が書かれていますけれども、総務管理費あるいは教育費において予測されない収入・支出とか、当初予算で把握できない不用額、つまり余ったお金が出るというのは、それぞれどういった性格のものなのか、別に具体的な事項でなくてかまいませんので、こういったたぐいのもので不用額が生じるといった程度の説明で結構ですので、お願いしたいと思います。

委員長（小泉輝忠君） 教育次長。

教育次長（増尾嘉一君） 教育費の方からちょっと申し上げたいと思うんですけども、議員さんの手元には配付していないんですけども、予算執行状況の明細書というのがありまして、各項目ごとで予算額に対して残額が幾らですという表があるんですけども、自分も分析していて、どの項目で大きなものがどこの項目で残っているかということはちょっとそこまで見ておりませんで、ちょっと時間をいただいて、大きなものだけ拾い出してみたいと思いますので、後ほどまた答弁させていただきたいと思います。

委員長（小泉輝忠君） 岡沢委員、よろしいですか。

委員（岡沢 清君） いきなりお聞きしてしまってますみませんが、なるべく早い時期に金額で、具体的・個別的に、これでこれだけ、こういう事情で余ったとかという、そこまで説明を求めているわけではありませんけれども、先ほど申しましたように、農業集落排水であれば、施設管理費の方で予測が難しいという性格の会計というのはわかっていますが、例えば教育費とか総務管理費では、なぜそういった不用額というものが出るのが、そういう傾向というか、大体こんなことだとわかれば、私は結構だと思いますのでよろしくお願いします。

委員長（小泉輝忠君） 企画財政課長、もしくは総務課長ですか。

総務課長。

総務課長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問ですけれども、総務の方につきましては、総務費の中で1,980万強ということで数字が出ております。これにつきましては、給与関係、一般管理費から含めて、監査委員の費用まで全部含めたところでの金額でちょっと幅広くなっておりますけれども、一つ一つあれなんでしょうか。

一つ一つ、ちょっと幅が広いものですから、大変申しわけないんですけれども、これにつきましてちょっとお時間をいただきまして、ここを調べてお答えしたいと思います。

委員長（小泉輝忠君） 岡沢委員、よろしいですか。

石川委員。

委員（石川 修君） それでは、私の方から、村税の徴収関係についてひとつお願いしたいと思います。事業報告並びに監査意見書の方で村税の方も、個人村民税は前年度を上回っている、微増ではあるけど上回っているというふうに書いてございます。それからまた、監査の意見書では、44市町村の中で増減順位で第3位という実績を上げているということでございまして、大変収納課の職員の皆様方のご苦労には敬意を表するものでございます。

中澤収納課長も4月に赴任したばかりで、この23年度の事業についてはあれでしょうけれども、職員とそれから非常勤職員にも、よく頑張ったと褒めてあげていただきたいと思います。ただ、これに甘んずることなく、滞納整理につきましては、納税者とそれから期限内に納付している人の公平性もございまして、今後ともご尽力をいただきたい、このことをまずお願いを申し上げます。

それと、特別職と管理職が年2回滞納整理を行っておると思いますけれども、そこに村長が、納税者のところへ行って徴収をしているということを知りまして、村長はいわゆる選挙で当選したこともあって、滞納者が支持者であったり、いろんな部分があると思いますけれども、できれば、村長は滞納整理に行くんじゃなくて、庁舎内で構えていただいて滞納の整理のことを把握していただきたいなというふうに、私は個人的にそう思っておりますけれども、収納課長はどのように考えておりますか、ご答弁願います。

委員長（小泉輝忠君） 収納課長。

収納課長（中澤真一君） ただいまの私ども、特別滞納整理と呼んで、年に2回、計画的にとり行っております。何年ほど前ですか、管理職滞納整理という呼び名もしていたようです。その中で収納対策委員会を開きまして、その中で、これまですべての管理職ということで、都合がつけば村長・教育長も参加していただいて、全管理職参加ということでやってまいりました。

細かい交渉を現場でされるのではなく、こちらで説明会で内容をある程度決めまして、できるだけ役場の方へ来てもらう。徴収するのが主ですけども、収納課と納税の方法について相談するというのが主な建前でございます。今のご意見、どかんと村長はこちらで待

機して、その場その場での、もしトラブル・異議申し立てがあれば、本部へというような体制。

今の段階でやっていることは、収納課は現場に出ておりません。役場に待機しまして、現場から連絡を待つような格好。毎回数件の電話、来庁者、データの調査、数件でございますが、ございます。昨年度なんかの実績では、今のところ順調に行っているのではないかなと思われまます。1回目をやり、2回目のときには、前回の反省点も踏まえまして対策委員会を1カ月前に開いております。

もう24年度第2回の対策委員会も決まりましたので、そこに向けて、ただいまのご意見を検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（小泉輝忠君） 石川委員。

委員（石川 修君） 前向きに検討していただくことはもちろんですけれども、担当部長、それから村長個人にも、その辺のことをちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（小泉輝忠君） 総務部長。

総務部長（岡田 守君） ただいまの石川委員のご質問でございますけれども、特別滞納整理、年に2回行っているわけですけれども、全担当の管理職が特別に滞納整理をするといったところで、この取り組みというのは、要するにそういう滞納を許さないと。必ず村としても何回でも足を運ぶんだよ、といったところを滞納者の皆さんに見せて、そのとき取れなくても、これはもう、「結局、村としては見過ごすことはしないんだ」といったことをわかっていただくといった部分でも、非常に大事な取り組みだと思っております。

そういうことで、今、石川委員の、村長はどかっというようにことでお話をいただきました。前は村長は出ておりません。村長は中で待機をしてですね。

〔「出ました」と呼ぶ者あり〕

総務部長（岡田 守君） すみません、大変失礼しました。出たそうでございます。

次回からそういうことは、村長は本部にどかっ座っていただきまして、我々が現地に足を運ぶと。それで課長が直接の交渉をするというようなことで取り組みを今後続けてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

委員長（小泉輝忠君） 村長。

村長（中島 栄君） 石川委員の方から、担当部長、そして村長ということなんですけれども、今、収納課の方は、県の租税債権機構の方を経験した方、そして県の収納、税務の方が1人と結構、今、1人、1年目なんですけれども研修に行っています。いろんなところで評価を、県の方から職員の評価も来ております。そういう意味では、法律の勉強も一緒にこうして、やってきているということで、職員の意識が大分変わってきております。

そういう意味では、法にのっかってきちんと対処をしているということで、実際は今、こういうような今の社会情勢、経済情勢が悪い中なんですけれども、収納率を上げてきております。

そういう意味では、現年度、ことし課税されたものがある程度、金額小さいうちに収納率を高めていただければ、過年度分が少なくなっているというような考え方をもって、収納課では課長、先ほどお話ししましたけども、一所懸命やっているなという評価も、私は見ておりますし、それは数字もそれなりに上がってきていることは、本当に他の課の模範になるぐらいやっけていただいているのかなというふうに思います。

同じ職員の意識の中では、住民から余り喜ばれるような場所、職場ではないというふうに思いますけども、これは全体的に物事を考えるということであれば、管理職、課長、部長もそうであるし、私も先頭に立ってやってくださいよということですと、もう何年ぐらいやっているかな、やってきております。

そういう意味では、確かに今、議長が話をされたような部分の住民からも、「何だよ」というような話を私、直接住民から言われたこともございます。そういう意味では、果たしてどういう対応の仕方が一番いいのかなと。なかなか私が行くと、私に対しては文句を直接なかなか言えない部分、ただ職員だけだと、意外と職員に対してはかなり強い口調で納税者の方から言葉が出てくる場合もあります。たまたま、「何だ、うちへ来たのかよ」と言って、なかなか納税者の人も、滞納整理に行って、言いたいことも言えないような部分もあるような、仕方ねえなあというような部分が見受けられるところもあります。その辺は、担当課の方とか、あとは管理職の中で話をしてみても、相談をしてみたいというふうに思います。

委員長（小泉輝忠君） 石川委員。

委員（石川 修君） ありがとうございます。

滞納整理につきましては大変エネルギーを使うわけでございまして、ここにおそろいの執行部の皆さん方には大変でございましょうけれども、地道に滞納整理をやっけていただいで、滞納整理が向上するように、私からも皆様方をお願いをします。

以上でございます。

委員長（小泉輝忠君） 総務課長。

総務課長（松葉博昭君） 先ほどの岡沢議員からのご質問のところでの、不用額のところでの内容なんですけれども、総務費におきましては、一番大きいところで総務管理費というところ、それから、徴税費というところでの金額の不用額がふえております。これは、個別のところの49ページからなんですけれども、ここを見ていただくと、これは積み上げたものにはなっております。細かいものも含めてなんですけれども、主に給与の関係、それから職員に対する手当の関係が大きくかかわっております。

その中で特に、時間外の関係とか細かいところで一つ一つ手当の関係で、ちょっと減額の見込みがなかなかつかなかったところでの差がでてきているのかなということだと思います。

徴税の方も含めまして、72ページの方にありますけれども、こちらも同じく職員の関係のところとなっております。やはり手当の関係、時間外、いずれにしましても減額につき

ましては、最終減額のところで当然見込みである程度減額をしていく、見込みで出すものでありますけれども、その辺について、若干見込み不確定なところでの減額のところがちょっとできなかった面での額が不用額として残ってきているのかなということであると思えます。よろしく願います。

委員長（小泉輝忠君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） 私の方からは、予算関係を取りまとめております企画財政課ですので、こちらの方からの今までのやり方につきまして、一応報告のような形で申し上げます。

やはり不用額というのは大分大きくなっていますので、毎年なんです、12月の補正予算、あとは3月が最終補正ですので、ここいら辺で支出の見込額を出していただいたところで、減額すべきものは減額というふうになってございます。

でも、なかなか見込まれないものもございまして。これはやはり光熱水費とか。光熱水費については若干変動がございまして、これがなかなか見込みが難しいと。あとは施設の修繕ですね。どうしても故障しちゃうとなかなか業務に差し支えると。特に役場そのものがコンピューター化になっておりますので、これは修繕とか、あとは点検とか、そういうものにつきましては、若干ちょっと余裕を持っているような想定のところになってございます。

やはり学校の教育費につきましても、小学校が3校、中学校1校、幼稚園等もございまして、やはりそちらの光熱水費ですか、こちらの方がなかなか見込みがつかないというふうなところで大きく不用額が生じているのかなというふうに考えてございます。

ですから、24年度の予算の中も今までどおりにはなってしまうんですが、やはり不用額をなるべく出さないで有効に予算執行に当たるといふようなところを、今まで以上にちょっと力を入れながら3月に向けてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思えます。

委員長（小泉輝忠君） 教育次長。

教育次長（増尾嘉一君） 教育費関係の不用額なんですけども、幾つか見てみますと、例えば決算書の179ページの委託料、委託料で229万7,855円、委託料なんかは一般論で申し上げれば、多分入札差金のために残ってきたというものだと思います。

それから、185ページでいえば需用費で252万5,579円、これは今、財政課長からもありましたように、光熱水費とかそういうことでの、最終的には減額をしないでそのまま残ってしまったと、見通しがちょっと難しいものもあって落とせなかったということだと思います。

それから、187ページに行きますと、これが一番ちょっと大きな数字かなと思って見てみただけなんですけども、工事請負費4億3,300万に対して、不用額が550万出ております。これは木原小学校の耐震補強工事の、これも入札差金だと思います。あと、この不用額のところ

全部、教育費の方をずっと見てみますと、50万から100万ぐらいの不用額がずうっと出てくるわけです。

それで、学校の方でなかなか最終の決算額の見込みがつかなくて落とせないという部分もあると思うんですけども、詳細に見ていって、明らかに3月でも余るといふか不用額として残るものというのは、多分この2,800万の中でもあったと思います。そういうものについては、今年度から先ほど企画財政課長が申しましたように、12月の補正、あるいは3月の補正の中で不用になったものについては減額をしていくという方向で、予算の執行の方は完了し切っていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（小泉輝忠君） 岡沢委員、よろしいですか。

委員（岡沢 清君） ただいまの説明で納得できました。

いずれにしても不用額については、例えば予算歳出全体の例えば10%、20%とか、極端に言えば30%を科目の中で超えるということであれば、それはちょっとどうしていたのかなという観点がありますけれども、私の場合は別に、これだけ不用額が出ていて積算の精度が悪いんじゃないかとか、そういう趣旨ではありません。

ただ、先ほども申しましたとおり、前回、農業集落排水事業特別会計と公共下水道についてはこういった説明を受けたということで、また、ほかの教育費とか総務費ではどういった傾向があるのかなということで知りたかったということで質問させていただきました。大体、と言ったら失礼ですけども、今の説明でわかりましたので、この質問についてはさらに細かい説明は求めません。

委員長（小泉輝忠君） それでは、質疑の途中ではございますけれども、昼食のため、1時まで休憩といたします。

午前 11時54分休憩

午後 1時00分開議

委員長（小泉輝忠君） それでは、休憩前に引き続き、会議を始めます。

初めに、企画財政課長の方から提出した資料についての説明をお願いいたします。

企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） それでは、お手元にお配りしました資料の見方について、ちょっとご説明したいと思います。ホッチキスどめで二つになっているかと思えます。

それでは、資料の見方を申し上げます。一番左端に「区分」とございます。こちらが、農林水産とか、あとは消防、教育というような分類になってございます。

あとは、「事業名」というようなところがございます。これについては、その年度年度に予算化しました起債で借りております事業名になってございます。その隣が「借入先」でございます。あとは「借入額」、これが起債で借り入れている金額でございます。あとは、

「借入利率」「借入方法」「借入許可年度」という形になってございます。

それで、とじてあるものの見方なんです、これはエクセル表でつくってありますので、1ページ目が昭和61年、あとは平成2年というのが1ページ目、その続きに次のページになってございます。かなりエクセル表が大きいものですから、分割して出してございます。

償還につきましては、元金・利息・合計ということで、その年度の金額の合計になってございます。

それと、1枚目、とじてあるものは全部同じですので、2枚目につきましては、教育費の残りの部分、それと減税補てん債から載ってございます。やはりとじ方としては同じですので、昭和61年から、一番最後のページが平成39年までというふうになってございます。

それと、2枚目のホッチキスのところの一番下の余白に数字が載っていますが、こちらはちょっと気にしないでほしいと思います。なぜかと言いますと、既に償還し終わったもの、平成19年で終わっていますよというようなものもあるんですが、それはもう期限済みですので、それは明示してございません。このエクセル表の計算上、そこまで計算するよという指令、合計になっていきますので、一応そこまでは含まれておりませんので、ちょっと一番、余白の数字は気にしないでほしいと思います。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（小泉輝忠君） わかりました。

今度、質疑で質問するときは、挙手をして、確認してからよろしくお願ひしたいと思ひますので。

質疑のある方、ありますか。

林委員。

委員（林 昌子君） だんだん眠くなる時間ではありますが、しっかりと研さんしてまいると思ひます。

57ページ、財産管理費の庁舎管理費の委託料の02保守点検委託料の38、エアリウム保守管理委託料の9万6,600円、これは単純にどういうものかちょっと教えていただきたいと思ひます。

それと69ページ、総務費、交通安全対策費の03交通安全施設整備事業費の中の15工事請負費の中の13交通安全施設とか警戒標識等のカーブミラー・ガードレール等ですね。この決算が122万9,550円となっております。当初予算においては、717万の予算を組んでおりまして、マイナス600万なんですけれども、この事業内容を見ますと、いろいろ街灯の方もLEDにしていくという内容のことが明記されておりますけれども、現実、この600万のマイナスの要因と、あと、現在、防犯灯のLEDが何基設置されているのかをちょっとお尋ねさせていただきます。

あと、161ページの商工費の商工振興費、02の事業の中の委託料で、01緊急雇用創出事業

委託料でございます457万1,841円、当初予算ですと591万6,000円ということで、実際ちょっと減額になっておりますけれども、この事業内容を教えていただきたいと思っております。

以上3点、よろしく願いいたします。

委員長（小泉輝忠君） 総務課長。

総務課長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問の第1点目ということで、エアリウム保守管理委託料ということで、このエアリウムというものは、たばこ、喫煙のとき、1階のところに喫煙所を設けてあります。そこに置いてある煙を吸い取る装置のことです。館内に設置してあるものでございます。

以上です。

委員長（小泉輝忠君） 生活環境課長。

生活環境課長（坂本敏夫君） 防犯灯・水銀灯の設置工事費につきましては、当初予算では、97万円ですよね。それを68万2,400円というようなことです。

LEDの基数につきましては、四、五基設置してあります。その四、五基というのは、壊れた部分を新たにLEDにするというようなことで。それから新規設置につきましても、10基程度、新規設置はしております。

以上でございます。

委員長（小泉輝忠君） あともう1個、もう1件あるのかな。

委員（林 昌子君） もう1件の前に、今の生活環境課長、交通安全カーブミラーとかそういうもの122万ですけど、当初予算からすると600万の減額になっているかなと思うので、その内訳をお願いします。

生活環境課長（坂本敏夫君） カーブミラー、交通安全施設に関しましては、予算額は110万円ですよね。

委員長（小泉輝忠君） 生活環境課長。

生活環境課長（坂本敏夫君） すみません、交通安全施設の工事請負費につきましては、当初予算額が110万円でございます。それで、支出につきましては、122万9,550円ということで。

あと、事業報告につきましては、27ページに載っておりますように、カーブミラー設置とその他もろもろでございます。

以上でございます。

委員長（小泉輝忠君） 経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） それでは、161ページの商工振興事業費の業務委託料について説明をいたします。この事業につきましては、国の緊急雇用対策事業でございますして、商工会に委託をいたしまして、地元商工業の調査、発掘並びに商工会のホームページの随時更新等を行った事業でございます。

以上でございます。

委員（林 昌子君） 最後の方、ちょっと聞こえなかったの。

委員長（小泉輝忠君） 経済課長、何か聞き取れなかった部分があるということです。再度お願いします。

経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） じゃ、もう一度説明をいたします。

こちらの委託料でございますけど、国の緊急雇用対策事業でございますして、地元商工業の調査、発掘並びに商工会のホームページ、こちらの随時更新等を行った委託料でございます。

以上でございます。

委員長（小泉輝忠君） 林委員。

委員（林 昌子君） 最初、57ページのエアリウム保守管理委託料は了解をいたしました。ありがとうございました。

69ページは、私の予算書の説明書の見方が違ったのかもしれないんですけども、そうすると、逆に交通安全施設整備事業が、本来であれば717万だったのが1,566万に繰り上がっている形になっていますね。当初予算よりも大分ふえたというふうに認識してよろしいのでしょうか。

あと、最後の商工会は、結構高額になりますけれども、現実、その中で一番予算がかかっているのはホームページの更新になりますか、ホームページの更新には、そんなに予算はかかっていないのでしょうか、よろしくをお願いします。

委員長（小泉輝忠君） 経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） ホームページの更新でございますけど、金額につきましては、229万3,470円がかかってございます。

以上でございます。

委員長（小泉輝忠君） 生活環境課長。

生活環境課長（坂本敏夫君） 交通安全施設整備事業費で1,566万297円と大きく増額しているというようなことなんですけど、この理由としましては、防犯灯関係の光熱費、電気料が上がったためによるものでございます。よろしくお願いいいたします。

委員長（小泉輝忠君） よろしいですか。はい。

次、質疑のある方、どうぞ。質疑ありませんか。

沼崎委員。

委員（沼崎光芳君） まず質疑の前に、この事業報告書を配っていただいたんですけども、製本が甘いのか、ちょっとばらばらになってきちゃうので、私のやつね。そしてあと、議案書もそうだったんですけども、ちょっと製本が甘いのかなということで、議案書も私のやつは、ばらばらになっちゃったのもあるし、だれかの議員さんの中には、何か反対、逆さまになっていたというのもあるみたいで、ちょっとその点を、執行部の方では注意し

てもらって、やっぱり議会に提出してもらおう資料なので、もうちょっとその辺をしっかりやってもらいたいと思います。

私の方からは、人材育成事業の中で、事業報告書で、これは毎年やっているやつなんですけども、「少年のつばさ」事業ということで事業費447万幾らということでやっているわけですけども。

今、新聞報道等で尖閣の問題等がありまして、前々から議会の中からも、今後この事業に対しては、中には行き先を変えた方がいいんじゃないかとか、いろいろな意見が出ていました。今後も、この状況がどういうふうに変っていくかわかりませんが、村としてはどのように考えているのか、その辺をお聞きしたいのと、あと、同じ25ページ、茨城県の主催事業の協賛事業ということで、「いばらき若者塾」、「ハーモニーフライトいばらき」、「江戸崎総合高等学校北海道体験学習事業」ということで、ここ数年、余り参加者がいないということで、この件に関してももう少し村として力を入れていくべきではないのかなと思うんですが、その点についてお伺いをしたいと思います。

委員長（小泉輝忠君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは、人材育成という中で、もう20年以上も中国桂林市臨桂県と中学生の交流事業をやってきましたけども、途中、SARSとかいろんな問題で取りやめた年もあるんですけども、今回は、この尖閣に関してはかなり異常なところがあるのかな。

これについては、以前にも違う交流先を見つけてはどうかという話も協議をされてきたところがございます。そういう意味では、多分ことし来る年になっているんですが、多分、今の時点では今年度中には来ない。来年度にというような話も担当の係のところにもメールが来ているそうでございます。そういう意味では、こういう事態が多分起きるとということになると、かなり影響が出てくるだろうということも予想しておかなければならないと思います。そういう意味で、行ける年の子どもたちはいいいけども、行けなくなったときということになりますと、子どもたちにも年度によって変わってしまうということで、村としても、また学校と相談しまして、ぜひ交流先をある程度確保しておかなければならないというふうに思います。

ただ、新聞・テレビ等で見てみますと、きょうが一番激しいだろうというふうに言われておりますけども、全体的なことで見ると、日本でももう何十年も前に起きた大学の闘争事件、そういうような部分が中国の中に見受けられて、要するに中国の指導体制の中に不満を持つ部分の矛先が日本の尖閣に向けられているというふうに認識している人も中にはいるみたいで、実際、向こうにあるイオンとか日本の日系企業が不慮に被害に遭っている。ただし、向こうの新聞等ではそういうことを載せていない。日本のそういう事業所が被害に遭ったとか、それから、日本人がけがをしたというようなことは、一般の向こうには報道がされていないというのは、ちょっと国自体がかなり偏った部分で、日本をあおって

るのかなというのは、私個人の中の考えでは思うところがたくさんあります。

そういう意味でも、そういう部分が見え隠れする国といつまでもというわけにもいきませんので、できれば学校側と相談をして、海外といわず、できれば今、沖縄で普天間問題が大分、安保条約の中で持ち上がっておりますけども、今の若い中学生の中でも普天間を見てみたり、そういう日本の中の実情も踏まえて、できれば夏休みの部分で行ってはいるんですが、そういう連携がとれるようなところを模索できれば、考えておく必要はぜひあるだろうなというふうには思っております。

私が今言ったのは、沖縄が果たしていいか悪いか、また、英語圏とかそういうところも踏まえて、事前に調査をして安全で安心な部分というものが国を通して、アジアの中、違う国に対してもできれば、ぜひ協議をしてまいりたいというふうに思っております。ぜひそういうことは、これから考えなくてはならない部分だなというふうに思っております。

委員長（小泉輝忠君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） 私の方から、茨城県の主催事業の協賛事業のところでも申し上げます。

まず初めに、「いばらき若者塾」でございます。これは、以前は「青年の船」というようなことで、もう何十年も茨城県の事業というようにやってきましたんですが、何年か前から名称をかえてきておりますので、今のところ「いばらき若者塾」というようなことで、茨城県の方がホームページ等々に掲載してございまして、村につきましても、広報紙等で掲示はしてあるんですが、なかなか希望者の問い合わせとかそういうものがないというのが現状でございます。

続いて、「ハーモニーフライト」、これは、以前は「婦人のつばさ」事業というようにことで県でやっていた事業ですので、これも何年かごとに名称をかえてございます。やはりこの事業も、広報紙等でPRはしているんですが、なかなか外国に行くということもありますので、なかなか希望者がいなかったというふうになります。

最後の「江戸崎総合高等学校北海道体験学習事業」でございます。これは、江戸崎総合高校が、北海道にあります牧場に研修のような形で、希望の子どもさんが牧場の研修というように10日ぐらいだと思ったんですが、その日程で行くという事業でございます。本村からの参加者というのは、ここ何年もちょっとなかったような形でございます。

以上が、茨城県の主催事業の協賛事業の内容でございます。

委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

委員（沼崎光芳君） はい、すみません。「少年のつばさ」事業に関しては、今の村長の答弁で、全くそのとおりだと思うんですが、私も海外に限らず、国内でもいいですけども、やっぱり安定的にこれから交流のできる場所というものを真剣にやっぱり考えていかなければならない時期なんじゃないかなと思うんですけども、今の報道等ありますように、ここへ来てやっぱり中国に対する不信感というかそういうものもかなり大きくなってきて、

そういう国と、今まではいい関係も持ってきたんですが、こういう状況になっていますので、ぜひともほかの部分で検討できれば、しっかりと検討していただいて、先ほど村長が言われたように、空白の期間がないように、継続的に行けるように早く検討してもらって、次の候補地を選んでいただきたいと思います。

あと、いばらき若者塾と、ハーモニーフライトと、江戸崎総合高校の北海道の体験事業ということで経過はわかったんですけども、募集していますよということなんですけども、じゃあ、その募集をして集まらないので、もうちょっと、村として呼びかけをどのようにしていくのかというのを聞きたかったんですけども、そういうのはないんですか。

委員長（小泉輝忠君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） 江戸崎総合高等学校の方は、これは学校の事業というようなことになってございます。ですから、生徒さんが学校に申し込みまして、それで市町村、美浦の生徒であれば美浦の方に連絡が来まして、それで、参加者がいますよというようなことで受けておりますので、主導的には総合高校の方が事業を展開しているのかなというふうになっています。

あと、そのほかの若者塾とかハーモニーフライトにつきましては、今のところ、みほ広報等によるものかなというふうに考えてございます。

茨城県の方も、県のホームページ上では募集はしておりますので、要項等もそこにありますから、村のホームページでも載せるような形ではやっておりますので、なかなかいろんな団体というわけにはちょっといきませんので、一応そういう形のもので一般的に募集はしているという形のものでございます。

委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。北海道の体験学習事業ということで、これは学校がやっていますということで、決算とはちょっと離れてしまうんですけども、やはり村としても、この美浦村も少なからず農業が主体の村でございますので、私の同級生の中にも、やっぱり北海道の牧場へ体験に行ってきた、それはこの事業を利用したわけではないんですけども、若いときに自分で行って体験をしてきたという人がいました。

だから、村の方で独自で、この北海道体験学習だけじゃなくて、もっといろいろと農業について体験どうですかとかそういう企画をしてもらって、参加者を募るということで、よりよい人材育成というものを考えていってほしいと。

これは、あくまで茨城県主催事業だからということかもしれませんが、村としても、もう少しいろいろ提案をしてもらって、さらなる人材育成というのをしていってほしいなと思ひまして、質問をさせてもらいました。そういう、今後お考えはありますか。

委員長（小泉輝忠君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） 江戸崎総合高校の体験の学習につきましては、村の方も、補助金のような形で旅費の一部なんですけども、応援しているという旨のものを生徒さんの方

に持ち帰ってもらって、保護者の方と見てもらうような形の、美浦村の生徒対象なんです
が、そういう形の働きかけは今年度はしたいと思いますので、今年度というか来年度です
ね、したいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（小泉輝忠君） 沼崎委員。

委員（沼崎光芳君） それは取り組んでいただいて、その後に言った、美浦村独自でそ
ういった人材育成をしていく上で、企画とかそういうものを想定していることはないん
ですか。

委員長（小泉輝忠君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） 今のところ、ほかのものといひますと、やはり国とか県
とかの協賛になってしまいますので、今のところ県の方を見ますと、社会教育関係になっ
てしまいますけど、そういうものもないものですから、今のところは新たなものというの
は考えてございませぬ。

委員長（小泉輝忠君） 村長。

村長（中島 栄君） 今、企財の課長の方から、考えていないということなんです
が、前は人材育成の中で各団体、農業後継者、商業後継者、それからボランティア活動、それ
からスポーツ団体とかと、いろんな団体を、もっと視野を広めるべきだろうということで、
いろんな行き先はそれぞれ別だったんですけども、1週間ぐらい予定を組んで村の独自事
業としてやっていた経緯がございませぬ。

要するに、人づくりは地域づくり、むらづくりだというふうなことなので、大きな視野
を持ってということで住民の希望を募ってやりましたけども、今、なかなかそれが、やめ
てもうしばらくになりますけども、これからやっぱり、当時は年齢的なものは問わないで団
体の中でやっておりましたけども、ある程度、地域を育てたり、それから美浦村を大きく
引っ張っていけるような人材を育てるには、かつ必要だろうなというふうに私も思います
ので、来年2月ぐらいに人材育成の協議会が報告も兼ねてありますけども、そういう中で
ぜひ新たなそういう事業を展開するというのを踏まえて、今回の今出た意見を参考にし
て、人材育成の中で協議を進めていきたいというふうに思います。

先ほどもいいましたように、中学生が果たして来年も同じように臨桂県に行けるかとい
うのも確定しているわけではございませぬので、その辺、若い、いろんな多種事業に、職
業についている方が、そういう意欲のある視察をしてみたいというような分野をつくって、
人材育成協議会の中の賛同を得て、そういう事業はつくるべきだというふうなことがぜひ
出ていただくことを、期待もしたいなというふうに思います。

そういう意味でも、そういう予算を、そういうことになれば、ある程度組みながら、将
来、美浦村を担っていただくような、そして、引っ張っていただけるような人材の
育成は、この人材育成協議会の趣旨でもありますので、ぜひ提案もさせていただきます、中
でもんでもらえればというふうに思います。

委員長（小泉輝忠君） 先ほど沼崎委員の方から指摘がありました製本については、十分、関係部署の方で注意をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次、質疑のある方、どうぞ。

石川委員。

委員（石川 修君） それでは、決算書の19ページ、民生費負担金で収入未済17万5,680円、保育所の保育料だと思えますけれども、これの内訳、それから不納欠損額 6万2,300円、これについてもお伺いをしたいと思います。

それから39ページ、学校給食収入で収入未済が564万8,233円でございます。平成22年度は517万9,700円ということで、これも約50万ほど上がっておりますけれども、これの内訳についてもお願いをしたいと思います。

その次に、幼稚園が2,500円ほどありますけれども、これも幼稚園の給食費だと思えますけれども、これについてもご説明をお願いしたいと思います。

委員長（小泉輝忠君） 福祉介護課長。

福祉介護課長（秦野一男君） 石川議員の質問にお答えします。

17万5,680円の滞納分ですけれども、これに関しては、過年度分の滞納となっております。大谷保育所で2件、2名分で2万9,100円です。木原保育所で1件、2名分で14万6,580円となっております。

不納欠損につきましては、徴収不能により5年時効の不納欠損となっております、1件で5カ月分、6万2,300円でございます。

委員長（小泉輝忠君） 教育次長。

教育次長（増尾嘉一君） 39ページの学校給食費の収入なんですけれども、収入済額が564万8,233円となっております。これも過年度分の給食費の滞納分の累計となっております。

自分の手元の資料をちょっと今、計算しまして、何千円かちょっと合わない部分もあるんですけども、それはおおむね数字を申し上げますと、木原小学校で205万円、それから、安中小学校はゼロでございます。それから大谷小学校が128万円、美浦中が230万円というようなことで滞納がございます。

給食費の滞納なんですけども、ずっと15年からの資料がございまして、特にここ2～3年が滞納者がふえております。それで、給食費の滞納の督促ですね、納めてくださいというようなことでの。どういうことをやっているかとちょっと申しますと、毎月、滞納者が出た場合には、学校の担任の先生がその父兄に対して、子どもに文書を渡しますけども、父兄の方にいつ納めてくれますかというようなことで、日にちの約束をとってもらうようにしております。

まず、担任の方からそういう文書を出しまして、それでも納まらない場合には、今度は事務の先生が直接、保護者の方に電話をいたします。それでも納まらない場合には、今度

は教頭先生がまた電話をいたします。それで、そういうことをやってきていても、今申し上げましたように、ここ二、三年、滞納者の数がふえているという状況でございます。

教育委員会の方としましても、税の、先ほどちょっと午前中の質問の中でありましたけれども、税の督促と同じように、教育委員会でも教職員の方の未納者のお宅を回って、給食費を納めてくださいというようなことを同じような形でやっております。

ことしについても、秋にというか、もうすぐなんですけれども、同じような形で、教育委員会としましても給食費の滞納者の方のお宅を直接回って、納入をお願いするというようなことをしようということで、今計画をしております。

以上でございます。

委員長（小泉輝忠君） 幼稚園長。

美浦幼稚園長（小泉俊子君） 幼稚園なんですけれども、幼稚園の今のご質問なんですけれども、幼稚園、月・火は自分の弁当、手弁当を持ってきておりまして、水・木・金と業者の給食をいただいておりますが、これは園の方で納めて、園の方で解決、お支払いということですので、幼稚園でないのではないのでしょうか。

委員（石川 修君） ごめんなさい。保育所です、これは。

委員長（小泉輝忠君） 保育所長。

保育所長（川崎記子君） 失礼しました。これはちょっと保育所職員の給食費ではないと思います。2,500円ということは、これは私ちょっと定かではないので、後でよく調べたいと思いますが、保育所の一時保育利用の負担金だと思われま。

今、ちょっと調べてまいります。

委員長（小泉輝忠君） 石川委員。

委員（石川 修君） ありがとうございます。いずれのもの、収入未済ですけれども、過年度分ということでございますけれども、過年度分については、私も以前、学校給食の滞納のことである質問をした経緯がございまして、重々承知はしております。

なかなかこれは、学校を卒業しちゃうと取る手だてがないと思いますよ。ですから、これを黙って見過ごしちゃって5年間置いておくと、不納欠損ですよということにもなりかねないので、これは収納課の方へ移管をすることはできませんですかね。その辺を村長にちょっと伺いたいと思います。

それともう一つ、収入未済で21ページ、教育使用料、幼稚園の保育料の2万4,000円が収入未済になっておりますけれども、これについてもお伺いをしたいと思います。

委員長（小泉輝忠君） 幼稚園長。

美浦幼稚園長（小泉俊子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

2万4,000円の収入未納額、これは過年度分の未納額でございまして、再三、未納している方にちょっと月末にお電話をしながら、幾らでもいいからということで、再三保育料の方の納入をお願いしてきました。それで今年度やっと納入されまして、全額納入されたと

いうことになっております。

よろしく願いいたします。ありがとうございます。

委員長（小泉輝忠君） 教育次長。

教育次長（増尾嘉一君） 給食費の方の滞納者の収納課への移管ということでございますけども、一つ、税と違う給食費は、あくまでもお願いをしまして、「納めてください」ということで、納めていない方の個人の財産の調査権とかそういうのは、村の方でも発生してきません。

ですから、収納課の方へ移管するにしても、そうするためには、ちょっと言葉的に自分、正しい言葉かどうかわかりませんが、裁判所の方に、村の方にそういう滞納があるので、税と同じような形で手続が踏めるようにというようなことで裁判所の方へ一回その滞納額を上げるような手続が入ってきます。そういうことをやって収納課の方へ移管をすれば、収納課の方で税と同じような形で、あとは差し押さえまでいけると思います。

実際にやっている町村があるかといいますと、全国で見ますと、そういうこともぼちぼち出てきたようです。余りにも給食費の滞納がひどいということで。県内ではまだ、多分やっていないと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、ちょっとここ二、三年多くなってきましたので、県内でもそういう動きがあることは確かです。

ですから、村の方でも、今までの本当の、「納入のお願い」ということだけではなくて、もう一步踏み込んで、そういうことまでやるかどうかというのは、村としても、もうそろそろ考えていかなきゃいけない時期かなというようなことでは考えております。

ことし自分が異動しまして、研修を受けてきたばかりでして、そういう状況になっているんだというようなことを勉強したばかりでして、村としましてもそういうことをそろそろやらなきゃいけないのかなということをちょっと感じておりましたので、そういうこともちょっと勉強しながら進めていきたいと思っております。

委員長（小泉輝忠君） 石川委員。

委員（石川 修君） 教育次長の答弁、ありがとうございます。

確かにもうそろそろそういう時代が来ているのかなと。

というのは、保育料を払わない、小学校で給食費を払わない、それから中学校へ行っても給食費を払わないんですよ。卒業しちゃうと、学校側としても、先生にいろいろ話を聞いてみると、先生方が時々電話をして訪問しているようですけれども、取りようがないですよ、これは。

じゃ、取らなくていいのかといたら、これは村の税金から支出していますから、そういうわけにはいかないと思うんですよ。ですから、さっき次長が言ったように、納入のお願いだけじゃなくて、やっぱり踏み込んだところで、もうしなくちゃいけないのかな、私はそう思います。

ですから、よその自治体がやっていないから美浦もやらないということじゃなくて、い

ち早くやっぱりこういうものに手をつけていかないと、年々年々これは滞納額がふえてまいりますので、ぜひともその辺のことは念頭に置いて、村長初め皆さんでご努力をいただきたい。最後に、村長の所見をちょっと伺いたいと思います。

委員長（小泉輝忠君） 村長。

村長（中島 栄君） これについては、今、次長の方が、全国でも取り組みが見られるということで、また、研修にも参加をしてきたということでございます。

普通の公共料金、また税については、滞納でいろいろ収納課がやってございますけども、なかなかお願いをするだけで、あとはできない。そして今、次長の方からも話がありましたけども、食べる、給食なので食べる、ということは食材を村が皆さんに出してもらって、全員で食材を出してもらった中で、いろんな調理からすべてのものは村が出してやっているの、私の口から言っているのかどうか、「ただ食いをする」というのは、やっぱり子どもも理解をしないで、そのまま食べているのかもしれないけども、保護者の意識も多分これはあるのかなというふうに思います。

これについては、今、裁判所を通して、そういう部分が認められれば、税の滞納と同じに対応できるということは、茨城県の中でまだやっていないということですけども、ちょっと県南の方でももうそういう動きをする自治体が出てきているということなので、ぜひ委員の言われているように、違うことで、美浦が一番先にこれをやったということじゃなくて、公平の上に、「食べる物はただ食いはできないんですよ」という部分を子どものうちにわかってもらう。

また、保護者も甘えないで、そこをやってもらうということは、かつ必要だと思いますから、せっかく研修にいったものを、そのまま済ますことではなく、そういうものをどうやって裁判所の方と連携をとって収納課に預けるか、そういう権限をもって学校もしくは関係者で、保護者のところに要請していくということは必要であると思いますので、これは私の方からも、次長の方でせっかく研修をしてきたので、忘れないうちに早目に構築をしていただくと。一番先にそういうものが、茨城県の中の取り組みが美浦村だよと新聞に載っても、これはいいと思います。そういうことで活字に載ることで初めて、保護者も甘えないで、そこにきちんと払う。

安中小学校みたいに、こんなことを言うのはなんですけど、数が少ないとやっぱり「みんな渡れば怖くない」のかもしれないけど、1人だけでは何となくそうはいかないから、一所懸命払う。安中小学校で払っていながら、中学校へ行ったら払わないというのは、ちょっと解せない部分がたくさんあるんですけども、その辺、いち早く美浦村が取り組みれば、そういう事態が少なくなるだろうというふうに思いますので、ぜひ研修してきたことが頭から離れないうちに、ひとつ次長には来年度に向けて研修を進めていただきたい。

委員長（小泉輝忠君） 石川委員。

委員（石川 修君） ありがとうございます。今、村長が言われましたように、せっか

く次長も研修をしてこられたということでありますので、ぜひとも来年度あたりからその辺を、県内44市町村ありますけれども、一番早く名乗りを上げて、そうすれば、滞納の保護者もいくらかピリッとするのかなという気もしますので、取り組んでいただきたい、このことをお願いしまして終わります。

委員長（小泉輝忠君） 保育所長。

保育所長（川崎記子君） 先ほどの41ページの2,500円の未済額についてですが、保育所一時保育負担金でした。12月に利用した保護者が忘れていたようで、ことし6月に支払いを済ませてくれたそうです。

以上です。

委員長（小泉輝忠君） 石川委員。

委員（石川 修君） ありがとうございます。

委員長（小泉輝忠君） 山本委員。

委員（山本一恵君） 175ページのハザードマップ作成事業費委託料、これなんですけども、当初にハザードマップを作成するという新規事業が載っておりました。これはまだできていないと思うんですけど、今どの程度まで進んでいるのか。本来でしたら、今年度つくっていたのかなという思いがしますので、ちょっとその進捗状況を教えていただきたいと思います。

委員長（小泉輝忠君） 総務課長。

総務課長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問ですけれども、この中の175ページのハザードマップの件で、これは昨年度の決算なんですけれども、各家庭に土砂災害のハザードマップということで、現在、防災のハザードマップとは別に、昨年度作成しております国際航業株式会社の方に委託を、お願いしまして、ハザードマップを作成しております。決算とは別なんですけども、ことし、現在、当初に確かに先ほどお話あったように、ハザードマップ、これは防災の、災害地のハザードマップになっておりまして、今現在作成中でございます。

内容の中に、どういうものを差し込んでいくか、あと、前に議会の中でもお話がありました、災害時の要援護者のところの内容も差し込むということ、ひとり暮らしのところも差し込もうかというようなことを確認しながら、中の内容を今、確認しているところです。

最終的には10月か、12月ごろになっちゃうと思うんですけども、大体の概要ができて、お配りできるのかなという予定ではあります。まだ、内容をしっかりと把握して、委託の会社の方と詰めながら、コンサルの方と詰めながら、今現在進行しているところでございます。

以上でございます。

委員長（小泉輝忠君） 山本委員。

委員（山本一恵君） ありがとうございます。本当に震災から1年半が過ぎて、皆さん、

避難はどこにするの、とかいう皆さん心配があります。

以前、平成19年版が保存版であったんですけども、もうお持ちでない方がほとんどでしたので、できれば早急にそういうものも早目をお願いしたいと思いますので、12月配布という目標、できるだけその目標に沿って早目をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） 決算書の183ページ、下の方の09番、スクールガード・リーダー事業費、これのスクールガードというのを具体的に教えていただきたいのと、そして、これは報償費が80万になっていますけど、昨年平成22年度は40万で上がっていたんですよ。これが倍になったのの理由を教えてください。

委員長（小泉輝忠君） 教育次長。

教育次長（増尾嘉一君） 183ページのスクールガード・リーダー事業なんですけれども、80万円ですね。報償費が80万円。これは、実際、土屋の方なんですけれども、名前申し上げてよろしいんですが、鎌田さんという方が、朝晩の子どもたちの通学時間帯に合わせて車で通学路を安全パトロールをやっていただいております。その方への報償金ということで81万8,230円ということになってございます。

それで、22年度と23年度、倍増しているようなお話でございました。多分、時間帯というか、時間当たりの単価というのは変わっていないと思います。1,000円だったと思います。ということは、時間的に倍以上お願いをしていると。人数的には変わっておりませんので、1名でございますから。23年度で申し上げますと、朝夕やってもらってております。もしかしたら22年度は、帰りの時間帯だけだったのかもしれない。そういうことでの時間帯が倍になったというようなことかと思ひます。

それで、この事業なんですけども、その方は毎日、通学時間帯に合わせてパトロールしていただいて、毎日きちっと報告書を書いて、教育委員会の方へ持ってきて、こういうことです、ということで毎日報告書を提出してきていただいております。そういう事業でござひます。

委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） そうしますと、このスクールガードをやる方というのは、美浦村の方から募集か何かをしてなんですか。ボランティアで何人かやっていたらっしゃる方もいらっしゃいますけど、そういった方とはまた別にあれなんですね。

委員長（小泉輝忠君） 教育次長。

教育次長（増尾嘉一君） 23年度の事業で申し上げますと、これもふるさと緊急雇用で歳入で入ってきた部分を充てているようでございます。これは23年度の事業で終了してしまつたということなので、24年度の事業は、村の一般財源からの持ち出しということで事業を進めているわけなんですけども。

一般の方でも、確かにやっていただいている方がおります。大谷小学校でいえば、左近さんなんか、学校の下でずっと毎日立っていただいています。

そういうことで、そういう方等と違って、同じような見守りのことをやっていただいて、片方がボランティアで、片方に報酬が出ているということなんですけども、23年度についていえば、緊急雇用の歳入があったもので、それを充てたというようなことなんですけども、これも、ボランティアでやっていただくものと、22年度・23年度あたりは有償でずっと、これはもっと前だと思えます、事業が始まったのは。前は伊藤さんという方がやってきたような、自分、お願いしていたような記憶がありますから。

そういうことで事業が始まってしまって、有償の部分で同じような作業を、仕事をやっていただいて、有償の方と全くボランティアでやってもらっている方ということで、確かに不公平にはなってしまうんですけども、一度なかなか有償で始めていただいたものを、ボランティアで今度やってくださいと言うのも、なかなかできないことですので、非常に苦しい部分で。

もし事業を廃止するようなことがあれば、今スクール、学校支援本部ですね。ボランティアの方の団体を今、再編して、学校の支援本部というのもし立ち上げたいということで、この間の一般質問の中でお答えしましたけども、そういう形でボランティアの方たちを組織して、きちっと見守り体制が毎日やれるような体制ができてきたら、こういう有償の事業もそれはなくしてもいいかと思うんですけども、そうじゃない中では、なかなか今までやってきたものを、しかも子どもたちの通学時間帯の安全・安心、そういうものをきちっと守っていくためにはこういうこともまだ必要だと思いますから、そういう支援本部をきちっと立ち上げるまでは、事業としては有償であってもやっていかなければいけないかなと思っています。

なるべく支援本部の方を早く立ち上げて、ボランティアの方たちだけでもそういう体制がとれば、こういう事業はなくしていてもいいのかなと思いますけども、それまでは続けていかなければならないのかなというように感じています。

委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） そうしますと、今現在この鎌田さんという方がやってくださって、それ以前は伊藤さんという方だった。その人たちを選ぶときというのは、公募をかけて、その人が応募をして選んだわけですか。

委員長（小泉輝忠君） 教育次長。

教育次長（増尾嘉一君） これは自分も、採用のとき担当していなかったものでちょっとわからないんですけども、公募ではないと思います、多分。

こういう事業があった中で、やれそうな方がいるよという話の中で、村の方からお願いをしてやったということではないのかなというようなことだと思います。

委員長（小泉輝忠君） 村長。

村長（中島 栄君） 多分、これは県の方からの事業で、今、要するに、雇用を促進する部分でも、こういうものがあってということで、今、スクールガード・リーダーは1名なんですけども、この鎌田さん、日によって学校を、通学路の部分をかえて、それぞれ三つの学校をやっております。前の伊藤さんも多分そういう意味で、日がわりで学校の通学路、小学校三つを歩いてやってきてもらっているという前の経過があります。

多分、「毎日きちっと上げてきてくれますよ」と今言っているのは、多分、前は伊藤さんがそういうふうに1日の行動予定を全部記録したものを書いてきたので、そのとおり、私もファイルを見せていただいたんだけど、前に、本当に毎日やっていることを時間ごとに、どういうふうな見守りをしてきたかというやつも含めてきちんと書いてあったので、後にやる人も多分同じように今上げてきているんだと思います。

多分、これは臨時雇用の部分がなくなってしまうとなかなか大変なんですけども、今、安全通学路という、安全対策という部分では何カ所か、全部で十何カ所でしたっけ、この前、小学校・中学校、18カ所かな、一般質問でも報告をさせていただいたと思いますけども、そういう部分、学校で選んだ危険箇所、そしてまた、子どもたちと一緒にスクールガード・リーダーとして担ってやってきてくださったものを、途中で、県の事業で最初は予算が出ていたんだけど、23年度で切れたから、じゃ、あとは出さないかという、なかなか不安的な部分もあるのかなというふうに思います。

いろんな事業、国・県を通してやってくるんですけども、何年かたつと、その事業の最初のお金だけは10分の10出るんですけども、その期限が過ぎると、もうその予算は配分されません。ということは、各自治体で同じように継続してやるとすれば、すべて自治体の負担となってきています。でも、子どもたちの安全・安心を見れば、やっぱりこれを途中で廃止するわけにはいかないかなと思います。もし何かあったときには、そういうものを制度的に何で継続していけなかったのかなというところに、一つ問題が出てくる面もあるうかと思います。

次長が言ったように緊急雇用でやってきましたけども、これをボランティアで維持できるような体制が村内に確立できれば、これはすばらしい出来事だと思います。今、ボランティア団体も200名以上を超えて、ボランティアセンターという新たなセンター方式でボランティアを養成する側と、そこに、そういうものだったらお手伝いできますよというボランティアの参加者がいますので、団体の参加者以外に、個人でも、なんか四、五十名登録をしてくださっている方がおりますので、その辺、ことしある程度形ができたボランティアセンターの、そういう要望がこの後、個人的なボランティアの中でやりたいというような、また応援したいというような考え方のある人を、できるだけ、無償ボランティアということじゃなくて、少し値段のお安い有償ボランティアの中で活動をしていただけるようなことは、ちょっと今、意見がありましたので、せっかく立ち上がったボランティアセンターの中でそういう意向も調査していきたいというふうに思います。

委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） ありがとうございます。今、村長もおっしゃられたように、ボランティアセンター、せっかく立ち上がったわけですから、そういったところをどんどん活用して、今までやってくださった方をいきなり切るといふわけにはいかないでしょうけれど、徐々に、皆さんの、村民の大事な税金を使っているわけですから、その辺、よろしくお願いいたします。

委員長（小泉輝忠君） 質疑のある方。

富田委員。

委員（富田隆雄君） それでは、予算書の135ページですか、決算書、すみません、決算書です。135ページの35番、稲敷地域病院群輪番制市町村負担金、これが345万5,000円とありますけども、その内訳をちょっとお聞きしたいと思いますけども。

委員長（小泉輝忠君） 健康増進課長。

健康増進課長（堀越文恵君） それでは、135ページ、稲敷地域病院群輪番制市町村負担金345万5,000円についてご説明いたします。

これにつきましては、救急医療体制の充実を図るということで、休日及び夜間について、病院の方で輪番という形で患者を診ているような形で、市町村については、5市町村、龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市・河内町・美浦村ということで、その中で病院の方でお願いしているということで、これは、人口割・均等割で市町村の負担金を算出して、支払ってお願いしているというものでございます。

委員長（小泉輝忠君） 富田委員。

委員（富田隆雄君） 了解しました。ありがとうございます。

委員長（小泉輝忠君） それでは、会議の途中でありますけども、ここで休憩をしたいと思います。25分再開といたします。

午後2時14分休憩

午後2時30分開議

委員長（小泉輝忠君） それでは、休憩前に引き続き、会議を始めます。

羽成委員。

委員（羽成邦夫君） それでは、ひとつお聞きします。

学校給食の件なんですけども、お話を聞いたところによりますと、学校給食の配達ですが、それを職員がやっているというようなことなんですけども、それはいつまで続くのかちょっとお聞かせいただきたいと思います。材料、材料を職員の方が。

委員（石川 修君） 役場の職員がか。

委員（羽成邦夫君） 学校給食。

委員（石川 修君） 役場の職員が、地産地消の件で、経済課がやっている件について

は、いつまでやるのかという意味でしょう。

教育長（門脇厚司君） 食材の検査ですか。

委員（林 昌子君） いえいえ。食材を各学校に。

委員（石川 修君） 経済課だよ。

委員長（小泉輝忠君） 経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） それでは、羽成議員のご質問にお答えをします。

以前やっていた地産地消関係で、地場産品の食材を学校給食に使おうということでやってございまして、確かに各学校とも、量的なものもありますし、なかなか配達業者等もいないところでございます。商工会さんとも協議はしたんですけど、なかなか前に進めなかった経緯もございます。

今は、茨城かすみ農協さんの下部組織があります「まごころ市」の食材を使用しておりますので、その辺で生産者等と協議をいたしまして、その辺で生産者が配達等も行ってもらえればと考えてございます。

以上でございます。

委員長（小泉輝忠君） 羽成委員。

委員（羽成邦夫君） じゃ、今現在も、職員はやっていないという。

経済課長（仲内秀夫君） 今もやっております。

委員（羽成邦夫君） じゃ、近い将来は、そのまごころ市の方でやっていただければということですか。

委員長（小泉輝忠君） 経済課長。

経済課長（仲内秀夫君） 現段階では、まだ生産者の方とは協議はしてございませんけど、そういう方向でやればと考えてはおります。

以上でございます

委員長（小泉輝忠君） 羽成委員。

委員（羽成邦夫君） じゃ、そのようにしていただければと思います。よろしくお願ひします。

委員長（小泉輝忠君） 質疑ありますか。

林委員。

委員（林 昌子君） 先ほど富田委員が言われました135ページの関連なんですけれども、先ほどの委託料ですね。負担金で、13の委託料の在宅当番医制運営委託料の40万の件とあわせてなんですけれども、稲敷地域病院群の輪番制とか、先ほど5市町村というご説明がありました。これの各市町村の負担金額を教えてくださいだと思います。

あと、在宅当番医の、当番医の病院名を教えてくださいありがたいと思います。

委員長（小泉輝忠君） 健康増進課長。

健康増進課長（堀越文恵君） 林議員のご質問にお答えいたします。

在宅当番医の委託料でございますけれども、こちらは、稲敷医師会に加入しております病院で、順番に休日の医療業務を行っているものでございまして、ここで、美浦村で支払っておりますのは、美浦村でやっただいてはいる美浦中央病院、沼崎医院の分でございます。

続いて、稲敷地域病院輪番制の病院でございます。病院については、牛久愛和、美浦中央病院、つくばセントラル病院、龍ヶ崎済生会病院の4カ所の病院が輪番制で行っただいてはいるものでございます。

おのこの市町村の負担金については、ちょっと手持ちに資料がございませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

委員長（小泉輝忠君） 林委員。

委員（林 昌子君） 病院名をお示しいただきまして了解はするわけなんですけど、在宅当番医の方は、休日とかそういうあれだったかな。また、そういう、これは実績高がのっかっていても、年の契約というか、そういう固定なのかちょっとお尋ねをさせていただきます。

委員長（小泉輝忠君） 健康増進課長。

健康増進課長（堀越文恵君） これにつきましては、実績でございます。

委員長（小泉輝忠君） よろしいですか。

委員（林 昌子君） じゃ、後ほど資料提供、よろしく願いいたします。

健康増進課長（堀越文恵君） はい。

委員長（小泉輝忠君） 質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 事業報告書の8ページの上の方なんですけども、財政分析指標で公債費負担比率の数値が、平成21年度8.5、22年度7.8、23年度8.2と書いてあります。この公債費負担比率については、その下の説明書きで、「一般財源のうちどれだけ公債費に充てたかを見る」ということで、財政運営の弾力性を測定する指標であると書いてあります。

ここ3年の数値が書いてあるわけなんですけれども、ちなみに私が調べたところによると、平成17年度で8.6、18年度7.5、19年度8.1、20年度8.5、21年度は今言いましたから、大体7から9の間に入っていて、それほど大きな、ここ7年間、変動はないわけなんですけども。

それから、決算数値なんですけども、村の財政計画を立てる上で、例えば7から9までの間に、公債費負担比率の率を抑えると。それに伴って起債の金額、もちろんその起債限度額があるわけですから、制限いっぱいになるということではないと思うんですけれども、そうやった、ある程度基準というものがあって、それ以内におさめるという結果なんですか。

それと、きょう、会計別起債残高表というのをいただきましたけれども、今後のいろいろ

るな事業で起債をする必要があると思うんですけども、そういった起債するようになって、その金額算定の上でも、公債費負担比率というものを例えば、7から9に抑えるとか、あるいは8前後にするとかそういった決まり事みたいなものはあるんでしょうか。

委員長（小泉輝忠君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） 岡沢議員の質問にお答えいたします。

公債比率、公債費負担比率なんですが、何パーセントという、ここ数年来なっていますが、目標については、その数値目標といったものはございません。

ですから、今も大体8から7のところまで推移しているというような。

ある程度比率的にはいいものではないのかなというようなところで思っています。別に目標数値というのは示してございません。

それで、参考までなんですが、この美浦村の23年度の数値があるんですが、これらの県内の順位というのが速報値で私らの方には来ております。これが、数字の小さい方が悪いという表現なんですが、美浦村では44市町村の38番です。数字の一番上のところが悪いという表現になってしまいますから、それでいきますと、44市町村の38番目というところですので、そんなに悪いというような数字ではないと思います。でも、目標値というのは示しておりません。

以上です。

委員長（小泉輝忠君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） その公債費負担比率の方が、県の統計上の順番ということで、照会いただきましたけども。多分それは県の統計情報ネットワークでやるんじゃないかと思うんですが、ちらっと見たときに美浦村は、負担比率は高くないという財政状況が、これは何となくそんな感じはします、ほかの市町村よりは。

きょう、議員控室でその公債費負担比率が北海道議員研修出張のときに、栗山町から20近い数字が出ているということで、それから比べたらいい数値なんですけども、それじゃ、起債するときに起債限度額というのがあるわけですけども、どれだけ一般会計の歳出総額に占める割合ということは、じゃ、何を基準に考えて起債するとするのか。

それとも、この公債費に割り当てる割合というのが決まっていなれば、従前の許可で、ものすごくお金がかかる、その起債増額も多くなると思うんですけども、そういったときには、この数値、公債費負担比率が高くなれば、当然財政の弾力的運用という点で余りいいことじゃないと思うんですけども、何かこの7から9の中におさまって、例えば私が言ったのは平成17年からですけども、それ以前の数字というのは、今言っちゃなんですけども十分ある。なくて起債するというのは、ちょっとどうなのかなと思うんですけど、そこら辺、何か起債のする金額、借金額でその参考というか基準になるものがあるんでしょうか。あるんでしたら教えていただきたい。

委員長（小泉輝忠君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） この起債の方なんです、今までも事業をやっています、一つは、一般会計ですと学校の建築とか、これについて年度計画というような、何年計画の中に動いています。

ですから、耐震につきましてもやっぱり、四つですか、小学校3校、幼稚園一つございますので、それにつきましても、ある程度の事業の費用がかかりますので、その補助なりについては起債になりますので、そういう関係で余り、二つも三つもという耐震というのはなかなかできませんので、その辺の年度計画的なものは考えながらやっているような状況です。

それから、下水道関係の起債、補助だか起債でやっていますので、そちらの村の負担分というのも当然出てきますので、その辺も償還、毎年の償還ですね、どの程度、償還の金額をつかみまして、それで、平たく特別会計の方に支払いますので、そういうところを見ながら、一般会計で耐えられるかどうかというようなところから、ちょっと長いスパンで見るとな形になっていきますので、特別この公債費が高くなるから、この事業は先送りですねというようなことではないということで、実際ある、あっているようなところで事業を展開しているような形になっております。

委員長（小泉輝忠君） 岡沢委員、よろしいですか。はい。

質疑ありますか。

山本委員。

委員（山本一恵君） 事業報告書の20ページにあります「稲敷市・美浦村まちかど情報センター」という事業が今、江戸崎ショッピングセンター2階にあります。時々見るんですけど、これは予算的には、予算書のどこに、何か予算がかかっているのかどうかお聞きしたいんですが。

委員長（小泉輝忠君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） 「まちかど」、ショッピングセンターのやつなんです、これに展示しているものといいますと、中央競馬会とか、あとゴルフ場とか、既に印刷してあるものを展示しているものですから、そういう予算というのは、計上してございません。

あるとすれば、経済課の方で、以前なんです、観光の方でパンフレット等がございますので、そういうものを、以前に使っていたものを、ただ展示しているという形になっておりますので、23年度予算の中には含まれておりません。

委員長（小泉輝忠君） 山本委員。

委員（山本一恵君） それでは、あそこのビルには、使用料等は払っていないということですよ。無償でということでしょうか。

委員長（小泉輝忠君） 企画財政課長。

企画財政課長（増尾正己君） あのビルの方、ショッピングセンターの方なんです、

あの場所につきましては、ショッピングセンターさんの方から、あの場所そのものを無償で貸しますよというようなことで、稲敷市さんと美浦村の方に打診がありましたので、双方でやっていただけないかというようなことがスタートですので、使用料は払ってございません。

委員長（小泉輝忠君） 山本委員。

委員（山本一恵君） ここには、「本村のイメージアップを図った。」とありますけども、たまに行くんですけど、ちょっと寂しい感じがするので、それほどイメージアップかな、という思いもするものですから、もうちょっとあそこのコーナーを利用させていただいて、美浦村の何かそういう、公募をするとかいろんなもの、そういうのをどんどんですね。せっかく無償ですので、利用していただきたいなと思いましたね。利用の仕方を有効にしていきたいと思います。要望です。

委員長（小泉輝忠君） 羽成委員。

委員（羽成邦夫君） 決算審査意見書の中で、起債の方が一般会計と特別会計を合わせて110億というようなことになっていきますけれども、この額を返すに当たって、村長はどのようにこれから先、返していくような、先ほど一番最初に説明書はもらったんですけども。

これは、お金がなくては返せないでしょうから、それをどのような形で村長としてお考えなのかお聞きしたいと思います。

委員長（小泉輝忠君） 村長。

村長（中島 栄君） 平成15年度から23年度までの実績値というもの、会計別起債残高があります。この中で、一般会計・農業集落排水事業・公共下水道・水道と。下に合計というふうに書いてあります。それぞれ、この四つの会計の中の、借入分元金とか書いてありますけども、この中の部分で、それぞれが毎年、元金と、利息というふうに返しているわけですが、一応財政の方で、税収の部分とそれから基金から取り崩したりしてとりあえずやって、予算は組むんですけども、その年の交付税額が後で決定をされます。そういう意味でも美浦村の場合、よく県の方から言われるのは、テキサスインスツルメンツの企業の法人村民税とか、そういうものの売り上げの事業実績によって、美浦村は大きく左右されているというふうに言われています。

実質、20年度のとき、5億2,000万ぐらい税収が入ってきたときには、本当に交付税もゼロ、その次の年は7,000万円ぐらいに落ちて、3年目にはゼロというふうになってしまって、去年おとしあたり、かなりT Iの方の業績が上がってきたというときに、あの東日本大震災ということで、通常的美浦の会計でやりますと、年度の変わり目あたりで企業の実績がある程度見れるんですけども、このT Iさんに関しては、大体新年度予算を皆さんに発表する3月近くにならないと、会計基準がちょっと違うような話を聞いておまして、実績的に村のほうに報告があるのが3月ぐらいということで、新年度予算の中にもそれは組み込めないという部分があります。そういう意味でも、T Iの占める割合は美浦にとっ

てかなり大きなものがございます。

それにかわるような企業、事業主体が来ていただければ一番いいんですが、その辺は、企業からの税収的な部分はその辺で左右されているというのが、美浦の中の一つの特徴なのかなと。

そういうものがあるかないかは別にしても、それぞれの自治体の規模の部分で、福祉・教育、その辺のインフラの整備も含めまして、財政力指数0.3であっても、1以上であっても同じような、住民サービスは格差が出てはいけないという部分がありまして、大体同じような部分の補てんされる交付税額を算定されます。

交付税をもらわないでやっていける自治体が一番望ましい。でも、これは1すれすれにいたのでは、余りいい部分ではない。本当は1.2とか1.3とか、そういうふうになれば、自前でいろんなものができるようになります。ただ、そういう自治体は、合併をして3,200から半分以下にして、交付税をもらわない自治体をつくろうというふうになってきたんですが、いかんせんリーマンショックになる前は、茨城県の中でも12~13、交付税をもらわないでいけるようなところが出てきた経緯があります。

しかし、リーマンショックの後は、また同じように、今、茨城県の中では皆さんもご存じのように、神栖市と東海村のみでございます。守谷市もつくば市も牛久市も、そういうところにいたんですけども、なかなか大変。私の方で話をしているかわかりませんが、取手市のキヤノンなんかは、あそこだけで一時期20億近く税収が減ってしまったということで、キヤノン1社から43億ぐらい税収が入っていたというふうに聞いております。

美浦の中では、そんな事業の企業はございませんので、そのぐらいあったら美浦も1.3ぐらいに上がっているのかもしれませんが、大きなところがあるだけに、いろいろと経済的ショックが来ると大変になる。これは、愛知県のトヨタに依存している自治体も同じような傾向がございます。ですから、本当は余り大きい部分だけじゃなくて、いろんな社会情勢、経済情勢が変わっても、たくさんの事業所があって、不況にも強い、景気にもそのままいいというような部分ができるのが本当は一番いいんでしょうけども、なかなかその辺は難しいのかなというふうに思います。

ぜひ、これからも20年間、再生エネルギーで、メガソーラーが二つ来ましたが、美浦村に事業所を置いていただいて、20年間、その中の売り上げの一部を村の方に寄与していただく。また、この前もパブリカが発足、起工式をやりましたが、そういうところも不況に負けないで野菜工場としてずっとつながっていただくことを、私たちは期待もしたいと思うし、同じような事業者がなくても、美浦村に事業を設けて来ていただくところは、これからも探していきたい。

この返済については、ここにも毎年いろいろとやって、臨時財政対策債も含めまして、いろんなところで毎年予算を組んで、あと途中で交付税である程度来たものを、また基金

の方に繰り返しを幾らかでもできる、それが、交付税をもらった中から積み立てていけるようになってしまったのでもそこでしょうがないし、なかなか大変なところは財政の方が、予算を組むのに大変な状況の中でやっているというのはご理解をいただきたいなと思います。

委員長（小泉輝忠君） 羽成委員。

委員（羽成邦夫君） ありがとうございます。そうすると、村長としてはこれから、やはり小さい企業でも何でも入れていくというようなお考えで行くということですね。わかりました。ありがとうございます。

委員長（小泉輝忠君） よろしいですか。はい。

質疑ありますか。

林委員。

委員（林 昌子君） すみません。最後なのかもしれませんが、全般的にまた、全体的な話なもので、定期預金とか普通預金とか、ちょっと通帳管理のことをちょっとお聞かせいただきたいんですが。

定期とあと決済用の通帳が分かれてあるかと思いますが、定期預金に関しては普通の利率がついて、利息がつくわけなんですけれども、決済に関しては、前、予算のときも話したかもしれませんが、ペイオフの関係で1,000万まで保証するというので、利率がゼロなんですよね。

これは実際、今、正確な数字は私も調べておりませんが、ほとんどが常陽銀行、決済用の通帳だと。これは定期からの出し入れもありますし、メインバンクということで、大体私が調べたときは、全部の通帳を足すと6億近くの残高がありました。例えば6億で0.03%とかそういうので計算しても利率が、18万とか利息がつくんですね。

今後の長のお考えを伺いたいんですけれども、今後もずっとこのような形でペイオフ、保証する意味で決済の通帳は利率ゼロという形でやっていくのか、それとも、今後は少しでも財政力を維持する意味で、こういうことにも企業努力を望んでいくのかという部分をお尋ねさせていただきます。

委員長（小泉輝忠君） 村長。

村長（中島 栄君） それでは、林議員の預金、これはペイオフということで、金融機関の不安的な部分、要素が前はたくさんありました。しかし、今残っている金融機関でそのような状態にあるような金融機関は今、残ってはいないような、私は気がいたします。ましてメインバンクというふうに今言われました常陽銀行さん、そしてまた、筑波銀行も関東銀行と茨城銀行が統合して、多分これも預金高にするとかなり、多分これは、けんしんを抜いたのかな。あと、水戸信用金庫とけんしんが同じぐらいで、茨銀と関東が一緒になったので、こちらの方がちょっと大きくなったのかもしれませんが、おかしくなるような銀行では多分ないのかなというふうに思います。そういう意味では、ペイオフとい

う1,000万を果たしてそれを重視しなくちゃいけないのかなという部分は、私はそういう心配はしなくてもいいんじゃないのかなというふうに私個人的には思います。

ただ、金融恐慌的な部分がいつ、どのように発生するのか、経済だけでなく、外交の中でも中国とちょこっとやると、こういうふうないろんなところでバッシングもあったり、中国との関係で経済がどうのこうのという部分は、私はないような気がするんですけども、本当は、安全の上に安全と、安全の上に安心という部分も踏まえると、今の利息なしのところにおいておいて全額保証をされるというのが今の状態なのかなというふうに思うんですけども、1,000万だけ保証であって、5億9,000万がなくなってしまったのではどうするんだという話になりますから。多分、美浦村だけじゃなくて、よその自治体も同じような部分で取り組んでいると思いますから、その中の1億でも2億でも違う部分で野村證券が来ていたり、いろんなところに来ていますが、元金保証の部分で、あとは利息もゼロじゃなくて、少し運用益として出るような部分を、これからは考えていっても心配ないだろうというふうに思います。

今、常陽銀行にしても、筑波銀行にしても、そのような状態の中にあるような銀行じゃないというふうに思いますので、最終的にはこれは、会計課長いるんですけども、会計課長もその辺の助言は、私とかへ上げてはきてくれません。最終的判断は私の責任においてやるしかないと思うんですけども、ぜひ委員のおっしゃるような、日本の銀行を信頼して、また、いつもこの二つ銀行と二つのJAさんがいろんなところで、起債を起こすときには協力していただいておりますので、二つのJAとこの二つの常陽銀行の問い合わせにつきまして、全額やってしまったのでは大変ですから、1億、2億とかそういう部分で、使える部分を活用ができれば、「責任において」と言うしかないのです、責任においてやるしかないのかなというふうに思っております。

委員長（小泉輝忠君） 林委員。

委員（林 昌子君） ありがとうございます。本当にその時代その時代でいろんな不景気の状態とか銀行の不安定さもありましたので、こういうことは必要だったのかもかもしれませんが、確かに億のお金を、1,000万が必要なために億を捨てるというか、そういうのもちょっと大分、銀行も鑑定をしながら安定をしておりますので、村長の言われるように元金保証の運用益を考えていくという村長の構想が1年でも早く、また、輪番制のことも今後、検討課題になるかと思っておりますので、その分、銀行さん側の、また協議を重ねていただいて、相互にいい形のそういう契約がまた結ばれることを望んで終わりにいたします。ありがとうございます。

委員長（小泉輝忠君） 質疑ありますか。

健康増進課長。

健康増進課長（堀越文恵君） 先ほど、林議員さんの方から、稲敷地域病院群輪番制の市町村の負担金についてお尋ねされたことについて、各市町村の負担金をお答えいたしま

す。

〔「何ページだっけ」と呼ぶ者あり〕

健康増進課長（堀越文恵君） 135ページにかかわる部分でございます。

龍ヶ崎市が924万4,000円、牛久市が936万7,000円、稲敷市618万1,000円、河内町279万8,000円、美浦村が、こちらの決算の額どおり345万5,000円ということでございます。よろしく願いいたします。

委員（林 昌子君） ありがとうございます。

委員長（小泉輝忠君） 質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

委員長（小泉輝忠君） 議案第18号 平成23年度美浦村国民健康保険特別会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

石川委員。

委員（石川 修君） それでは、一つ質問をしたいと思います。23年度の国民健康保険特別会計でございますけれども、歳入歳出差し引き残高が9,978万ということでございまして、約1億が繰り越しとなっております。

主なものでちょっと聞きたいのは、一般会計から繰り出し1億7,658万7,000円ほど出しております。それと最終的には、一般会計へ繰り戻しをしていますよね。200万。

最終的には、ですから1億何千万かを出していますんですけども、最終的には9,900万ほど残高が残っているんですけども、この一般会計からの繰入の金額は、法律的に何か決まっておるのかどうか、その辺のことをまず一つ聞きたいと思います。

委員長（小泉輝忠君） 国保年金課長。

国保年金課長（桑野正美君） ただいま石川委員の方からのご質問でございますけれども、一般会計繰入金という項目の方で、この決算書の270ページにございます。270ページです。

ここの9款の繰入金で、こちらが他会計繰入金ということで、一般会計繰入金というこ

とになっております。節の方で、1番から5番まで保険基盤安定繰入金、それから職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、それから4番目に財政等安定化支援事業繰入金、それから5番目として一般会計繰入金となっております。

1節から4節まで、こちらは国民健康保険法の中で一般会計から法的に繰り入れするということになっております。5番目の一般会計繰入金、これはその他の繰入金と言っております。これは法的には決まってございまして、各市町村の実情に応じまして、例えば医療費が上がったとかということで突発的なときに、そういった理由をつけて繰り入れるということで、法定以外にそれが認められている、というわけではないんですけども、一般会計繰入金ということで、5番はその他というふうになっております。

美浦村の方でも、今回23年度は最終的には6,183万4,000円を繰り入れております。これは既に決算、歳出の方で医療費等にも充てているし、それから、税の不足分とかにも上がっております。一般財源として入れているというところがございます。

ご指摘の歳出の方で、一般会計に繰り出しで200万ほどあると思います。こちらにつきましては、今お話ししました繰入金の1番から4番、4番の方はないんですけども、基盤安定繰入金、こちら繰り越しはありません。ただ、2番の職員給与費等繰入金、それから出産育児一時金等繰入金、こちらの方の不用額分を一般会計の方の繰出金ということで、二百何ぼでしたか、こちらの金額が繰り出しとして、特別会計の方から一般会計の方に繰り出しているものであります。

今言いましたように、一般会計の繰り入れ、繰越金九千何ぼという額があるんですけども、これは翌年度繰り越しということで、今のところ、翌年24年度の財源になるようなことで、今回の補正の中にもあるんですけども、この中から、その残った分から財源として補正関係も充当しているというような形になっております。

以上なんですけども、よろしく願いいたします。

委員長（小泉輝忠君） 石川委員。

委員（石川 修君） ありがとうございます。要するに1億7,658万7,000円のうち、5番の一般会計、その他の繰入金は、村の財政の事情に合わせて繰り入れてますよという趣旨の答弁だと思うんですけども、普通に考えて、1億7,600万を繰り入れをして、一般会計からね。それで9,900万余ったから次年度のあれにしますよというのは、それは方法としてはわかるんですけども、普通のことであれば、1億近くも余っているのに、1億7,000万繰り出しているんだから、普通だったら「残っている分全部よこせよ」という話になるかと思うんですけども、それは大変乱暴な話かなと思うんですけども。ですから、このその他分の繰り入れは、村の実情に合わせてということでありまして、この辺はもう少し見直した方がいいのかなという気がするんです。

なぜかといいますと、いわゆる健康保険の滞納がかなりありますよね。二億数千万もあるわけですから。ですから、その辺のことも考えれば、それをもう少し圧縮をしながら、

やっぱり滞納の方もきちっとしていかなくやいかんだろうなというふうに考えていますけれども、その辺のご見解はいかがですか。

委員長（小泉輝忠君） 国保年金課長。

国保年金課長（桑野正美君） 今ご指摘になりましたその他の繰入金なんですけども、これは通常はどここの市町村でも、額は違いますけども、多少なりをほとんどの市町村が入れております。

なぜかといいますと、医療費の方がもう上がる一方でございます。その逆に、今、経済の不況から、国保税、こちらの方も課税の方が、徴税の方が減額になっております。そういうことで、今、税率を、やっています税率、これは平成12年から、はっきり言いますと、全然上げていません。そういうこともありまして、一般会計その他の繰り入れを少なく減額するには、滞納もそうなんですけども、滞納の方の金額を埋める、埋めていく、あるいは税率を上げていくしかないのかなというところで、検討中でございます。

あと、国保会計にしても、一般会計から23年度決算で六千何百という額なんですけども、24年度は1億1,300万ですか、これくらいの額を今のところ繰り入れていただいております。これは本当に、その他の分でこれだけ上げる市町村も、村として、東海村は別としましても、かなり多いんじゃないかなと今、思っているところでございます。

ですから、今後一般会計の繰り入れを少なくしていくために、医療費をなるべく少なくするために保健事業とかを強化、今のところいろいろ検診してくださいとか、ジェネリックの後発医薬剤の推進ですとか、医療費減につながる対応等はやっておるんですけども、今後またそれをいろいろ検討しまして、医療費の削減につながるようなことで対応していきたいと思います。そういうことで、本当に国保特別会計の方でも、一般会計からこれだけ入れていただいているのは本当に恐縮しているところなんでございます。

本当に減らす努力はしていきたいと思いますので、そういうことでご理解をよろしくお願いしたいと思います。

委員長（小泉輝忠君） 石川委員。

委員（石川 修君） わかりました。非常に課長の方は苦労しているのはわかりますけれども、一般会計から入れるのがなくなっちゃって、税率が上がるということであれば、なおさら滞納がかかると思うので、その辺は了解してございます。

それから、課長が言いましたように、医療費の圧縮、これはやっぱり検診なり、それからジェネリックもそうですけれども、そういうやつはやっぱり課としても推進していただいて、事あるごとにやっぱりそういう方向で医療費を圧縮していただきたい、このように思っておりますので、今後ともご努力の方をお願い申し上げまして、質問は終わりにさせていただきます。

委員長（小泉輝忠君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 先ほどの質問と重なる部分があるかもしれませんが、繰越金で9,000

万近く上がっているようですけども、この間、国保年金課長にいろいろ教えていただいたときに、平成21年度の財政安定化基金の1人当たりの保有額、美浦村は1万7,000円幾らかだったと思うんですけども、県内でも非常に、5本の指に入るほど高いから、国民健康保険料、1人当たりの税を減らせないでしょうかと質問したときに、確かに21年度は多少多くて1万7,000円幾らかあったけど、たまたま財政安定化基金に積み立てるべき金額を積み立てないで、翌年度に繰り越しましたと。繰り越すべき金額を財政安定化基金の方に積み立てましたと。

ですから、21年度は非常に1人当たりの保有高が県内でもものすごく高い。その後2～3年では、基金に積み立てをしていないので、今はその半分ぐらいしかありませんよという説明を受けたと思うんですけども、この繰越金というのは、財政安定化基金に積み立てるべき、あるいは積み立てられる金額を積み立てないで、翌年度の国保の中の一般財源として繰り越ししているというものなのではないでしょうか。

委員長（小泉輝忠君） 国保年金課長。

国保年金課長（桑野正美君） 今の岡沢委員のお話なんですけども、繰越金を財政基金に繰り入れられないかということですかね。

委員長（小泉輝忠君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） それは翌年度に23年度決算のように繰越金として繰り越した場合と、それから、余った金については当然積み立てなければ、財政安定化基金というのは一定保障しなけりゃならないので、そこへ積み立てるべき金額というのがあるのかもしれませんが、先ほど石川委員がおっしゃったように、9,000万もなぜ残るんだろうという疑問だと思うんですけども、それは、23年度末の決算においては、財政安定化基金の方はある程度基金があるので、そちらに積み立てないで繰越金ということにしたんでしょうか。

となると、参考までに23年度末で1人当たりの財政安定化基金の保有額というのは、幾らくらい、もし今お答えいただけるのであればお聞かせ願いたいんですが。

委員長（小泉輝忠君） 国保年金課長。

国保年金課長（桑野正美君） 繰越金なんですけども、9,900万だったと思います。

その中で、基金の方に入れなかった理由としては、平成24年度に繰越金という名目で財源的に上げてある部分もありました。これは1,000万なんですけども。実際には、9,900万ですから、残り8,000万ほどあります。

そのほかに23年度までの国庫補助金の方で多く受け入れをしていまして、その返還というのもございます。こちらが3,000万近い額だったんですけども、これは今回の補正の方で対応しているかと思っております。そのこともありまして、こう言っただけは何なんですけども、その繰越金の中である程度は使い道といたしまして、24年度の財源として保有しておきたいという意図もございまして。

基金の中に入れますと、また、それを出すための手続といたしまして、そういうこと

も考慮しまして、であれば、全部繰越金にして、幾らでも、100万でも200万でもということであれば、繰入金、基金の中にそれを入れるというのは可能だと思います。ですけども、今言ったようなこともありますので、また、医療費の方も今、見積みというか今までの伸びですとかを考慮して、医療費の方の歳出の額をそれぞれ上げております。

これも、あくまでも予想でございますまして、今後また昨年、23年度は退職がぐっと上がった経緯がございます。そういうことも考慮しまして、その繰越金の方を基金の方に入れなかったという、ことしなんですけども、そういうことで財源にしたいという意図がありまして、基金の中に今回は入れなかったということでございます。

よろしく申し上げます。

委員長（小泉輝忠君） 岡沢委員。

委員（岡沢 清君） 先ほども言いましたけども、平成21年の場合は、逆のパターンだったと思います。それで、保険財政、退職者の医療費が上がったという話もそのとき伺いましたので、その繰越金の関係と基金の積立金の関係がちょっとわからなかったんです。以前にご説明いただいたんですが、よくわからなかったので、再度聞かせていただいたんですけれども。

先ほど言った平成23年度末で、1人当たりの基金保有高というのが今、もしわかればですけども、わからなければ、あしたでも結構ですので、参考までに教えていただきたいのと、それから、1億7,000万幾らか繰り越し、一般会計から繰り入れているわけですけども、これも調べてみたんですけど、決算カードの数値なんですけども、一般会計から他会計への繰り出しということで、国民健康保険の方への繰出額なんですけども、平成18年で1億8,500万円、大体ちょっと多いぐらいなんですけども、23年度のように。19年度で1億6,700万円、20年度で1億2,100万円、21年度で1億800万円、22年度で1億1,500万円、これは約の数字、細かい数字は省いた額なんですけども。

大体一般会計からの繰入金というのは、ここ3年減っていた傾向にあったんですけども、23年度決算では1億7,600万円となっているのは、先ほど簡単に説明してしまえば、その退職者の医療費が上がったと、そういったことで理解してよろしいでしょうか。

委員長（小泉輝忠君） 国保年金課長。

国保年金課長（桑野正美君） 今、手元に平成13年から23年度までの一般会計繰入金のその他、さっきお話ししました5番目のその他の繰入金で、1番から4番までは、国保特会の方に法的に入れるんだというもので、その他の分というのは先ほど説明したとおりなんですけども、その額を申し上げたいと思います。平成18年からでいいですかね。

じゃ、平成18年の方のその他の分でふえている額が、7,337万3,000円。平成19年の方が5,390万6,000円。平成20年度1,742万9,000円。平成21年度の方が1,246万8,000円。平成22年度はゼロでございます。平成23年度、昨年度が6,183万4,000円でございます。

あと一番、先ほどの1節から4節、保険基盤安定繰入金ですとか職員給与、出産育児一

時金につきましては、職員の人事異動の関係とかもありますし、増減が当然出ます。それから、基盤安定繰入金につきましては、その年度の税金、国保税の軽減分を国の方から補填していただいていますので、それも年度によって若干変わります。今言いましたその他の分が、今申し上げました金額でございます。

財政的にはこの年度、単年度収支の方でいいますと、これは繰入金を入れないと、単年度ですと、これから一般会計繰入金その他の分を入れまないと、ほとんど赤字と言っている状況であります。赤字の方も、3,000万から平成22年度は1億くらいの赤字になっております。これは、先ほど言いましたように、平成22年度は一般会計の方のその他の分は繰り入れしていませんので、その関係からこういう1億という赤字になっております。どの年も繰越金の方は、前年度から繰越金を全部充てております。この分も差し引いた今の単年度収支では、赤字というふうなことになっております。

基金の状況なんですけれども、一度、平成20年に6,700万という基金を積み立てておりました。当時、1億1,000万ほどございました。委員が今おっしゃいました平成21年度で、1人当たりの基金の保有額が、美浦村は県内でも高い位置にあったかと思えます。今現在は、基金残高の方が4,000万1,000円ということになります。これを23年度の平均被保険者数で割りますと、1人当たり7,656円という保有額になるかと思えます。

ですから、平成21年度当時よりはかなり減っているかと思えます。

以上です。

委員長（小泉輝忠君） 岡沢委員、よろしいですか。

委員（岡沢 清君） はい。

委員長（小泉輝忠君） 質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

委員長（小泉輝忠君） 議案第19号 平成23年度美浦村農業集落排水事業特別会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

ありませんか。

石川委員。

委員（石川 修君） それでは、一つお聞きしたいと思いますけれども、平成21年度より3カ年、接続交付金が出ていましたね。23年度で終わりだと思うんですけども、公共下水道はそうなんですけども、この後、平成24年度について、24年度以降、これを見ますと、農業集落排水、平成23年度27名に対して52万の工事補助金を交付したということでございますけれども、24年度以降はどういうふうに考えておりますのか伺いたいと思います。

委員長（小泉輝忠君） 上下水道課長。

上下水道課長（青野道生君） 石川議員のご質問にお答えいたします。

農業集落排水事業につきましては、当初、公共下水道とあわせてというような形で接続補助金が出されていたと思います。ご指摘のとおり、農業集落排水に関しては、平成23年度で終了しております。

今後は、現状では、今後新たな接続補助金については、現状では考えておりません。以上です。

委員（石川 修君） 了解しました。

委員長（小泉輝忠君） はい。

質疑ありますか。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

委員長（小泉輝忠君） 議案第20号 平成23年度美浦村公共下水道事業特別会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方は、どうぞ。

山崎委員。

委員（山崎幸子君） 事業報告書の155ページのところで、公共下水の5段目のところから、「整備区域内の人口は3,683人、水洗化人口は1,485人で接続率40.3%」とありますけど、

これは、公共下水道の加入接続率とは違いますよね。その前の農集のところでは、加入接続率という形で71.3%というふうに記載しているんですけど、この公共下水の方は、加入接続率は何%なのでしょう。

委員長（小泉輝忠君） 上下水道課長。

上下水道課長（青野道生君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

ここで言っています水洗化人口は、いわゆる接続率と考えていただいて結構です。公共下水の場合は、人口対人口で接続率を考えていきます。そういうことになりますので、整備区域内の人口に対して、どれだけの人口の方が接続しているかということでの接続に対しての割合ということで認定をします。名前は、水洗化人口なんて言い方をしますが、実質は接続率ということになります。

以上です。

委員長（小泉輝忠君） 山崎委員。

委員（山崎幸子君） ちょっともう一度確認なんですけど、そうしますと、公共下水道の道路に管を入れて工事をして、通常は負担金を払うと、宅地内1メートルまでやってもらえますよね。

そして、そこから先の宅地内の工事をやったの、その接続率ということですか。

委員長（小泉輝忠君） 上下水道課長。

上下水道課長（青野道生君） 山崎委員のご質問にお答えをいたします。

そのとおりでいいです。宅内工事をやったおうち1軒に対しての人口を出しているということ。

委員（山崎幸子君） わかりました。

委員長（小泉輝忠君） 質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

委員長（小泉輝忠君） 議案第21号 平成23年度美浦村介護保険特別会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

委員長（小泉輝忠君） 議案第22号 平成23年度美浦村後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

委員長（小泉輝忠君） 議案第23号 平成23年度美浦村水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（小泉輝忠君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

委員長（小泉輝忠君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査は、すべて終了いたしました。

これで、決算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間、大変ご苦労さまでした。

午後 3 時 4 8 分閉会